

官報

号外 昭和二十三年十二月一日

第三回 参議院會議錄第十八号

昭和二十三年十一月三十日(火曜日)午前
十時二十三分開議

議事日程 第十七号

昭和二十三年十一月三十日

午前十時開議

- 第一 進駐軍労働者に政令二〇一号及び國家公務員法適用除外の請願 (委員長報告)
- 第二 熊谷地区官公吏勤務地手当引上に関する請願 (委員長報告)
- 第三 統一的たけの公定價格撤廃に関する請願 (委員長報告)
- 第四 物價改訂に関する請願 (委員長報告)
- 第五 くす鉄統制反対に関する請願 (委員長報告)
- 第六 郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願 (委員長報告)
- 第七 大原市に刑務所支所設置の請願 (委員長報告)
- 第八 出雲市に松江刑務所支所設置の請願 (委員長報告)
- 第九 宮城刑務所福島支所移轉に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇 吉原市に静岡刑務所支所設置の請願 (委員長報告)
- 第一一 石炭産業従事の土建労働者に対する均等配給に関する請願 (委員長報告)
- 第一二 北海道炭電電力確保に関する請願 (委員長報告)

第一三 日本製鉄株式会社煉成鐵鉄所再請に関する請願(二件) (委員長報告)

第一四 搬出輸入種物検査機購置の存置に関する請願 (委員長報告)

第一五 個人種物規格測定器の自由性に関する請願 (委員長報告)

第一六 高知縣の大口電氣料金区域變更の請願 (委員長報告)

第一七 坑木生産資金融資に関する請願 (委員長報告)

第一八 宮崎種畜牧場存置に関する請願 (委員長報告)

第一九 山形縣警日川沿岸用水改良工事促進に関する請願 (委員長報告)

第二〇 新庄村附拓事業に関する請願 (委員長報告)

第二一 青龍寺川災害復旧耕地事業及び用水排水耕地事業施行に関する請願 (委員長報告)

第二二 大道せき用水路補修工事を土地改良事業に指定施行の請願 (委員長報告)

第二三 越中せき用水改良に関する請願 (委員長報告)

第二四 新潟縣營山北用水改良事業の繰上施行に関する請願 (委員長報告)

第二五 葦系関係の水害復旧対策に関する請願 (委員長報告)

第二六 馬四の北海道外移動禁止に伴う対策に関する請願 (委員長報告)

第二七 はり、きゆう、あん、マツサイジ業者に対する加配米給與の請願 (委員長報告)

第二八 兒島港干拓事業促進に関する請願 (委員長報告)

第二九 農地委員会に対する國庫補助の請願(二件) (委員長報告)

第三〇 秋田縣船川港町、脇木付間防湖林造成事業施行に関する請願 (委員長報告)

第三一 因幡せき揚水機設備工事助成の請願 (委員長報告)

第三二 岐阜縣在籍用水改良工事促進に関する請願 (委員長報告)

第三三 農業災害補償法の改正等に関する請願 (委員長報告)

第三四 岐阜縣上野平開拓地の災害復旧事業費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第三五 農産原料の七島い栽培面積確保に関する請願 (委員長報告)

第三六 農産災害補償法の共済事業に虫害を加えるの請願 (委員長報告)

第三七 農業災害補償法による災害確認作物の供出量減少に関する請願 (委員長報告)

第三八 廣島縣の風水害林地並びに林道復旧事業費國庫補助の請願 (委員長報告)

第三九 大規模國營開墾事業促進に関する請願 (委員長報告)

第四〇 兵庫縣のかん水害復旧事業費等の國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第四一 各種耕地事業費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第四二 兵庫縣の土地改良事業費並びに農業水利事業費國庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第四三 滋賀縣湖北耕地の災害復旧事業費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第四四 大阪府のかん害復旧事業費並びに水害復旧事業費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第四五 三重縣下耕地の災害復旧事業費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第四六 三重縣の土地改良事業費並びに農業水利事業費國庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第四七 愛知縣の土地改良事業費並びに農業水利事業費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第四八 愛知縣のかん水害復旧事業費等國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第四九 奈良縣の土地改良事業費並びに農業水利事業費等國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第五〇 稻荷山線鐵道復活に関する請願 (委員長報告)

第五一 大垣、樽見間鐵道復旧促進に関する請願 (委員長報告)

第五二 岡山市万町踏切に橋樑架設の請願 (委員長報告)

第五三 普代、小本兩村間に國營自動車の運輸開始の請願 (委員長報告)

第五四 大藏省保管の白浜鐵道を運輸省に所管移すの請願 (委員長報告)

第五五 南余目信号場を駅に昇格の請願 (委員長報告)

第五六 稻毛、藤原兩駅間に桜見川架設の請願 (委員長報告)

第五七 龜山、清澄間に國營自動車の運輸開始の請願 (委員長報告)

第五八 田野畑港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)

第五九 吉久駅を独立駅に昇格の請願 (委員長報告)

第六〇 貨物自動車用タイヤ配給に関する請願 (委員長報告)

第六一 岩手縣久慈町、白山及び玉の脇間に國營自動車の運輸延長の請願 (委員長報告)

第六二 三瓶港防波堤築設に関する請願 (委員長報告)

第六三 予讃線接續駅變更に関する請願 (委員長報告)

第六四 愛媛縣土居村窪町に國營自動車運輸延長の請願 (委員長報告)

第六五 四國循環鐵道完成促進の請願 (委員長報告)

第六六 留萌港しんせつ工事施行に関する請願 (委員長報告)

第六七 坂上、賀見畑、秋中三村間に國營自動車の運輸開始の請願

第六八 枝幸、美深間に鉄道敷設の請願

第六九 日本国会史編さん所設置に關する請願

第七〇 國家公務員法の改正並びに教育公務員法案に關する陳情

第七一 中國地方の電力増強対策に關する陳情

第七二 中小企業金融対策に關する陳情

第七三 京都府のかん苧産業対策費國庫補助に關する陳情

第七四 農薬災害補償法の改正に關する陳情

第七五 兒島灣干拓事業促進に關する陳情

第七六 農地委員会に対する國庫補助の陳情(二件)

第七七 酪農業の拡充強化に關する陳情

第七八 矢吹原國營開墾事業促進に關する陳情

第七九 廣島縣のかん苧恒久対策費國庫補助に關する陳情

第八〇 廣島縣の水害耕地復旧事業費國庫補助に關する陳情

第八一 小野新町、須賀川兩町間に國營貨物自動車の運輸開始の請願

第八二 關東海邊局東京支局の昇格に關する陳情

第八三 花巻線全線復旧工事に關する陳情

第八四 縣金庫業法の繰送あり路打開に關する陳情

第八五 米沢、京都兩駅間電化促進に關する陳情

第八六 山田線の災害復旧工事に關する陳情

議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨二十九日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

福災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

海軍仲裁等に關する法律案

地方財政委員会法の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に關する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に關する法律等の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

福災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

海軍仲裁等に關する法律案

地方財政委員会法の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

昭和二十三年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十三年度特別会計予算補正(特第一号)

大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

砂糖消費税法等の一部を改正する法律案

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融庫法のの一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

昭和二十三年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十三年度特別会計予算補正(特第一号)

予算委員会に付託

大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

砂糖消費税法等の一部を改正する法律案

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融庫法のの一部を改正する法律案

大藏委員会に付託

同日議院において採択することを議決した地方團體中央金庫設置の請願外九十一件の請願及び戸籍事務職員の人件費等全額國庫補助に關する陳情外四十四件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日予算委員会において當選した理事は左の通りである。

理事 油井賢太郎君

同日委員長から左の報告書を提出した。

人事委員会請願審査報告書第一号

人事委員会請願特別報告第一号

人事委員会陳情審査報告書第一号

人事委員会陳情特別報告第一号

運輸委員会請願審査報告書第二号

運輸委員会請願特別報告第二号

運輸委員会陳情審査報告書第二号

運輸委員会陳情特別報告第二号

議院運営委員会請願審査報告書第一号

議院運営委員会請願特別報告第一号

議院運営委員会陳情審査報告書第一号

議院運営委員会陳情特別報告第一号

經濟安定委員会陳情特別報告第一号

經濟安定委員会請願審査報告書第一号

經濟安定委員会請願特別報告第一号

農林委員会陳情審査報告書第二号

農林委員会陳情特別報告第二号

一昨二十八日委員長から左の報告書を提出した。

厚生委員会請願審査報告書第四号

厚生委員会請願特別報告第五号

厚生委員会陳情審査報告書第二号

厚生委員会陳情特別報告第二号及び第三号

昨二十九日委員長から左の報告書を提出した。

大藏委員会請願審査報告書第二号

大藏委員会請願特別報告第二号

大藏委員会陳情審査報告書第二号

大藏委員会陳情特別報告第二号

本日委員長から左の報告書を提出した。

復興金融庫の機構及び業務内容に關する調査報告書

金融制度改革に關する調査報告書

昨二十九日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨内閣答した。

訟務長官 田中 治彦君

同日内閣総理大臣から左の者を第三回國會議府委員に任命した旨の通知書を受領した。

總理事務官(庶務局長) 三橋 則雄君

總理事務官(庶務局長) 東畑 四郎君

總理事務官(庶務局長) 林 一郎君

同(同通信局長) 増岡 尚士君

同(同貿易局長) 藤澤 次郎君

同(同運輸局長) 平井 好一君

同(同労働局長) 谷口 五君

同(同労働局長) 渡邊年之助君

同(同労働局長) 田中 治彦君

本日委員長から左の報告書を提出した。

治山治水及び戦災復興災害復旧住宅問題等その他一般建設事業並びに都市、地方、国土計画に関する調査報告書

観光事業に関する調査報告書

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

郵政省設置法案

電氣通信省設置法案

日本専賣公社法案

日本國有鉄道法案

國家公務員法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

郵政省設置法案

電氣通信省設置法案

内閣委員会に付託

日本専賣公社法案

大藏委員会に付託

日本國有鉄道法案

運輸委員会に付託

國家公務員法の一部を改正する法律案

人事委員会に付託

案

○議長(松平恒雄君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程の順序を変更して、日程第三より日程第五までの諸議を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。経済安定委員長佐々木良作君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔佐々木良作君登壇、拍手〕

○佐々木良作君 今議題になりました物價改訂に関する諸議外二件の諸議につきまして、委員会の経過及び結果を極めて簡単に御報告申し上げます。物價改訂に関する諸議は、今回行われなかった物價改訂によつてアルミニウム工業界は多大の影響を受けているから、物價改訂の基本方式、特に改訂の時間的ズレ、原價計算の方式、繰込買金ベース、價格差補給金等について慎重に検討考慮を加えられたらという諸議でありまして、物價政策につき根本的な再検討が要請されている現状を考へますと、本諸議において述べられている諸点は十分に検討考慮を加える必要が認められたのであります。次に乾雑草の公定價格撤廃に関する諸議は、雑草の商賣的性質と嗜好食品である点からして、公定價格の撤廃並びに指定農林物検査法別表第二より削除して欲しいという諸議でありまして、雑草は輸出品として重要なものではないが、現在の物價の現況から考へますと、この撤廃を可とするものというふうに結論されたのであります。

又、厚鉄統制反対に関する諸議は全國鑛物工業会から提出されたものでありまして、鑛物用の厚鉄は集荷が容易でなく、品質形状等の点からして統一價格決定が困難であるため、生産に支障を來してゐるから、統制を撤廃して欲しいという諸議でありまして、厚鉄一般についての統制解除は尙問題がある

りませんが、鑛物用の古鉄については統制を撤廃することが妥当であるというふうに認められたのであります。以上のごとき次第でありまして、本委員会といたしましては、各諸議につきましてそれ(紹介議員及び政府委員の説明及び意見を聴取し、十分審議を行いました結果、議院の會議に付し、然るべき意見書を付して内閣に送付するを適當と認め次第でありまして、非常に簡単にありますが以上御報告といたします。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。これらの諸議は委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの諸議は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第六より日程第十までの諸議を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事岡部常君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔岡部常君登壇、拍手〕

○岡部常君 只今議題になりました諸議第二十三号外四件の法務委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

先ず郡山市に仙台高等裁判所支所設置の諸議第二十三号の趣旨は、同市には福島地方裁判所郡山支部が設置され、便利にはなつたが、他面、裁判所法の改正によつて今まで地方裁判所に控訴していた一審判決に対する控訴は高等裁判所に申立てしなければならぬことになり、従つて同地方の控訴は仙台高等裁判所に申立てなければならぬのであります。現下の經濟状態と交通難の時代においては、そのために控訴申立てを差控えるような事態を生ずる虞れがありますので、地理的に見ても東北の要衝であり、又訴訟件数も増加の傾向にある郡山市に仙台高等裁判所支所を設置して貰いたいというのであります。

次に大塚市に刑務所支所設置の諸議第三十三号の趣旨は、大塚区裁判所管内一市五郡に亘る犯罪者等は現在大塚市警察署留置場に收容されておられますが、定員二十四名のところ常にその倍数を超えて留置している現状で、人権蹂躪の非難を受け、重要な容疑者、未決囚の留置もできず、犯罪捜査上重要な支障を來しているから、速かに独立の刑務所支所を設置せられたいというのであります。

出雲市に松江刑務所支所設置の諸議第二百二十七号の趣旨は、現在出雲市の松江地区警察署の留置場は收容定員僅か三十名であるのに、警察制度の改革によりまして一市三郡の國家自治警察署の留置場及び代用刑務所として用いられ、松江刑務所との中継的存在として收容される留置人、拘留人の数は飛躍的に増加し、昨年度は延一万余七

十八人、本年度八月現在まで、すでに七千二百五十二人という状態でありまして、留置場及び代用刑務所としての機能は全く發揮できず、この欠陥から更に重大なる犯罪を誘発する危険がありますために、正式に松江刑務所支所としての使命を遂行できる施設を速かに設置されたいというのであります。

宮城刑務所附属支所移轉に関する諸議第二百七十七号の趣旨は、同支所は福島市の中央部に在るので、市の発展を阻害し、而も所在区域一帯は信夫山公園として遊樂施設も行われ、兒童公園の建設及び都市計画の重要事業であるトンネルの開鑿工事も計画されておるから、速かに他の適當な場所に移轉されたく、市議會の決議によつて、諸議に及よつたのであります。

最後に、吉原市に静岡刑務所支所設置に関する諸議第三百三十三号の趣旨は、吉原警察署留置場は静岡刑務所の代用として現在未決囚を一般留置人と共に留置しておるのでありますが、前述の諸議第三十三号、同第二百二十七号と同趣旨の下に、吉原市に刑務所支所を設置して貰いたいというのであります。

委員会におきましては、各件とも慎重審議をいたすと共に、政府委員の意見を聴取いたしました。これを採択し、内閣に送付することが適當であると決定いたしました。簡単にありますが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。これらの諸議は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することを應議院の諸議

官報号外 昭和二十三年十二月一日 參議院會議録第十八号 會議 議事日程変更の件 乾しいたけの公定價格撤廃に関する諸議外四件 一九三

の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の順序を変更し、日程第十一より日程第十七までの請願及び日程第七十一、第七十二の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。商工委員長小畑哲夫君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔小畑哲夫君登壇、拍手〕

○小畑哲夫君 只今上程されました商工委員会付託請願及び陳情の審査の結果を御報告申し上げます。

先ずその願意につきましまして簡単に申し上げますと、請願第八十五号、石炭産業従事者の土建労働者に対する均等配給に関する請願は、石炭産業に従事する土建労働者に対しては、職業分類によらずして産業区別による労働加配米の枠内を適用せられたいとの願意であります。請願第九十二号、北海道地方炭鉱電力が電力不足及び電圧低下のために石炭生産に支障を来すから、既設電源の補修その他請願書記載の措置を至急実施されたいとの願意であります。請願第七十三号及び第二百六十五号、日本製鉄株式会社炭鋼製鉄所再開に関する請願は、終戦以來作業中止

の日鉄炭鋼製鉄所は、賠償指定を受け、集排油の適用を受けておるが、経済地理的鉄鋼生産の重要性に鑑み、同所を再開せられたいとの願意であります。請願第八十四号、輸出絹人絹織物検査機構の存置に関する請願は、輸出品取締法が検査機構についての画期的な改革であるから、絹人絹織物については暫時従来の機構で実施されたいとの願意であります。請願第八十五号、絹人絹織物規格選定の自由性に関する請願は、絹人絹織物の規格には生産地特有の技術を生かして需要者の要求する織物生産をなし得るよう自由性を付與されたいとの願意であります。請願第二百七十五号、高知縣の大口電気料金区域変更の請願は、高知縣の電気料金を全國最高のC地区よりB地区に変更されたいとの願意であります。請願第二百八十五号、坑木生産資金融資に関する請願は、内地の坑木生産業者に從來通り融資を継続されたいとの願意であります。陳情第三十二号、中国地方の電力増強対策に関する陳情は、中国地方電力回復のため、水力電源の開発、火力発電所の拡充、地帯間連絡送電線強化等の対策を講ぜられたいとの願意であります。陳情第五十三号、中小企業金融に特別の機関設置、は、中小企業金融に特別の機関設置、復金損失補償融資の増進中に商業金融特に間接金融を入れること、信用保証協会に救済的制限を付す等の措置を講ぜられたいとの願意であります。

〔議長退席、副議長登壇〕

以上請願七件、陳情二件について、当委員会において慎重審議の結果、いずれも願意を妥當なるものと認め、採

択し、議院の會議に付するを要し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。但し陳情第三十二号の中国地方電力増強対策に関する陳情は、願意の推進方を要望するも、その実施に当つては國家計画と既み合せ有効適切にその目標を達成することを條件とした次第でございます。以上御報告申し上げます。(拍手)

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) この際、日程の順序を変更し、日程第十八より日程第四十九までの請願及び日程第七十三より日程第八十までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。尚、日程第七十六の陳情二件は三件、日程第七十七の陳情は陳情二件の誤りにつき訂正いたしました。先ず委員長長の報告を求めます。農林委員長梶見義男君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔梶見義男君登壇、拍手〕

○梶見義男君 請願、陳情に関する

る農林委員会の審議の状況並びに結果を御報告申し上げます。本國會におきまして農林委員会に付託せられた請願及び陳情は、請願五十件、陳情十六件、合計六十六件でございますが、委員会におきましては慎重審議を重ね、その間、政府側の現状説明等も聴取いたしました結果、只今議題となりましては、合計四十四件を採択し、いづれも會議に付したる上、内閣に送付を要するものと決定いたしました次第でございます。

而してこれらの請願及び陳情の内容につきましましては文書表によつて十分御了承願えたいのでありますが、今、概括的に且つ最も御留意を願いたい事項についてのみ御報告申し上げます。採択いたしました四十四件のうち、先ず第一に、件数において特に多いのは災害関係と農業増産関係でございます。即ち災害関係におきましては、災害復旧に関するものが十二件、農業災害補償制度改善に関するものが四件、合計十六件でございます。又農業増産関係におきましては、用排水施設等の整備による土地改良に関するものが十一件、干拓及び國營開墾等による農地造成に関するものが五件、合計十六件であります。これらのことは何を物語るかには特にここに申上げるまでもないところでございますが、災害関係におきましては、連年且つ屢次に亘る水害その他の大規模の災害により、罹災地方農民が如何に苦しんでおるかというのと、而も農民はその苦しみにも拘わらず、如何に強く農地に愛着を感じ、その復旧を待つて再び農業生産に精進せ

んとする意図の旺盛なるかを如実に物語るものでございます。又農業増産関係におきましては、実は農林委員会といたしましては、最近食糧事情が輸入食糧等の恩恵によつてやや好轉いたしましたる半面、國內における食糧増産に対する官民の熱意が冷却し、そのために將來に大きな悔を残すことなきやをひそかに憂えておつたのであります。地方における増産意欲が依然強く且つ高いことを、これらの請願、陳情が物語つておるのであります。誠に心強く感じました次第でございます。

而して災害復旧にいたしましては増産にいたしましては、それらに要する施設費はいずれも相当巨額に上り、供出の強行と重税に喘ぎつつある今日の地方農村の実情を以ていたしましては、到底みずから力のみを以てしては、よくなし得るところでございます。請願、陳情におきましても、いづれも重点的且つ短期間完成を目途とする國庫の助成を要望しておるのであります。これらは、かねて國會におきまして、或いは決議の形式を以て、或いは緊急質問の形を以て、政府に対し強く要望いたしており、この際、委員会といたしましては、政府の決断と強き政治力による実現を切に期待いたしました次第でございます。

又その他の請願、陳情におきましても、畜産振興その他に例を見るがごとく、政府は徒らに首のみを吹き、その裏の伴わざるものが少くないために、却つて当事者を困惑と昏迷に陥らしめておるものがございます。これらも聞

様政府の善処方を要望いたしましたとい存
じた次第でございます。

以上概括的の説明を以て御報告を終
ることといたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言
もなければ、これより採決をいたしま
す。これらの請願及び陳情は委員長報
告の通り採択し、内閣に送付すること
に賛成の請願の起立を請います。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 議員起立と
認めます。よつてこれらの請願及び陳
情は全会一致を以て採択し、内閣に送
付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際、日
程の順序を変更し、日程第五より日
程第六十八までの請願及び日程第八十
一より日程第八十六までの陳情を一括
して議題とすることに御異議ございま
せんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない
と認めます。先ず委員長よりの報告を
求めます。運輸委員理事丹羽五郎
君。

〔審査報告書は都合により本号附
録に掲載〕

〔丹羽五郎君登壇、拍手〕

○丹羽五郎君 只今上陸になりました
請願第二十九号、大垣一博見間鉄道復
旧促進に関する請願外十六件、陳情第
五十九号、小野新町、須賀川両町間に
國營自動車運轉開始の陳情外五件の
委員会におきます審議の経過及び結
果を御報告申し上げます。各請願につ
きましては紹介議員の熱心な説明があ

り、又政府よりも各請願、陳情について
詳細な調査の報告がありました。こ
こでは省略をさして頂きまして極く簡
単に申し上げます。

先ず請願第二十九号、大垣一博見間
鉄道復旧促進に関する請願、陳情第六
十六号、花巻線全線復旧工事に関する
陳情、第六十九号、山田線の災害復旧
工事に関する陳情は、政府の説明を聴
きますと、資金並びに資材等の関係か
ら早急には全線の復旧は困難だと思
うが、目下熱心に研究中であるとい
うこととあります。これらの路線は新ら
しく建設するものではありませんので、元
つた線の復旧でありますから、政府は
地方民の熱心な要望に副いまして優先
的に考へるのが妥当でないかとい
うと、全員一致これを内閣に送付を要
するものと議決をいたしましたのであり
ます。

次に請願第八十七号、岡山市方町
踏切に線橋架設の請願、第二百十七
号、南余目信号場を駅に昇格の請願、第
二百十九号、稻毛、幕張両駅間に檢見川
駅設置の請願、第二百三十一号、吉久
駅を独立駅に昇格の請願は、いずれも
國有鉄道の駅設置又はその施設の増
補に関する問題でありまして、願意も
妥当でありますので、審議の結果は、
いずれもこれを内閣に送付を要するも
のと全員一致議決をいたしました次第で
あります。

次に請願第九十一号、青代小本兩
村間に國營自動車運轉開始の請願、
第二百二十号、龜山一清港間に國營自
動車の運轉開始の請願、第二百三十八
号、岩手縣久慈町、白山及び玉の脇間
に國營自動車の運轉延長の請願、第二

百四十二号、愛媛縣土居村窪町に國營
自動車運轉延長の請願、第二百六十
号、坂上、賀見畑、秋中三村間に國營
自動車の運轉開始の請願、陳情第五
十九号、小野新町、須賀川両町間に國營
貨物自動車の運轉開始の陳情は、い
ずれも國營自動車路線の新規開設又は延
長を要するといふ趣旨の請願及び陳
情でありまして、政府の説明によりま
すれば、客観的情勢により國營自動車
の新設は困難であることとありま
したが、これらの地方はいずれも貧
乏なため、住民は甚だ迷惑をいたして
おる実情にあるのであります。故に
既存の民間自動車事業がある地方は
先ず以てこれを強化いたしましたして、
民間では到底力が及ばないとか、民
間の事業がないといふような地方に
おきましては、極力國營自動車を開
設いたしましたして、速かに民意に副
うのが適当であるといふことに意見が一致
いたしましたので、その趣旨を付しまし
て、これを内閣に送付を要するものと
全員一致議決をいたしました次第で
あります。

次に第二百三十五号、貨物自動車用
タイヤ配給に関する請願であります
が、タイヤ不足のため輸送に支障を來
しておられますから、その増配を要
する趣旨の請願であります。陳情第六
十七号、輕金屬業界の輸送あい路打開
に関する陳情は、貨車、トラック、燃
料資材の不足のため輸送に支障を來し
ておられますから、隘路打開を要す
るといふ趣旨の陳情でありまして、審
議の結果は全員一致これを内閣に送付

を要するものと議決をいたしました次第で
あります。

又請願第二十五号、稻荷山線鉄道復
活に関する請願は、唯一の交通機関で
ありまして鉄道路線が昭和十九年に撤去
せられました以来、何の交通機関もな
く、不便が著しく相成つて参りました
最近その他地方民はその復旧に関
して非常に強い要望があつたのであり
ます。審議の結果は、鉄道の復活を願
うことは勿論必要であります。が、そ
れまでの期間を放置せずに、何らかの代
行交通機関を考慮することが必要であ
るといふ意見を付しまして、これを内
閣に送付を要するものと全員一致議決
いたしました次第であります。

次に請願第二百七号、大蔵省保管の
白浜鉄道運轉省に所管管の請願、第
二百四十一号、予讃線接続線変更に関
する請願、第二百四十三号、四國循環
線、枝幸一美深間に鉄道敷設の請願、
陳情第六十八号、米原、京都兩駅間電
化促進に関する陳情は、その要望の趣
旨は文書表で御覽を願うことといた
しまして、ここでは省略をさせ、頂
きますが、いずれも熱心なる地元民の要
望でありまして、その願意も妥当であ
りますので、政府は成るべく速かに実現
を図るよう努力することが適当である
といふことと、これを内閣に送付を要
するものと全員一致議決いたしました次第
であります。

次に海運関係の請願及び陳情を一括
して申し上げます。
請願第二百二十二号、田野加港修築
工事促進に関する請願であります。が、
請願の要旨は、岩手縣田野加港を速か

に修築をいたしましたして、大型貨物船
舶、漁船等の寄港又は避難港といたし
まして活用し得るようにならねばなら
ないものであります。が、同港は三陸地
方及び北海道航路の主要目標の地点で
ありまして、且つ宮古港以北八戸港間
における避難港といたしましては最も
好適な港でありますから、速かに修
築を要するものと認められ、速かに
政府におきまして目下指定港として
選定考慮中であり、願意に副いたす旨
の答弁がございましたので、実施促進の
要望を付しまして、内閣に送付を要す
るものと全員一致議決をいたしました次第
であります。

次に請願第二百三十九号、三瓶港防
波堤築設に関する請願であります。が、
要旨は愛媛縣三瓶港内の浚渫その他
他改修工事に併せて防波堤の築設をせ
られたいといふのであります。が、同
港は昭和十七年以來の風水害及び震災
によりまして甚大ななる損害を受けてお
り、これが復旧は急を要するものと認
められます。政府の説明によりま
しても、同港は國庫補助災害復旧土木工
事の施行地として採択をしてお
す。この復旧工事の完成後も引続き防
波堤等同港修築工事を施行し、地方民
の熱望に副うようにならねばならぬと
の答弁があつたのでありますので、全会
一致これを内閣に送付を要するものと議
決をいたしました次第であります。

次に請願第二百四十六号、留萌港し
ゆんせつ工事施行に関する請願であり
ますが、要旨は北海道留萌港は昭和十
六年の浚渫以來設置をせられなかった結
果、港内に土砂の堆積甚だしく、夜間
のごときは小型船舶の航行が危険な

状態にあるのでありますから、速かに整備工事を施行されたいというのであります。近來同港の水深は非常に浅くなりまして、石炭増送その他資源開採に著しい障害と相成つて来たのであります。故に、その浚渫工事は速かに施行を要するものと認められ、政府においてもその必要を認め、差当り本年度におきましては七百万円の子算を計上いたしております。又來年度も工事続行の計画を持つておるとの答弁がありましたので、願意は適切であるから速かに実施を要する旨の意見を附しまして、内閣に送付を要するものと全員一致議決をいたしました次第であります。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) 日程第六十九の請願を議題といたします。先子委員長長の報告を求めます。議院運営委員長村上義一君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

○村上義一君 只今議題となりました日本国憲法編さん所設置に関する請願につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。本請願は徳川頼貞君外三十九名の紹介せられたものでありまして、その趣旨とするところは、紹介議員の御説明によりますれば、明治以來の憲政発達の歴史を学んで、その特質を明らかにして、政綱、國策の樹立に資すること、は、民主政治の確立に極めて必要であるが、昭和十三年以來の憲政史編纂事業は時局のため現在中止の狀態にあるから、新たな構想の下に日本国憲法編纂所を設けられ、新事業の促進を図られたら、ということでありました。

これに對し一委員より、趣旨において賛成であるが、その事業は是非国会図書館において行われることを希望する旨の発言がありました。採決の結果、右の發言の趣旨を以て全会一致本請願は議院の決議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要しないものと決定いたしました。以上を以ちまして御報告を終わります。(拍手)

次に陳情第六十五号、関東海運局東京支局の昇格に関する陳情であります。要旨は東京港を中心とする船舶の出入の増加に伴ひ、現在の関東海運局東京支局の機構では海運関係の各般の手續が遅れて支障が多いから、東京海運局に拡充せられたいというのであります。本件につきましても、政府より実情に即するようにな次支局の権限を擴張いたしましたして願意に即うごとく善処する旨の答弁がありましたので、政府は速かに適切な措置を講ずる必要ありと認め、全会一致これを内閣に送付を要するものと議決をいたしました次第であります。これを以ちまして御報告といたす次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択すること、賛成の諸君の起立を請ひます。

○副議長(松本治一郎君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。本請願は委員長報告の通り採択すること、賛成の諸君の起立を請ひます。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本請願は全会一致を以て採択することに決定いたしました。議事の都合により午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五分休憩
午後二時九分開議

〔朗読を省略した報告〕

本日委員長から左の議案は発議者の撤回要求を許可した旨の報告書を提出した。

親米感謝決議案(小川友三君外二名発議)

本日委員長から左の報告書を提出した。

郵政省設置法案可決報告書

電氣通信省設置法案可決報告書

運輸委員会請願特別報告書第三号

運輸委員会請願特別報告書第三号

運輸委員会請願特別報告書第二号

通信委員会請願特別報告書第二号

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、郵政省設置法案、電氣通信省設置法案、いづれも内閣提出、衆議院送付、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先子委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

郵政省設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄

郵政省設置法案

郵政省設置法

目次

第一章 総則(第一條-第四條)

第二章 内部部局及び地方機関(第五條-第十六條)

第一節 内部部局(第五條-第十四條)

第二節 地方機関(第十五條-第十六條)

第三章 附屬機関(第十七條-第二十二條)

第四章 職員及び職(第二十三條-第三十條)

第五章 雜則(第三十一條-第三十二條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、郵政省の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營するに足る組織の基礎を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律百二十号)第三條第二項の規定に基いて、郵政省を設置する。

2 郵政省の長は、郵政大臣とする。

(郵政省の任務)

第三條 郵政省は、左に掲げる兩の公共事業を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

一 郵便

二 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金

3 郵政省は、前二項の事業及び業務を行うにあたり、公共の利益に即して最高度の能率を發揮するよう努めなければならない。

(郵政省の権限)

第四條 郵政省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用品、研究用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。

五 國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところに従い、職員の任免、賞罰その他職員の身分に関する措置をすること。

六 國家公務員法その他の法令に觸れない範囲で、職員の給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

七 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

十二 郵政省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 郵便の利用上必要な包装用品、封筒等を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 法令により委任された範囲において、外國郵便、外國郵便爲替及び外國郵便振替に關する取極を商議し、締結すること並びにその料金を減額し、又は増額すること。

十九 法令の定めるところに従い、簡易生命保險及び郵便年金の積立金及び余剰金を運用すること。

二十 簡易生命保險の被保險者に對して必要な保健施設を、國會がこの目的のため議決した予算の範囲内で設置し、及び管理すること。

二十一 法令の定めるところに従い、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に關する報告及び會計の方法を定めること。

二十二 前各号に掲げるものの外、法令に基き郵政省に屬させられた権限

第二章 内部部局及び地方機關

第一節 内部部局

(内部部局)
第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局並びに國家行政組織法第二十条の規定に基き、左の区分により部を置く。

監察局

第一部

第二部

第三部

郵務局

管理部

業務部

貯金局

管理部

業務部

會計部

簡易保險局

管理部

業務部

財務部

管理部

人事局

經理局

資材局

建築局

前項の部の所掌事務は、政令で定める。
第一項の部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。
(大臣官房の事務)
第六條 大臣官房においては、郵政省の所掌事務に關し左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を授受し、繕送し、編集し、及び保存すること。

四 各部局の事務につき、総合調整をすること。

五 法令案の審査その他法務に關すること。

六 部局の設置及び廢止に關すること。

七 國會との連絡に關すること。

八 渉外事務に關すること。

九 報道に關すること。

十 前各号の事務に附帶すること。

十一 他の各部局の所掌に屬しない事務に關すること。

(監察局の事務)
第七條 監察局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政省の所掌事務に關する犯罪、非違及び事故(軽微なものを除く。)を調査し、及び処理すること。

二 前号の犯罪、非違及び事故により発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

三 郵政省の所掌事務の審査をし、及び調査をすること。

四 郵政省の所掌事務に關する世論を收集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答をすること。

五 行政管理廳の行う郵政省に對する行政監察に關する連絡事務を処理すること。

六 第一号、第三号及び第四号に

掲げる事務に關する法令を立案し、及び実施すること。

七 監察局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八 所部の職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。

九 所部の職員を訓練すること。

十 監察局の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基き業務計画を実施すること。

十一 監察局の所掌事務に關する周知を行い、及び統計を作成すること。

十二 前各号に掲げるものの外、監察に關し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十三 前各号の事務に附帶すること。

(郵務局の事務)
第八條 郵務局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便の運管計画を作成し、及び実施すること。

二 郵便に關する法令を立案し、及び実施すること。

三 郵便に關する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 郵便に關する國際會議及び万国郵便連合に關すること。

五 郵便局を設置し、又は廢止をすること。

六 郵便局における郵便に關する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

七 郵便物の運送契約をすること。

八 郵便切手その他郵便用品を

あらわす証票を発行し、及び賣りさばき、並びに封筒、封かん紙その他郵便の利用上必要な物及び印紙を賣りさばくこと。

九 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十 所部の職員を訓練すること。

十一 郵便に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。

十二 郵便に関する周知を行い、並びに業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して廣告業務を行うこと。

十三 電気通信省設置法(昭和二十三年法律第 号)第六條の規定により郵政省に委託された業務を処理すること。

十四 前各号に掲げるものの外、郵便に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十五 前各号の事務に附帯すること。

(貯金局の事務)

第九條 貯金局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金並びに年金及び恩給の支給その他口座金の受入拂渡に関する事務(以下爲替貯金と總稱する。)の運営計画を作成し、及び実施すること。

二 爲替貯金に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 爲替貯金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 郵便爲替及び郵便振替貯金に関する國際會議及び万国郵便連合に関すること。

五 地方貯金局を設け、又は廃止すること。

六 郵便局における爲替貯金に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

七 爲替貯金に関する受拂金の總括計算をすること。

八 郵便貯金及び郵便振替貯金の原簿に関すること。

九 郵便貯金切手を発行し、及び賣りさばくこと。

十 郵便局において受拂する現金の取扱方法を定めること。

十一 郵便貯金の奨励をすること。

十二 爲替貯金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け(監督局所掌のものを除く)、並びに欠損金の補てんに関する処理をすること。

十三 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十四 所部の職員を訓練すること。

十五 爲替貯金に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。

十六 爲替貯金に関する周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。

十七 前各号に掲げるものの外、爲替貯金に関し、郵政省の権限

として法令の定める事項を処理すること。

十八 前各号の事務に附帯すること。

(簡易保険局の事務)

第十條 簡易保険局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 簡易生命保険及び郵便年金(以下保険年金といふ。)の運営計画を作成し、及びこれを実施すること。

二 保険年金に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 簡易生命保険及郵便年金特別会計(以下保険年金特別会計といふ。)の会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

四 保険年金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

五 地方簡易保険局を設け、又は廃止すること。

六 郵便局における保険年金に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

七 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

八 所部の職員を訓練すること。

九 保険年金に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。

十 保険年金特別会計の決算をすること。

十一 保険年金特別会計の収入及び支出の測定及び出納をすること。

十二 保険年金特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

十三 保険年金特別会計制度に関する研究をすること。

十四 保険年金特別会計の原簿計算をすること。

十五 保険年金に関する受拂金の總括計算をすること。

十六 保険年金の原簿に関すること。

十七 保険年金の奨励をすること。

十八 保険年金の積立金及び余剰金を運用すること。

十九 保険年金の料率の基礎計算、責任準備金の算定その他数理に関する事務を処理すること。

二十 被保険者に対する保健施設を設け、及び管理すること。

二十一 保険年金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け(監督局所掌のものを除く)、並びに欠損金の補てんに関する処理をすること。

二十二 保険年金の周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。

二十三 簡易生命保険郵便年金事業審議会及び簡易生命保険郵便年金審査会に関する事務を処理すること。

二十四 前各号に掲げるものの外、保険年金に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

二十五 前各号の事務に附帯すること。

(人事局の事務)

第十一條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 職員に関する左の事務を処理すること。

(一) 職階及び任免に関すること。

(二) 給与、勤務時間その他勤務の條件に関すること。

(三) 服務規律、分限及び懲戒に関すること。

(四) 勤務成績の評定及び記録に関すること。

(五) 人事記録の作成及び保管に関すること。

(六) 公務傷病に対する補償及び恩給に関すること。

(七) 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの関係に関すること。

(八) 職員の苦情の処理に関すること。

二 職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。

三 職員の定員に関すること。

四 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設け、及び管理すること。

五 職員に貸與する宿舍を設け、及び管理すること。

六 職員の訓練に関し、取りまとめをすること。

七 郵政省共済組合に関する法令の執行に関する事務を処理すること。

- 八 所部の職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。
 - 九 所部の職員を訓練すること。
 - 十 人事局の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
 - 十一 前各号に掲げるものの外、人事に關し、郵政省の権限として、法令の定める事項で特に他の同の所掌とされない事項を処理すること。
 - 十二 前各号の事務に附帶すること。
- (経理局の事務)
- 第十二條 経理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 各部署の準備した予算案の取りまとめをすること。
 - 二 各部署の事業又は業務計画案に基く予算の実行計画を作成し、及び実施すること。
 - 三 郵政事業特別会計の会計及び財務に關する法令及び手續を立案し、及び実施すること。
 - 四 郵政事業特別会計の一切の決算をすること。
 - 五 郵政事業特別会計の収入及び支出の測定及び出納をすること。
 - 六 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。
 - 七 郵政事業特別会計制度に關する研究をすること。
 - 八 郵政事業特別会計の原簿計算をすること。
 - 九 資金を統制し、管理し、及び調達すること。

- 十 契約手續を定めること。
- 十一 各部署の契約等の計画を取りまとめをすること。
- 十二 支拂計画を設定し、及びこれを各部署に通知すること。
- 十三 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理及び保管の責任を有する職員に對して、会計監査をすること並びに郵政省の總原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。
- 十四 小切手及び國庫金振替の認証をすること。
- 十五 会計及び財務に關する統計を作成し、並びに郵政省の所掌事務の統計に關する基本計画を作成すること。
- 十六 郵政省の所掌事務の統計を保存すること。
- 十七 郵便、郵便爲替及び郵便振替貯金の原簿計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。
- 十八 固定資産の記録を保存すること。
- 十九 廣告業務に關する手續の基本を定めること。
- 二十 所部の職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。
- 二十一 所部の職員を訓練すること。
- 二十二 経理局の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
- 二十三 前各号に掲げるものの外、会計、財務及び統計に關

- し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の部署の所掌とされない事項を処理すること。
- 二十四 前各号の事務に附帶すること。
- (資材局の事務)
- 第十三條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 各部署の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割当に關すること。
 - 二 資材局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。
 - 三 資材及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。
 - 四 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。
 - 五 不用となつた資材及び物品を処分すること。
 - 六 所部の職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。
 - 七 所部の職員を訓練すること。
 - 八 資材局の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
 - 九 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に關し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の部署の所掌とされない事項を処理すること。
 - 十 前各号の事務に附帶すること。
- (建築局の事務)
- 第十四條 建築局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 各部署の要求する土地、建物、工物及び船舶並びにその附帯設備(以下不動産といふ)の工事を設計し、及び施行すること。
 - 二 各部署の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。
 - 三 國有財産及び借入不動産の保存に關すること。
 - 四 不動産に關する工事の契約をすること。
 - 五 所部の職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。
 - 六 所部の職員を訓練すること。
 - 七 建築局の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。
 - 八 前各号に掲げるものの外、建築に關し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の各部署の所掌とされない事項を処理すること。
 - 九 前各号の事務に附帶すること。
- 第二節 地方機關
- (地方機關)
- 第十五條 郵政省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機關を置く。
- 地方郵政監察局
 - 地方郵政局
 - 地方貯金局
 - 地方簡易保險局
 - 郵便局
- 2 地方郵政監察局は第七條に掲げる事務の一部を分掌し、地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、地方貯金

- 局は第九條に掲げる事務の一部を分掌し、地方簡易保險局は第十條に掲げる事務の一部を分掌する。
- 3 郵便局は、地方郵政局の事務のうち現業事務を行う。
 - 4 第一項の地方機關は、前二項に掲げる事務の外、その事務に關連する範圍において、第六條及び第十一條から第十四條までに掲げる事務の一部を分掌する。
- 第十六條 地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。
- 2 地方郵政監察局に、左の部を置く。
 - 第一部
 - 第二部
 - 第三部
 - 3 地方郵政局に、左の部を置く。
 - 郵務部
 - 貯金部
 - 保險部
 - 人事部
 - 經理部
 - 資材部
 - 建築部
 - 4 地方郵政監察局及び地方郵政局の名稱、管轄区域及び所掌事務の範圍は、政令で定め、内部組織の細目は、郵政大臣が定める。
 - 5 郵政大臣は、地方機關の事務の一部を分掌させるため必要が場合、出張所を設けることができる。
 - 6 地方郵政監察局及び地方郵政局以外の各地方機關並びに前項の出

張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵便大臣が定める。

第三章 附属機関
第十七條 第二十二條に規定するものの外、郵政省に置かれる附属機関は、左の通りとする。

博物館
病院、診療所及び療養所
職員訓練所
職員訓練所
博物館

第十八條 博物館は、郵政に関する文化の啓発及び普及を図るための機関とする。
第十九條 病院、診療所及び療養所

は、郵政省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。

(職員訓練所)
第二十條 職員訓練所は、郵政省の職員の訓練を行うための機関とする。

(名称等)
第二十一條 第十七條に掲げる附属機関の名称、位置及び内部組織は、郵政省令で定める。

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、郵政省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種別	目的
郵政審議会	第三條に掲げる事業の健全且つ能率的な運営を図るため、その事業に関する事項(簡易生命保険郵便年金事業審議会に附議される事項を除く。)を調査審議すること。
簡易生命保険郵便年金事業審議会	簡易生命保険約款案及び郵便年金約款案並びに積立金の運用その他保険年金の経営に関する事項を調査審議すること。
簡易生命保険郵便年金審査会	保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について國との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
郵政省共済組合審査会	郵政省共済組合の給付に関する決定又は掛金の徴収に関して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
郵政省共済組合運営審査会	郵政省共済組合の運営に関する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

(職員)
第二十三條 郵政省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

(理事)
第二十四條 郵政省に理事四人を置く。
監督局、郵務局、貯金局及び簡易保険局の長は、理事をもつて充てる。

(部局の長)
第二十五條 官房及び第五條に掲げる部には、官房長及び部長を置く。
第十五條に掲げる地方機関及びその内部部局には、それぞれ長一人を置く。

第十七條に掲げる附属機関には、それぞれ長一人を置く。
前三項に掲げる部局の長は、上官の命を受け、それぞれ部局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

経理局及び人事局には、次長を置く。
次長は、局長を助け、同務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。

(郵政監察官)
第二十六條 郵政業務の監察を行わせるため、郵政省に郵政監察官七百人以内を置く。

2 郵政監察官は、郵政業務の運行

に関するすべての事項の調査にあたり、その実情及び改善すべき事項については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

郵政監察官は、郵政省の職員の中から、郵政大臣が命じ、その指定する地において勤務しなければならぬ。

第二十七條 郵政監察官は、郵政業務に対する犯罪につき、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する司法警察官の職務を行う。

郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官又は警察吏員である司法警察官に、これを逮捕させなければならない。

警察官又は警察吏員である司法警察官は、前項により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならぬ。

郵政監察官は、前項の被疑者を受け取つた場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。

第二十八條 郵政監察官は、職務を行うにあつては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

(定員)
第二十九條 郵政省に置かれる職員は、別に法律で定める。

(職員の出張)
第三十條 郵政省の職員の出張については、監察又は会計監査の場合を除く外、特に郵政大臣の事前の承認がなければならない。

(権限の委任)
第三十一條 郵政大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、局、地方機関及び附属機関に委任することができる。

(組織の細目)
第三十二條 郵政省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で又は政令の委任により郵政大臣が定める。

附則
この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲げ〕
電氣通信省設置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年十一月三十日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿

電氣通信省設置法案
電氣通信省設置法案
目次
第一章 総則(第一條―第六條)

第二章 内部部局及び地方機関

(第七條—第二十八條)

第一節 内部部局(第七條—第二十五條)

第二節 地方機関(第二十六條—第二十八條)

第三章 外局(第二十九條—第四十四條)

第一節 電波廳(第三十條—第三十八條)

第二節 航空保安廳(第三十九條—第四十四條)

第四章 附屬機關(第四十五條—第五十一條)

第五章 職員(第五十二條—第五十三條)

第六章 雜則(第五十四條—第五十六條)

附則 第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、電氣通信省の所掌事務の範圍及び権限を定めるとともに、第四條に掲げる事業を合理的、能率的に經營し、且つ、所掌行政事務を能率的に遂行するに足る組織の基進を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律施行のための命令の解釈に關しては、左の定義に従うものとする。

一 電氣通信業務 有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事實を傳へ、又は受ける一切の手段を設置し、運用し、及

び保存すること。

二 一局内設備 電氣交換局、中継局、端局の裝置等建物の内部に所在し、又は建物による保護を要する電氣通信裝置及び設備(在庫品を除く。)

三 局外設備 陸線、地下ケーブル、架空ケーブル等建物による保護を要しない電氣通信裝置及び設備(在庫品を除く。)

四 電氣通信設備 電氣通信業務を行うため準備すべき業務用機器、建物及びこれらに附屬するもの等一切の物的設備

五 電氣通信活動 電氣通信業務の設定及び電氣通信設備の管理に必要な組織、經營及び運用に關する電氣通信省の一切の機能

六 私設設備 私設の電氣交換裝置、電信又は電話の端末裝置、模写電信裝置、無線局(送信及び受信を含む。)

七 増設電氣交換系 同一建物内の數個の室からなる事務所若しくは住宅又は同一構内の數個の建物からなる事務所若しくは住宅内の電氣通信業務の用に供される私有又は電氣通信省所有の交換設備及び電氣通信系。この場合において、すべての電話機は、同一の個人又は会社その他の團體が共通の事業又は活動をするために設備されるものと

し、且つ、この通信系は、同一事業又は活動を行う同一建物内の諸事務室又は同一構内の諸建物等とこれらの外部にある加入電話との直接接続を行う施設を含まず、又隣接しない建物若しくは敷地間の直接接続を行う施設を含まない。但し、共通でない事業又は活動を行う者に対して業務を提供するため、電氣通信省が特別の契約をしたものは、この限りではない。

八 電氣通信系 個々の裝置を一体的に組み合せて、一の電氣通信業務を行い得る系統にするような一切の設備の組み合せ。特定の用例をしない限り電氣通信省の運用するものをいう。

九 公衆電話 公衆の利用に供される加入電話以外の電話であつて、電氣通信省以外のいかなる個人又は機關も特に責任を有しないもの。

十 簡易公衆電話 契約によつて通話料を徴收して当事省以外の者の使用にあつてゐることを認められた電話

の諸事務室又は同一構内の諸建物等とこれらの外部にある加入電話との直接接続を行う施設を含まず、又隣接しない建物若しくは敷地間の直接接続を行う施設を含まない。但し、共通でない事業又は活動を行う者に対して業務を提供するため、電氣通信省が特別の契約をしたものは、この限りではない。

十一 國際電氣通信業務 日本と日本の領土外の地点との間の電氣通信業務

十二 無線周波設備 無線電信、無線電話その他周波数毎秒一萬サイクル以上の高周波電流を利用する設備(ケーブル搬送設備並びに二線式及び四線式裸線搬送設備を除く。)

十三 無線周波施設 無線周波設備とその運用及び操作に必要な射する設備

十四 周波数 無線周波設備に使用し、又は無線周波設備から發生する電波又は電流の周波数

十五 航空保安施設 航空を援助する目的のため設けられた一切の施設(離着陸場を含む。)

要員とを備えた施設

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、電氣通信省を設置する。

第四條 電氣通信省の長は、電氣通信大臣とする。

第五條 電氣通信省は、左に掲げる國の公共業務(地方的のものを含む。)を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機關とする。

第六條 電氣通信省の任務

一 電氣通信業務

二 電波管理業務

三 航空保安業務

四 電氣通信省は、前項の業務の外、有線私設設備の規律及び監督に關する事務をつかさどる。

五 電氣通信省は、前二項の業務を行うにあたり、公共に最大の利益をもたらしうにそれぞれ一体的な業務を設定し、運用し、及び管理し、並びに業務運営に最高度の能率を發揮するように努めなければならない。

(電氣通信省の権限)

第五條 電氣通信省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、

二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用資材、研究用資材、事務用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。

五 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところに従い、職員に任命、賞罰その他職員の身分に關する措置をすること。

六 國家公務員法その他の法令に觸れない範圍で、職員の給与、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

七 政府職員に対する厚生及び保健に關する法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し損害を賠償し、又は損害の賠償を受けること。

- 十二 電氣通信省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
- 十五 所掌事務の遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は電話番号簿その他電信電話の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。
- 十六 電氣通信取扱局（分局及び委託によつて電氣通信業務を行う郵便局を含む。以下同じ。）の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 十七 電信及び電話の利用上必要な電話番号簿、特殊紙信紙等の用品を調製し、及び賣りさばくこと。
- 十七 第二十四條第一号、第九号、第三十五條第一号及び第四十二條第九号に掲げる調査研究であつて、電氣通信省において行ふことを不利と認めるものを部外の研究機関に委託すること並びに政府機関、個人又は会社その他の団体の委託により、電氣通信技術に関する基礎的研究又は実用化を有償で行うこと。
- 十九 委託により、政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する私設電氣通信系を建設し、及び保存すること、政府機関、個人又は会社その他の団体からその専用設備を買取すること並びに電氣通信系を政府機

- 関、個人又は会社その他の団体の専用に供する契約をすること。
- 二十 法令の定めるところに従い、電氣通信業務及び電波管理業務の運営に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。
- 二十一 法令により委任された範囲において、外國の政府その他の機関又は会社と國際電氣通信業務に關し、業務の設定、業務の運用上の諸事項、料率等について、國際的取極を商議し、及び締結すること並びに條約の規定に従ひ、その料金を減額し、又は増額すること。
- 二十二 法令の定めるところに従ひ、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に關する報告及び會計の方法を定めること。
- 二十三 政府機関、個人又は会社その他の団体によつて所有される電氣通信設備の建設、設置又は運営に對する申請を許可すること。この許可は、運営上の必要に基き、且つ、第四條第一項及び第三項に規定する電氣通信省の職責を考慮して行ふべきものとす。
- 二十四 法令の定めるところに従ひ、電波を統制し、監視し、及び規律すること。
- 二十五 法令により委任された範囲において、電波の管理に關する國際的取極を商議し、及び締結すること。
- 二十六 法令の定めるところに従

- い、無線周波施設を規律し、及び監督すること。
- 二十七 周波數標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放送すること。
- 二十八 法令の定めるところに従ひ、無線周波設備の機器の最低動作標準を定めること。
- 二十九 法令の定めるところに従ひ、無線周波設備の機器の認定及び実地検査をすること。
- 三十 法令の定めるところに従ひ、無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格を定め、資格檢定をし、及び運用及び操作の免許を與へること。
- 三十一 前号により運用及び操作の免許を與へられた者が、法令、電波廳の規則又は日本を拘束する電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定を犯したことを電波廳が十分に認め得る証拠があつた場合に、その免許を取り消し、又は停止すること。
- 三十二 委託により、無線用水晶片及び周波數測定器具を校正すること。
- 三十三 前各号に掲げるものの外、法令に基き電氣通信省に屬させられた権限

- を直接指揮監督する。
- 第二章 内部部局及び地方機關
- 第一節 内部部局
- (内部部局)
- 第七條 電氣通信省（外局を除く。）に大臣官房及び左の区分により局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、總務長官官房、部、總務室及び研究所を置く。
- 總務長官官房
- (業務部門)
- 周知調査局
- 計四局
- 營業局
- 運用局
- 國際通信部
- 業務總務室
- (施設部門)
- 施設局
- 建設局
- 保安局
- 資材局
- 建築部
- 施設總務室
- (事務部門)
- 人事局
- 經理局
- 電氣通信研究所
- 前項の局には、國家行政組織法第二十一條の規定により、必要な部を置くことができる。
- 3 第一項の研究所には、方式実用化部、器材実用化部、基礎研究部、試作部、特許出版部及び事務部の六部を置く。
- 4 第二項の部の設置及び所掌事務は、政令で定める。

- 5 第一項から第三項までに掲げる部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。
- (特別な職)
- 第八條 電氣通信省に總務長官一人、理事二人を、研究所及び部に研究所長及び部長を置く。
- 2 總務長官は、各部門及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。
- 3 理事は、總務長官を助け、うち一人は業務部門の、他の一人は施設部門の各局を統轄し、その業務を執行する職責を有する。
- 4 研究所長は、總務長官を助け、研究所の各部を統轄し、その業務を執行する職責を有する。
- 5 部長は、上官の命を受け、それぞれ所部の事務を掌理し、その職員に服務についてこれを指揮統轄する。
- (大臣官房の事務)
- 第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 機密に關すること。
- 二 公印を制定し、及び管理すること。
- 三 公文書を授受し、及び送附すること。
- 四 綜合調整をすること。
- 五 法令案の審査その他法務に關すること。
- 六 一般會計の予算、決算等の取りまとめに關すること。
- 七 部局の設置及び廢止に關すること。
- 八 國會との連絡に關すること。

九 渉外事務に関すること。

十 監察を行うこと（総務長官官房において行つるものを除く。）

十一 報道に関すること。

十二 他の部局の所掌に属しない事務に関すること。

（総務長官官房の事務）

第十條 総務長官官房においては、総務長官の職責に属する事項に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 総合調整をすること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 法令案の審査その他法務に關すること。

五 監察を行うこと。

六 職員訓練の基本的計画に關すること。

七 経営分析に關すること。

八 他の部局の所掌に属しない事務に關すること。

（周知調査局の事務）

第十一條 周知調査局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他対公衆關係の計画を設定し、及び実施すること。

二 第五條第十五号に掲げる廣告業務に關すること。

三 世論を収集し、及び分析すること並びに公衆の不服及び申出を調査し、及び一般的事項にわたるものについて、回答すること。

四 私設設備を電氣通信系に統合するため、その所有者と交渉

し、及びこれを取替すること並びに電信電話の特殊の需要に關し、調査し、交渉し、及び契約すること。

五 電氣通信業務に關し、現在及び將來の通信需要を基本的且つ第一次的に調査すること。

六 電氣通信業務に關する料率及び料金を定めること並びにこれに必要な資料を収集し、及び分析すること（國際通信部の所掌に屬するものを除く。）

七 一切の料率及び料金に關する情報を発表し、及び周知させること。

八 有線私設設備（搬送設備を含む。）に關する業務上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に關するものについては、電波廳と協議すること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の周知及び調査に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（計画局の事務）

第十二條 計画局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前條第五号に掲げる調査及び關係部局の報告に基き、通信のそ通に必要な設備、回線及び局舎その他これに直接關係がある事項を調査し、計画案を作成し、施設局に送付すること。但し、局舎に關する計画については、施設部門の各部局の所掌に屬する事項を除く。

二 前号の計画の基礎となる業務標準を定めること。

三 施設を最も能率的且つ經濟的に利用するため、回線経路、中継方式及び交換区域を定め、その他回線及び設備の利用計画を設定すること。

四 業務標準及び取扱方法と施設の條件とが相互に適應するよう研究すること。

五 電信法（明治三十三年法律第五十九号）第三條及び無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六條の規定に基き、私設設備を公衆通信の用に使用すること。

六 電氣通信取扱局の施設を最も有効且つ能率的に運用し得るよう、照明、通風、採暖等を含む局内設備の合理的配置及び整備基準を定め、その実施計画を立て、關係部局に送付すること（施設部門の各部局の所掌に屬するものを除く。）

七 業務部門の各部局の用に供する土地建物の需要計画及び処分計画を取りまとめ、施設局に送付すること。

八 前條第四号に掲げる事項に關し、周知調査局に必要な専門的援助を與へること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の計画に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（營業局の事務）

第十三條 營業局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電話の加入並びに電報の受付

及び配達に關すること。

二 周知調査局の立てた方針に從い、所掌事務について、勧誘、廣告、宣傳、出版その他対公衆關係の計画を実施すること。

三 公衆の不服及び申出を受け付け、及び周知調査局の立てた方針に從い措置すること並びにその資料を取りまとめ、周知調査局に送付すること。

四 電氣通信取扱局の窓口の設定及び廢止並びにその取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

五 電信電話の營業上の業務取扱方法を定め、及び実施すること。

六 電信區画を設定すること。

七 電信電話に關する料金を徴收すること。

八 電話番号簿を編集し、発行し、及び配付し、又は賣りさばくこと並びに特殊類信紙等を調製し、及び賣りさばくこと。

九 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、營業上、郵便局を指揮監督すること。

十 前各号に掲げるものの外、電氣通信事業の營業上の事項に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

（運用局の事務）

第十四條 運用局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信設備を運用し、及び通信をそ通すること。

二 電氣通信系に接続する私設設備

の運用及び通信のそ通を監督すること。

三 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。

四 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、運用上、郵便局を指揮監督すること。

五 業務部門の各部局の提出する予算案を取りまとめ、但し、施設局において行つるものを除く。

六 予算が成立した場合、上司の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

七 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に從つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

八 周知調査局の立てた方針に從い、所掌事務について、對公衆關係の計画を実施すること。

九 第一号に掲げる事務について、取扱時間を定めること。

十 關係部局の用に供するため、所掌事務に關する記録、統計及び資料を作成し、分析し及び送付すること。

十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の運用に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(國際通信の事務)

第十五條 國際通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國際電氣通信回線及び設備の需要を充足するための計画案を作成し、施設局に送付すること並びに國內回線及び設備に關し、運用局及び計測局に連絡すること。
- 二 國際電氣通信業務を行い、その設備を運用し、及びその取扱條件を定めること。
- 三 政府機關、個人又は会社その他の團體の專用に供する國際電氣通信設備を設定し、運用し、及び管理すること。
- 四 國際電氣通信業務に關する料率及び料金を定め、これに關する資料を周知調査局に送付すること。
- 五 國際電氣通信業務の設定及び運用上の諸事項並びに料率に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。
- 六 國際電氣通信料金の國際計算書を作成して外國の政府その他の機關又は会社と相互承認をし、その精算額の決済を行うこと。
- 七 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國際電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。
- 八 關係部局と協議し、又はその要求に基き、國際電氣通信に關する條約案、協約案その他の法

令案を作成すること。但し、電波障及び航空保安の所掌に關するものを除く。

- 九 國際電氣通信連合との連絡に關すること及び電氣通信業務に關する國際的委員會、連合會議その他の類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波障及び航空保安の所掌に關するものを除く。
- 十 國際電氣通信業務の勸誘、廣告、宣傳、出版その他對公眾關係の計画に關し、周知調査局に必要の援助を與へること。
- 十一 前各号に掲げるものの外、國際電氣通信業務に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(施設局の事務)

第十六條 施設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信施設の折設、拡張、撤去、取替及び轉用に關する關係部局の要求を技術的、經濟的に検討し、長期及び年度の工事計画及び基本計画を設定すること。
- 二 第十二條第一号の計画の基礎となる技術規程、電氣通信設備の建設及び保存に必要な技術規程を定め、並びに電氣通信研究所の草案に基き、機器、物品、素材及び裝置の仕様を定めること。
- 三 第一号の工事計画に基いて物資の所要量を算定し、資材局に送付すること。
- 四 電氣通信設備の建設及び保存に必要とする機器、物品、素材、土地等に關する要求を作成し、それぞれの所管部局に送付すること。
- 五 電氣通信用建物の建設及び大修繕の計画を設定すること。
- 六 施設部門の各部局の予算案及び業務部門の關係部局の建設勘定に關する予算案を取りまとめ、經理局に送付すること。
- 七 予算が成立した場合は、上旨の定めた実行予算編成方針に基き、前号の各部局と協議して、年度及び四半期別の成立予算案行計画案を作成し、經理局に送付すること。
- 八 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の動向に従つて、成立予算案行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。
- 九 電氣通信系において運用中の電氣通信設備の現場調査を行うこと。
- 十 電氣通信研究所の協力を得て、新しい電氣通信方式及び器材の商用試験を行うこと。
- 十一 機器、物品及び素材を購入するにあたり、製造の場所、受取の場所その他適當な場所において、仕様書及び契約條件と照合して検査すること。
- 十二 陸線、管線、有線回路、無線回路等の設備について、これと類似の設備を所有し、又は運用する政府機關、個人又は会社その他の團體と共同に使用することに關し、企画し、契約し、

その必要を処理すること。

- 十三 電氣通信系に接続する私設設備の工事設計、裝置及び保存の規程を設定すること。
- 十四 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を設計すること。
- 十五 有線私設設備(搬送設備を含む。)に關する技術上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に關するものについては、電波障を協議すること。
- 十六 電氣通信技術に關する國際的委員會、連合會議その他の類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波障、航空保安及び電氣通信研究所の所掌に關するものを除く。
- 十七 國際電氣通信設備の建設及び保存に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。
- 十八 電氣通信設備の建設及び保存に必要な船舶及び舟艇を建造し、購入し、修理し、及び保管すること。
- 十九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の基礎、工事計画、資材の取りまとめ、設計等に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建設局の事務)

第十七條 建設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前條第一号の工事計画に從い、電氣通信設備を準備し、建設し、及び裝置し、並びに施設局が指定する取替工事をするものと(第十八條第三号に掲げるものを除く)。
- 二 政府機關、個人又は会社その他の團體の專用に供する電氣通信設備を建設し、及び裝置すること。
- 三 前二号の工事を使用する機器、物品及び素材を受け取り、及び保管すること。
- 四 電氣通信設備の建設に關する請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した工事を検査し、及び引渡をせしめること。
- 五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を建設すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建設に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- 七 (保全局の事務)
- 第十八條 保全局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 電氣通信施設の取替に關する要求案並びに保存に關する長期及び年度の工事計画案を作成し、施設局に送付すること。
- 二 第十六條第一号の工事計画に從い、電氣通信設備を保存し、取り替え(施設局及び建設局の所掌に關するものを除く)し、修理し、及び修理すること。

その必要を処理すること。

- 十九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の基礎、工事計画、資材の取りまとめ、設計等に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(保全局の事務)

第十八條 保全局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信施設の取替に關する要求案並びに保存に關する長期及び年度の工事計画案を作成し、施設局に送付すること。
- 二 第十六條第一号の工事計画に從い、電氣通信設備を保存し、取り替え(施設局及び建設局の所掌に關するものを除く)し、修理し、及び修理すること。

三 建設局で行うより経済的且つ能率的な場合は、電氣通信設備を建設すること及び私設設備を電氣通信系に接続すること。

四 政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に使する電氣通信設備を保存すること。

五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海軍局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を保存すること。

六 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、對公眾關係の計画を実施すること。

七 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の保存に關し、電氣通信省の権限として法令の定めたる事項を処理すること。

(資材局の事務)

第十九條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局及び個人又は会社その他の団体の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りまとめ、及びその割当をすること。

二 關係部局の要求する機器、物品及び素材を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

三 倉庫を設置し、陸止し、及び管理すること。

四 關係部局と協議の結果不用と認められた機器、物品及び素材を処分すること。

五 事務用品の改良について調査し、及び考案すること。

六 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の運用及び設備の建設、保守に必要な機器、物品及び素材に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建設部の事務)

第二十條 建設部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局の要求する土地、建物及び工作物並びにその附帯設備(以下不動産といふ。)の工事を設計し、及び施工すること。

二 關係部局の要求により、不動産を買収し、借り入れ、及び密附を受領し、並びに經理局を通じて交換し、及び処分すること。

三 不動産に關する工事の請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した請負工事を検査し、及び引渡を受けること。

四 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建築に關し、電氣通信省の権限として法令の定めたる事項を処理すること。

(總務部の事務)

第二十一條 總務部においては、業務部門の各部局の所掌に關する事項に關し、施設總務室においては施設部門の各部局の所掌に關する事項に關し、それぞれ左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 各部局の要求に基き、職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

三 各部局の提出する職員の給與、身分等に關する意見及び資料を取りまとめ、人事局に送付すること。

四 各部局の定員に關すること。

五 各部局の作成した職員の需要及び採用に關する計画案を取りまとめ、人事局に送付すること。

六 各部局の要求に基いて、職員住宅、寄宿舎その他厚生施設施設の計画案を作成し、人事局に送付すること。

七 各部局の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。

八 業務部門各部局の業務の運用に必用な機器、物品、素材等に關する要求案を取りまとめ、資材局に送付すること。

九 所掌事務に關する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。

十 所掌事務に關する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。

十一 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の実地検査を行うこと。

十二 所掌事務の遂行に必要な予算に關する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

十三 所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に關する要求案を作成すること。

(人事局の事務)

第二十二條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 職員に關する左の事務を処理すること。

(一) 職階及び任免に關すること。

(二) 給與、勤務時間その他勤務の條件に關すること。

(三) 服務規律、分限及び懲戒に關すること。

(四) 勤務成績の評定及び記録に關すること。

(五) 人事記録の作成及び保管に關すること。

(六) 公務傷病に對する補償及び恩給に關すること。

(七) 職員を結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に關すること。

(八) 職員の苦情の処理に關すること。

二 職員の需要及び採用に關する計画案の取りまとめをする。

三 職員に關すること。

四 職員に關すること。

五 職員に關すること。

六 關係部局の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。

七 電氣通信省共済組合に關する法令の執行に關すること。

八 所部の職員を訓練すること。

九 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基

き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

十 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の報告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

十一 職員に關し、各部局に對し必要な報告をすること。

十二 職員に關し、各部局に對し必要な報告をすること。

十三 前各号に掲げるものの外、人事に關し、電氣通信省の権限として法令の定めたる事項を処理すること。

(經理局の事務)

第二十三條 經理局においては、電氣通信事業特別会計に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局の作成した予算案を取りまとめ、及び意見を附して總務長官に上申すること。

二 關係部局の作成した成立予算実行計画案を取りまとめ、及び意見を附して總務長官に上申すること。

三 前各号の執行計画案が決定した場合は、これを關係部局に通報すること。

四 決定された実行予算の実施を監視すること。

五 財政、金融、經濟事情を調査し、事業財政に及ぼす影響を検討し、予算の実行に關し他の部局に必要な報告をすること。

- 六 会計に関する一切の決算をすること。
- 七 収入及び支出の測定及び出納をすること。
- 八 収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。
- 九 会計制度の研究をすること。
- 十 会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。
- 十一 原簿計算に関すること。
- 十二 資金を統制し、管理し、及び調達すること。
- 十三 契約手続を定めること。
- 十四 各部署の契約等の計画を取りまとめること。
- 十五 支拂計画を設定し、及び關係部署に通知すること。
- 十六 軍票の受拂処理をすること。
- 十七 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理の責任を有する職員に対する会計監査をすること並びに総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。
- 十八 小切手及び國庫金振替の認識をすること。
- 十九 会計及び財務に関する統計を作成し、並びに電氣通信省の所掌事務に関する統計の基本計画を設定すること。
- 二十 電氣通信事業の原簿計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。
- 二十一 固定資産の記録を保持し、固有財産及び借入不動産を管理すること。

- 二十二 所部の職員を訓練すること。
- 二十三 部署に掲げるもの外、財務、会計及び統計に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。
(電氣通信研究所の事務)
- 第二十四條 電氣通信研究所においては、左に掲げる事務をつかさどる。
(方式実用化部)
 - 一 電氣通信方式(装置を含む。以下本條中同じ。)の実用化(研究を要する改良を含む。以下本條中同じ。)及び現場試験を行うこと。
 - 二 前号の実用化に基き、新規の又は改良された電氣通信方式の工事、運用、保存等に必要なる実施規程の草案を作成し、施設局に送付すること。
 - 三 電氣通信方式の仕様書の草案を作成し、施設局に送付すること。
 - 四 施設部門の各部署の使用する電氣通信方式の検査実施規程及び検査指図規程の草案を作成し、施設局に送付すること並びに試験装置の実用化を行うこと。
 - 五 電氣通信方式に關し、その製造業者に必要な技術的資料及び助言を與へること。
 - 六 第五條第十八号の規定に従い、第一号の実用化の事務の一部を外部の研究機関に委託すること。
 - 七 第五條第十八号の規定に従い、委託された電氣通信方式の実用化を行うこと。

- (器材実用化部)
 - 八 電氣通信用器材に關し、第一号から第七号までに掲げる事務に相當する事務を行うこと。
(基礎研究部)
 - 九 方式実用化部及び器材実用化部の行方実用化と電氣通信技術の將來の発達とに必要な基礎的研究を、電氣通信又はこれに關連する科学諸分野において行うこと。
 - 十 第五條第十八号の規定に従い、前号の基礎的研究の一部を外部の研究機関に委託すること並びに委託により基礎的研究を行うこと。
(特許出版部)
 - 十一 電氣通信活動に必要な電氣通信技術に關する特許権及び実用新案権の取得、実施及び調査に關すること。
 - 十二 研究所の運営に必要な図書、出版及び周知に關すること。
 - (試作部)
 - 十三 試作設備を設置し、並びに実用化及び基礎的研究に必要な試作業務を行うこと。
 - 十四 研究所の所掌事務に關する機密に關すること。
 - 十五 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、研究所の年度及び四半期別の成立予算実行計画を作成し、經理局に送付すること。
 - 十六 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

- 十七 研究所の事務遂行にもつばら必要な機器、物品及び素材を調達し、出納し、及び保管すること。但し、調達については、資材局で有効に調達し得る場合を除く。
- 十八 研究所の管理に屬する土地、建物及びこれに附帯した工作物の建設及び修繕の計画案を作成し、施設局に送付すること。
- 十九 電氣通信技術の調査及び研究にもつばら必要な研究施設を設置し、及び管理すること。
- 二十 電氣通信技術の調査及び研究に關する國際的委員会、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。
- 二十一 前各号に掲げるもの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- (各部署の共通事務)
- 第二十五條 第七條第一項の各局、部及び研究所においては、第十一條から第二十條まで及び前三條に掲げる事務の外、各、その所掌事務の範圍において、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
 - 二 予算に關する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。
 - 三 統計及び資料を収集し、及び分析すること。

- 四 職員の時與、身分等に關する意見を提出すること。
- 五 職員が必要及び採用に關する計画案を作成すること。
- 六 職員に定員に關すること。
- 七 職員に指揮監督に關する事務を処理すること。
- 八 職員に關する計画案を作成すること。
- 九 職員の仕事、寄附金その他の厚生施設に關する要求案を作成すること。
- 十 機器、物品及び素材に關する要求案を作成すること。
- 十一 事務處理の基進、標準實施方法及び取手続を定めること。
- 十二 所掌事務の正當な管理をするため、業務又は施設の実地検査を行うこと。
- 第二節 地方機關
(地方機關)
- 第二十六條 電氣通信省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機關を置く。
 - 地方電氣通信局
 - 地方電氣通信部
 - 地方電氣通信管理所
 - 地方電氣通信取扱局
- 2 地方電氣通信局は第七條第一項に掲げる各部署(電氣通信研究所を除く。)の事務の一部を、地方電氣通信部は地方電氣通信局の事務の一部を、地方電氣通信管理所は地方電氣通信部の事務の一部を、地方電氣通信取扱局は地方電氣通信管理所の事務の一部をそれぞれ分掌する。

3 地方機関(地方電氣通信取扱局を除く。)

にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員の仕事につきこれを指揮監督する。

第二十七條 地方電氣通信局は、東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2 地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。

3 電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

4 地方電氣通信局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。

第二十八條 地方機関の内部組織は、第七條第一項に掲げる部局に應ずることを原則とする。

第三章 外局

第二十九條 國家行政組織法第三條第三項の規定に基いて、電氣通信省に置かれる外局は、左の通りとする。

電波廳
航空保安廳

第一節 電波廳

(電波廳の任務及び長)

第三十條 電波廳は、無線に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令の定めるところに従い、電波が公衆の利益、利

便又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用されることを確保することを任務とする。

2 電波廳の長は、電波監理長官とする。

(内部部局)
第三十一條 電波廳に、長官官房及び左の四部を置く。

法規經濟部
施設監督部
技術部
監視部

(長官官房の事務)

第三十二條 長官官房においては、電波廳の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 総合調整をすること。

五 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む)並びに私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供させることについての法規經濟部及び施設監督部の意見を取りま

と並びにその決裁に従い許可書等を作成すること。

六 分課に關すること。

七 監察を行ふこと。

八 報道に關すること。

九 各部の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。

十 職員の訓練計画を設定し、及

び実施すること。

十一 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する團體との交渉及び職員の苦情の處理等に関する事項を處理すること。

十二 職員の厚生及び保健並びに宿舍に關すること。

十三 予算及び成立予算の実行計画を取りまとめ、並びに実行予算の実施を監視すること。

十四 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従い、必要な事務を處理すること。

十五 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。

十六 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。

十七 國有財産を管理すること。

十八 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。

(法規經濟部の事務)

第三十三條 法規經濟部において、左に掲げる事務をつかさどる。

一 技術基準、運用及び設備の基準、通信士の資格、運用方法、周波数の割当、無線周波施設及び回線の許可、呼出符号の指定等電波の管理に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に關すること。但し、この基

準、資格、運用方法等の範圍内で第七條第一項に掲げる各部局がこれらの事項を定めることを妨げるものではない。

二 電波廳の所掌事務に關し、國際電氣通信連合との連絡に關すること並びに電波に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。

三 第一号に掲げる範圍において、電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。

四 無線周波設備の運用又は操作に従事する省の資格及び免許に關すること。

五 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む)並びに許可された無線周波施設について法律的、經濟的及び社会的な審査を行ふこと。

六 無線電信法第六條の規定に基き、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律的、經濟的及び社会的な審査を行ふこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關する法規的な事務を處理すること。

(施設監督部の事務)
第三十四條 施設監督部において、左に掲げる事務をつかさどる。

一 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む)について技術及び運用上の見地から

審査を行うこと。

二 無線周波施設を分類し、その業務を定めること。

三 電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線周波施設の運用に關する條件を定めること。

四 電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、無線周波施設の許可、廢止等に關し、國際周波数登録委員會に對し通告その他の連絡をすること。

五 無線周波施設の規律及び監督に關すること。

六 無線電信法第六條の規定に基き、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、技術及び運用上の見地から審査を行ふこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關し、技術及び運用面での事務を處理すること。

(技術部の事務)

第三十五條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波廳の所掌事務を遂行するために必要な無線技術の基礎的又は実用化に關する研究及び調査をし、又は第五條第十八号の規定に従い、これを部外の研究機關に委託すること。

二 前條第三号の規定による指定のため、周波数を選定すること。

三 周波数標準値を定め、標準電波を發射し、及び標準時を放送すること。

四 無線周波設備の機器の最低動作基準を定め、並びにその認定及び実地検査をすること。
 五 電波の傳はん状況を予報し、及び電波傳はんの異常に關して警報を發すること。
 六 電波の規律、標準電波の發射及び無線電報時等電波管理に必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。
 (監視部の事務)
 第三十六條 監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 一 電波の監視及び規正に要する施設を計画し、設置し、及び管理すること。
 二 電波を監視し、及び規正する

こと。
 三 不法に施設された無線周波施設を調査すること。
 四 電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に從い、電波の監視及び規正に關し、國際電波監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。
 五 無線用水晶片及び周波數測定器具を較正すること。
 (地方支分部局)
 第三十七條 電波廳の地方支分部局として、地方電波管理局を置く。

名称	位置	管轄区域
関東電波管理局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 山梨縣 長野縣 新潟縣 愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣 石川縣 福井縣 富山縣 大坂府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣 廣島縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣 愛媛縣 德島縣 香川縣 高知縣 熊本縣 長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 宮崎縣 鹿兒島縣 宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣 北海道
信越電波管理局	長野市	
東海電波管理局	名古屋市	
北陸電波管理局	金沢市	
近畿電波管理局	大阪市	
中國電波管理局	廣島市	
四國電波管理局	松山市	
九州電波管理局	熊本市	
東北電波管理局	仙台市	
北海道電波管理局	札幌市	

3 地方電波管理局は、電波廳の事務の一部を分掌するものとし、その範圍は政令で定める。

4 地方電波管理局の内部組織は、電氣通信省令で定める。
 5 電氣通信大臣は、地方電波管理

同の事務の一部を分掌せしめるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。
 6 前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、電氣通信省令で定める。
 (電波廳の極限)
 第三十八條 電波廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第二十二号から第三十三号までに掲げる権限を行使することができる。
 2 電波監視長官は、電波廳の所掌事務の一部を第七條に掲げる内部部に委託することが經濟的であると認めるときは、電氣通信大臣の承認を経て、これを委託することができる。

第三節 航空保安廳
 (航空保安廳の任務及び長)
 第三十九條 航空保安廳は、航空保安に關する事務を行うことをその任務とする。
 2 航空保安廳の長は、航空保安廳長官とする。
 (内部部局)
 第四十條 航空保安廳に、左の二部を置く。
 事務部
 技術部
 (事務部の事務)
 第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 一 機密に關すること。
 二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。
 四 総合調整をすること。
 五 分課に關すること。
 六 監察を行うこと。
 七 調査及び統計に關すること (技術部の所掌に屬するものを除く)。
 八 法令、規程及び規約を立案すること。
 九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
 十 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する團體との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を処理すること。
 十一 職員の厚生及び保健並びに宿舍に關すること。
 十二 歳入歳出の測定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに從い、必要な事務を処理すること。
 十三 機器、物品及び素材を調達すること。
 十四 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。
 十五 國有財産を管理すること。
 十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に屬しない事務に關すること。
 (技術部の事務)
 第四十二條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 一 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。
 二 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。
 三 航空保安施設の運用に關する手続を定め、及び実施すること。
 四 航空保安施設の建設及び保存のための機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びにこれを出納し、及び保管すること。
 五 前号の機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。
 六 第四号の機器及び物品の修理に關すること。
 七 航空保安施設の建設、保存及び修繕に關する工事を設計し、実施し、及び監督すること。
 八 航空保安施設の建設、保安及び運用に關する技術標準を定めること。
 九 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。
 十 航空保安業務の國際的協力のために開催される國家會議に代表者を派遣すること。
 十一 所部の職員の訓練に關すること。
 (航空保安廳の機關)
 第四十三條 電氣通信大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機關を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

同の事務の一部を分掌せしめるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。
 6 前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、電氣通信省令で定める。
 (電波廳の極限)
 第三十八條 電波廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第二十二号から第三十三号までに掲げる権限を行使することができる。
 2 電波監視長官は、電波廳の所掌事務の一部を第七條に掲げる内部部に委託することが經濟的であると認めるときは、電氣通信大臣の承認を経て、これを委託することができる。
 第三節 航空保安廳
 (航空保安廳の任務及び長)
 第三十九條 航空保安廳は、航空保安に關する事務を行うことをその任務とする。
 2 航空保安廳の長は、航空保安廳長官とする。
 (内部部局)
 第四十條 航空保安廳に、左の二部を置く。
 事務部
 技術部
 (事務部の事務)
 第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 一 機密に關すること。
 二 公印を制定し、及び管理すること。
 三 公文書を編集し、及び保存すること。
 四 総合調整をすること。
 五 分課に關すること。
 六 監察を行うこと。
 七 調査及び統計に關すること (技術部の所掌に屬するものを除く)。
 八 法令、規程及び規約を立案すること。
 九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。
 十 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する團體との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を処理すること。
 十一 職員の厚生及び保健並びに宿舍に關すること。
 十二 歳入歳出の測定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに從い、必要な事務を処理すること。
 十三 機器、物品及び素材を調達すること。
 十四 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。
 十五 國有財産を管理すること。
 十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に屬しない事務に關すること。
 (技術部の事務)
 第四十二條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 一 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。
 二 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。
 三 航空保安施設の運用に關する手続を定め、及び実施すること。
 四 航空保安施設の建設及び保存のための機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びにこれを出納し、及び保管すること。
 五 前号の機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。
 六 第四号の機器及び物品の修理に關すること。
 七 航空保安施設の建設、保存及び修繕に關する工事を設計し、実施し、及び監督すること。
 八 航空保安施設の建設、保安及び運用に關する技術標準を定めること。
 九 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。
 十 航空保安業務の國際的協力のために開催される國家會議に代表者を派遣すること。
 十一 所部の職員の訓練に關すること。
 (航空保安廳の機關)
 第四十三條 電氣通信大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機關を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名 称	目 的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること（航空標識所の所掌に属するものを除く。）
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

2 航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

3 電氣通信大臣は、第一項の機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、電氣通信大臣が定める。

(航空保安廳の権限)

第四十四條 航空保安廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号、第二十二号及び第三十三号に掲げる権限を行使することができる。

第四章 附屬機關

(附屬機關)

第四十五條 第五十一條に規定するものの外、電氣通信省に置かれる附屬機關は、左の通りとする。

電氣通信審議會
病院、診療所及び療養所
職員訓練所
電波観測所
(電氣通信審議會)

第四十六條 電氣通信審議會（以下審議會という。）は、第四條に掲げる業務の健全且つ能率的な運営を図るための機関とする。

2 審議會は、第四條に掲げる業務に関し、電氣通信大臣の諮問する事項（電波規正審議會に諮問する事項を除く。）を調査審議し、電氣通信大臣に答申する。

3 審議會は、必要がある場合は、第四條に掲げる業務に関する重要事項について関係大臣に建議することができる。

4 審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

(病院等)

第四十七條 病院、診療所及び療養所は、電氣通信省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。

(職員訓練所)

第四十八條 職員訓練所は、電氣通信省の職員の訓練を行うための機関とする。

(電波観測所)

第四十九條 電波観測所は、電氣通信研究所の研究に伴う電波傳はんの観測を行うための機関とする。

(名称等)

第五十條 第四十五條に掲げる附屬機關（電氣通信審議會を除く。）の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

(その他の附屬機關)

第五十一條 左の表の上欄に掲げる機関は、電氣通信省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
電氣通信省共済組合 審議會	電氣通信省共済組合の給付に関する決定又は掛金の徴収に關して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機關として、公平な審査をし、及び裁決をすること。
電氣通信省共済組合 運営審議會	電氣通信省共済組合の運営に関する事項を調査審議すること。
電波規正審議會	電波の規正技術に關する事項を調査審議すること。
非常無線通信審議會	非常無線通信の運用について調査審議すること。
無線従事者資格檢定 審議會	無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格檢定に關し、調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第五章 職員

第五十二條 電氣通信省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第五十三條 電氣通信省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第六章 雜則

(権限の委任)

第五十四條 電氣通信大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に關するものを、職務規程を定め、内部部局、地方機關及び附屬機關並びに電波廳（地方支分部局を含む。）及び航空保安廳に委任することができる。

(組織の細目)

第五十五條 電氣通信省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により電氣通信大臣が定める。

附 則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 只今議題となりました郵政省設置法案並びに電氣通信省設置法案につきまして、内閣委員会に於いての審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案が内閣委員会に付託せられましたところ、衆議院において先議権を持つておりまして、本院に送付せられましたのは今朝であります。従いまして内閣委員会におきましては付託を受けまして以来数日間、連日予備審査を執行したのであります。而してその予備審査に當つては通信委員との聯合会を開きまして慎重に審査を續けたのであります。今朝衆議院から正式に議案が送付せられましたので、今朝初め

て内閣の本委員会を開きまして審査をいたしました。そうして結局この法案は衆議院において可決すべきものなりと議決いたしましたのであります。その審査の内容につきまして、これからできるだけ簡単に申し上げたいと思ひます。

この法案は、通信省を二つに分ける、そうして郵政省及び電氣通信省、この二省を設置するという案であります。その二分する理由はどこにあるかと申しますると、第一には郵便貯金及び保険、そういう事務と、一方に電氣通信に關する事業、電波監督行政などは全然違つた種類のものである。ひとしくこれは公共の通信事業ではありませんけれども、その様式は全く違つた事業であるから、これを一つの通信省において取扱うということは不合理であるという点、それからもう一つは、この二つの違つたものをば別々にいたしました、それ／＼その特色を發揮いたしました、日本の現在におけるがごとく非常に能率の低いこの通信業務をば世界の水準にまで上げなければならぬ。これを上げるためには両省に分つのが適當であるという点、これらの二つが両省に分ける主な理由と認められたのであります。この両省に分けることにつきましては、連合軍の厚意について我々は感謝しなければなりません。即ち昭和二十一年三月から、連合軍から非常な専門家が來まして、この通信業務について研究をいたしました。それから、それに基づきまして昨年二月以降、日本も加わりまして専門家の調査をいたしました。そうしてその結果、先にも前國會に提出せられたところの通信省設置法案というものが出たの

であります。ところがこれは議決を經ずして今期議會になつた。而して去る七月二十二日の連合軍總司令官の書簡によりまして、この二分案が國會に提出せられたという事になりましたのであります。而してこれは申すまでもなく兩省設置というものは、國家行政組織法の規定第三條二項によつて設置せられたものであるであります。

兩省の所管事項につきまして詳しく申述べますことは省きますけれども、いづれも内部部局と地方機關とに分れております。そして郵政省におきましても電氣通信省におきましても、可なり沢山の局が設けられておるのであります。そして殊に電氣通信省におきましては總務長官の官房といふものが置かれるのであります。尙その外に附屬の機關としてそれ／＼附屬せられておるものがあるのであります。内部組織はさうであります。更に地方機關といたしまして、やはり相當綿密に分れておるのであります。殊に電氣通信省におきましては四つの階段があるのであります。即ち地方電氣通信局から現業の取扱局に至るまで四つの階段を經ております。その最末端の現業機關と申しますれば即ち郵便局でありまして、電信電話等の通信事務は郵便局に委託せられて行われるのであります。

この案を検討いたしますと、どういふ特色が、どういふ利益があるかという事を考へて見ますと、先に申しました通り、通信省の業務が違つておるものを二つに分けて、そしてそのおのその特色に従つて能率を發揮するといふ点は、確かにこれは進歩した

点であると考えるのであります。それから更にこの内部組織について見ましても、業務とか、事務とかいふものが系統的にこれは一貫しておる。一貫性がある。從來のごとくば／＼なやり方でないという点において特色が認められるのであります。更に又今度特に郵政省に監察局という監察制度が置かれたのであります。これも、これまで監察制度は行われなかつたことになつたのでありますけれども、特にここに監察局といふものを置かして、そして上の組織から末端の組織に至るまでのその業務の履行について十分に徹底的に監査をするといふこと、これも又一つの時流に適合した施設であるといふのであります。

それからこれら兩省の業務はさういふふうな會計組織によるかと申しますれば、それ／＼特別會計といたしまして、即ち郵政の特別會計、電氣通信特別會計といふものを立てまして、自主性と特殊性とを發揮せしめるといふことであります。併しこの二つの特別會計法は今期議會には提出せられないのであります。次期に提出せられるといふことを政府が言明いたしておるのであります。更にこの兩省の人員は如何なる程度において充たされるかと申しますれば、原則として今日の通信省の人員がその程度内において取扱われるといふことであります。もう一つ実施期は如何と申しますれば、明年の四月一日を以て実施するといふ計画であります。大体さうな趣意のものであります。これに對しまして委員會においての質疑應答は極めて沢山ありましたのであります。できるだけ簡

單に纏めたのを申上げて見たいと思ひます。

第一は、この兩案が國會を通過した場合において現在の通信省を廢止する法案が出ておらないが、その廢止はどういふふうにして取扱うのであるか、又現在の通信省の各部局等を兩省の如何なる所に持つて行くかといふような、法的措置はどうか執るかといふ事柄でありました。これは政府において近くその案を検討いたしまして、次の國會に通信省の廢止案として提出するつもりであるといふ説明でありました。

第二には、兩省を置くといふことと、それから兩省の内部の機關と外部の機關といふものを考へて見ます。現在の通信省は八局一部であつて、外局が二つあるのであるが、この案によりまして、郵政省だけでも八局に分れる。そして電氣通信省にあつては總務長官の外に十局二部を置き、外に一總務室、一研究所を置く。更に外局として二つの廳ができる。そしてその下に六部を置くといふようなことであつたので、極めて歴大なものであるといふのであります。これは、つまり行政の簡素化といふことを今日必要と認めておるのに對する逆行ではないかといふ質問でありました。ところがこれに對しましては、成る程さうに見えるかも知れませんが、成る程さうな必要ができて行くといふことになれば、これは必ずしも余分なものではないといふような考え方がありました。

更に第三の問題といたしましては、國家行政組織法第二十一條の規定に違反しておる嫌いがある。即ち現業官廳の機構については特別の除外例を設けておるのであるが、この兩案については、例えば總務長官の設置、或いは部を置く、或いは理事を置くといふような点につきまして、余りこの除外例を濫用し過ぎておるのだといふ強い質問がありました。更に只今申しました通り、次官の下に、而して局長の上に總務長官を置く、或いは理事を置くといふような点などについて、闕逆して強い反對的の質疑があつたのであります。これに對しても相當の弁明がありました。これのみならず、これはどうしても政府の力によつては動かすことのできない点であるといふ意味まで述べられたのであります。

更に先行政機關を整理するといふことは今日國民が一般に要望しておる点である。然るにこれに對して電氣通信省の地方機關の組織には沢山の段階を重ねておるではないか、従つてその中で或るものはこれを廢止してちつとも差支ないのではないかといふような意見等もありました。

尙、監察局につきましては特に郵政省に限つてこれを置くのであつて、電氣通信省にはこれを置かないといふ点は均衡を得ないのである。又監察局といふものを置いて置かずとも、これは大臣の官房にでも置いて置かなければ、それで十分監察ができるではないかといふ質問もあつたのであります。これに對しまして電氣通信省にはこれを置かないのは、主としてこれは機械力によつて運用せられるのであるから、それ程の必要はないと認めるのであるけれども、郵政省の仕事は主として多數の人の運営にかかるといふものであるから間違ひが多く、どうしてもこれを監察する必要があるのだといふことを述べました。そして、それであるから局が必要である、電氣通信省におきましては部内においてこれを監察して行けばそれで足りるといふ考え方があつたのであります。

尙これらの兩案を審議する場合におきましては、一政府は行政機構を改革をいたして、そして機構の簡素化を図り事務の能率の向上を企図しておるのであるが、この兩案共に相當複雑な、又今日の日本の現状からいへば更に贅沢過ぎる程大きな機構をここに認めるといふことになる虞れがある、さうなれば政府の行政機構を簡素化するといふやうなその趣意と矛盾するのではないかと、従つて場合によつては參議院においてこの兩案をこのままに通過させるといふことはよろしくないではないか、といふやうな心配が各委員の間にあつたのであります。従つて政府は如何なる方法を以て行政機構を簡素化するかといふことについて政府の方針を問うたのであります。これに對しまして岩本國務大臣が出席せられまして、政府はこれまで行政の簡素化及び能率の向上を図る。そのために近く閣議を決めてその方針を明らかにするつもりである。その結果が、既存の行政組織は勿論のこと、この兩案と雖も政府の方針と矛盾する点があるならば、これを改めて行くことに努力するといふことを申したのであります。

大体それらの意見が主なるものでありまして、その他、従業員の待遇の問

題、或いは従業員の福利施設の問題と
いうようなこと、或いは又郵便或いは
電信電話の料金を上げるかどうかとい
うような問題等、いろいろありまし
たが、それらの点につきましては、こ
に報告を略します。

かくのごとくにして沢山の質疑應答
を重ねましたが、要するに委員会の全
体の空気といましては、この案に
ついては可なりまだ検討すべきものが
あるといふことは認められたのであり
ますが、何といたしましては、一方に
おるのではありませんし、一方にお
いては衆議院においてこれを無修正で可
決して参つたといふこと、而して衆
議院がこれを無修正に可決しなければ
ならなかつたといふ事由等をここに参
酌せられて、委員会におきましては、
修正案を提出することは止めまし
て、直ちに賛成か反対かといふ点につ
いて討論に入つたのであります。

討論におきましては、反対論者は、
修正の意見はこの際諸般の情勢に鑑み
ましてできないと思ふから、止むを得
ず本案に対して反対をするのである。
その要点は、通信省という一省をば、
この二つの省に分割する根拠が極めて
薄弱であるといふ点、それから又両省
の機構が極めて複雑であつて今日の実
情には適していないといふ点、総務長
官の制度は國家公務員法の制定にお
いてこれを認めない。ただ事業官廳等
において特殊の例を認めるというのに、総
務長官或いは理事制というものを採
用した点などはよろしくない。それ
から又地方機関が余りに複雑である
といふこともよろしくない。それから第
三には、従業員が二つに分れる、即ち

郵政と電気通信と両方に分れる、それ
で殊に通信の従業員は、同じく従業員
であるところの國鉄の従業員と同性異
質であるに拘わらず違つた取扱を受け
る、即ち一般職員として取扱われると
いうことはよろしくないといふような
点を挙げまして、本案に反対をせられ
たのであります。

賛成論は、成る程この案については
沢山の考究すべき点がある。併しなが
ら連合國の厚意もあるし、又政府がこ
れを出したところの、又支持したところ
の熱意もあるから、この際
これを認めようではないか。そうして
殊に政府において人員の増加をしな
い。又速かに行政整理の方針を立てて、
そうして若しその趣意に照してこの兩
法が不適当であるならば、これが改正
に否かでないといふような点、それか
ら殊に國際情勢から見まして、この今
日のごとき日本の地位が通信關係にお
いて漸次國際的な水準に進むことので
きるというところは極めて必要なこと
であるから、どうしてもこの案は、假に若
干の欠点があつてもこれを通過させな
ければならぬといふような意見等があ
つたのであります。かようにして討論
を終りまして、採決いたしましたこと
が、賛成の委員が六名、反対の委員が
二名であつたのであります。かくのご
とくにいたしましたことを御報告申
上げたいと思ふのであります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 兩案に対し、討
論の通告がございます。堀眞琴君。

〔堀眞琴君登壇、拍手〕
「無駄だ」と呼ぶ者あり」
○堀眞琴君 只今議願となりました郵

政省設置法案及び電気通信省設置法案
に對しまして、私は反対の意見を申述
べて見たいと思ふのであります。

先ず第一の論点としましては、通信
省を郵政省、電気通信省の二つに分割
することの論拠が極めて薄弱だとい
ふことであります。政府側の説明によ
りますれば、この通信省を二つに分割
する理由として、先ず第一に郵政
の職分と電気通信の職分とは、それ
ぞれその本質を異にしておるもので
ある。一方は人の力によつて専らこれ
を運営し、他方は機械の力によつてこ
れを運営するものである。従つてこの
兩者を二つの省に分つことが最も合理的
である。これが一つの理由でありま
す。それからもう一つの理由は、この
ように行政の職分が違つ以上、これを
二つに分割することが取りも直さず行
政能率を増進する理由である。これが
第二の理由であります。

併しながら、申すまでもなく、行政
機構の組織原理は最近に至りまして非
常に發展して參つておるのでありまし
て、この學問的な基礎に立たなければ
ば、本當の組織原理といふものは出
来ないと思ふのであります。單に一方
は人の力を主とし、他方は機械の力を
主とするというだけでは、機械的な分
類はできても、行政機構そのものの機
構原理に基づくところの分類は不可能
だと思ふのであります。ましてや單に機
構を二つに分けたからといつて、それ
で果して行政の能率を高めることが
できるでありましようか。私は今日の情
勢から見まして、社会生活が複雑化す
ればする程、行政職能が複雑化して行
くといふことは避けられないと思いま

す。併しこの複雑化するところの行政
職能を、他方においては能率を高める
ためにこれを統合することが必要な
のであります。政府側におきましては、
しばしば「英米系の行政機構の組織原理
を適用せられ、そうして兩省分割案の
論拠にこれを援用しておるのでありま
す。併しながら英米系の組織原理の中
でも、特にイギリスのごときは皆様御
承知のように非常に複雑な行政機構を
持つておるのであります。いわばその
都度必要に迫られて、何の有機的な或
いは組織的な原理もなく各省を設置し
ておるといふ状態でありまして、これ
につきましても前の大戦後以來しば
しばイギリスの國會において問題にな
つておるところなのであります。我々
はこのような無秩序な、社会生活の必
要があるから行政機構を設けなければ
ならぬといふような、さような無目覺
な考え方は、本當の行政機構を立派
な原理の上に打ち立てて民主政治を確
立することは困難であると、こう考え
なければならぬのであります。(拍手)

第二の論点としましては、設置せら
れまるところの郵政省、電気通信省
のそれらの機構が余りに複雑である
といふことであります。先程委員長か
ら述べられましたように、通信省の
局、課に比較いたしましたして、兩省の
局、部、課は倍以上になつておるので
あります。而も單にそれらの局、部、
課が倍以上に膨張したといふだけでな
く、會て我々が第二國會におきまし
て、行政組織法の審議に當りまして、

官僚政治の打破を叫んで総務長官とい
う職名を行政組織法から削つたのであ
ります。ところが今度の電気通信

省の設置法案を見ますといふと、こ
れが再び復活しておるのであります。
政務次官、事務次官、更にその上に総
務長官といふような職名が設けられて
おるのであります。これは徒らに官僚
の職務に屋上屋を重ねるものであり
まして、官僚政治の強化、官僚勢力の温
存を図るものだ、こう言わざるを得な
いのであります。「その通り」と呼ぶ
者あり」更に又兩省の設置法案を見ま
すと、理事制度が採用されておるの
であります。恐らくこれは郵政省にし
ましても電気通信省にしましても、そ
の事業が企業的性質を持つものであ
り、従つて英米系のパブリック・コー
ポレーションの制度に倣つて、一面や
はり理事制の採用は局長と理事を相互
混用するといふ考えから、政府側の方
において理事制を設けられたものと思
うのであります。極めてその間の
關係が不明瞭であります。従つて権限
の混淆を來す虞れもあり、延いては行
政能率を低下せしむるゆゑではない
か、こう考へるのであります。更に、

地方機関であります。これも委員長
長の説明通り、電気通信省におきまし
ては四段階の地方機関が設けられてお
るのであります。地方電気通信局、地
方電気通信部、地方電気通信管理所、
地方電気通信取扱局といふ工合に四段
の段階になつておるのであります。徒
らに機構を複雑化するだけであります。
決してこれによつて行政能率を高
めることはできないと思ふのであり
ます。

更に第三の論点としましては、この
兩省設置によりまして、従來通信省に
奉職しておりましたところの従業員が

それ／＼分割されてこれに所属することになるのであります。而もその従業員は通信時代におきましては現業の職員として一般非現業職員から区別されておつたのであります。ところが電

氣通信省、郵政省の職員は一般職の中に繰入れられまして、現業職員としての取扱を受けまいようになつておるのであります。同じく國家企業に従事するところの國鉄の従業員は、これは一般職から離されて現業職員としての地位を持つておるのであります。同じ職種に従事する國家企業の職員が、一方は現業職員とし他方は非現業職員として取扱われるというときは、甚だ我々として賛成するところのできない考えである、こういう工合に考えるのであります。以上の理由から私はこの両省設置法案に反対する者であります。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、大蔵委員会より報告書が提出せられました戦災復興並びに学校建設資金の起債に関する請願外七件の請願及び取引高税廃止に関する陳情外五件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

めまます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事九鬼紋十郎君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔九鬼紋十郎君登壇、拍手〕

○九鬼紋十郎君 只今議題となりました請願、陳情の委員会の審査結果を御報告申し上げます。

先ず第一に取引高税関係のものにつきまして御報告するのであります。一部改正のものは請願第三百一十号、引揚者等生活困窮者の援護物資に対する取引高税免除、請願第三百一十号、写真撮影技術家の取引高税廃止、請願第三百三十七号、医薬、医療品並びに衛生材料の取引高税免除、全廃に關するものは陳情第八十七号、第九十八号、第九十九号であります。いづれも取引高税は困窮消費者を苦しめるのみならず、不まじめな業者を利し、経済活動を阻害するから撤廃せられたらというのであります。代り財源につきまして、政府は目下研究中であるという答弁がありましたので、採択することにいたしました。

次は請願第八十二号、戦災復興並びに学校建設資金の起債に関するものであります。起債は高利率であり、枠が小さく、融資期限が短かいので、預金部資金にて優先的に消化できるようにせられたらというのであります。当然な趣旨であると考えまして採択することにいたしました。請願第九十四号、福島縣の熱海町を郡山税務所轄内に移管の請願でありまして、熱海町はすべての点において、郡山市との連絡確保が容易であり、且つ必要であります

が、税務署のみは二本松町にあつて不便でありますので、郡山税務署所轄内に移轉して欲しいというのであります。尤もな趣旨であると思つて採択することにいたしました。請願第二百二十五号は、一関市の水害商工業に対する融資の請願であります。同市は二度の水害によつて大打撃を受けたのであります。生活必需品の供給都市として復旧するため、國庫補助と復金の特別融資の措置を講ぜられたいというのであります。莫大な被害を受けました同市を復旧させるために以上の措置を執ることを妥当と認め、採択することにいたしました。請願第二百二十七号は、「どぶろく」密造防止に關する請願であります。「どぶろく」の原因は飲酒抑圧政策と國民道義の類廢とであるからして、適切な酒類價格決定と、確実な配給計画、密造酒に対する罰則の強化、委託醸造の還元配給等の方策を樹立せられたらという趣意であります。密造の盛んな現在必要と認めまして、採択することにいたしました。

陳情第八十八号は香川縣の製塩事業維持に關する陳情であります。加算賠償金制度の廢止、生産塩の收納等の措置により鹽減に瀕したのであるから、それらの措置を改められたらというのであります。資材配給計画によつて改善できるものでありますから採択することにいたしました。陳情第九十六号は林業者に対する資金貸出の陳情であります。農林漁業者復興資金融通に関する暫定措置のうち、貸出利率の引下げ、林業者の共同利用に供する施設のため必要な資金貸出の途

を講ぜられたらというのでございまして、林業の重要性に鑑みまして採択することにいたしました。陳情第二百二十一号は所得税の更正に関するものであります。所得税の更正決定は実情を無視しているから、秩序ある団体交渉を認め改革して貰いたいというのであります。尤もな趣旨といたしまして採択することにいたしました。以上は本院の會議に付し内閣へ送付する必要があるものとして審査決定した次第であります。

尚請願第三百三十五号は土地、家屋両台帳法の改正に關する請願であります。土地家屋の賃賃價格は定期的改訂の際のみ調査委員会に諮問するだけで、その間は税務署がするのであるからして不正確を免れない。捕税が困難である。それで民主的な委員会を作つて完全な徴税のできるように改められたいというのであります。これは立法に關するものでありますからして、内閣に送付する必要はないのであります。院議に付す必要ありとして採択することにいたしました。以上委員会における請願、陳情の審査を御報告申し上げます。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採択いたします。これらの請願及び陳情は委員長の報告通り採択し、土地、家屋両台帳法の改正に關する請願の外、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、土地家屋両台帳法の改正に關する請願の外、内閣に

送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、運輸委員会より報告書が提出せられました直江津、六日町両駅間に鉄道敷設の請願外十件の請願及び富山港線拂下反対に關する陳情外一件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員会理事丹羽五郎君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔丹羽五郎君登壇、拍手〕

○丹羽五郎君 只今上程になりました請願第三百六号、直江津、六日町兩駅間に鉄道敷設の請願外十件、陳情第二百二十四号、富山港線拂下反対に關する陳情外一件の運輸委員会におきます審査の経過並びに結果について御報告をいたします。各請願につきましては紹介議員の熱心なる説明がありまして、又政府よりも各請願、陳情について詳細なる調査の報告がありました。ここでは省略をさせて頂きまして、極く概略を申し上げたいと存じます。

先ず第三百六号、直江津、六日町兩駅間に鉄道敷設の請願第三百三十号、西大寺、片上両町間に鉄道敷設の請願、第三百三十八号、國鉄赤穂線建設費に關する請願、第三百五十四号、片町、四條畷兩駅間の電車を長尾駅まで運輸延長に關する請願は、いずれも地方産業開発のため、又交通難緩和のため

に路線を新設又は延長せられたとい
うのであります。政府又これを諒と
してのりてあります。審議の結果、
願意妥協と認めまして、全会一致こ
れを内閣に送付することを要するもの
と議決をいたしましたのであります。

次に第三百十六号、荻野、野澤両
間に尾登駅設置の請願、第三百十五
号、川東、谷田川両駅間に宇津峯駅設
置の請願は、政府におきましても、い
ずれもその必要を認め、調査中である
との答弁がありました。審議の結果、
願意妥協と認めまして、全会一致、内
閣に送付することを要するものと議決
をいたしましたのであります。

次に第三百八十四号、富山港線拂下
反対に関する請願及び第二十四号、同
趣旨の陳情であります。政府の説明
及び請願の趣旨を検討、審議いたしま
した結果、同線は富山港の動脈線であ
り、民営に移すことは同地方産業経済
の発展を阻害するとの意見に一致をい
たしまして、

〔議長退席、副議長著席〕
願意及び陳情の趣旨を妥協として、
内閣に送付を要するものと全会一致、
議決をいたしました。

次に第三百二十一号、西大寺港改良
工事施行に関する請願及び第二百二十五
号、兩館港埠頭並びに防波堤修築工事
完成促進に関する陳情であります。政
府の説明によりますと、いずれもそ
の必要を認め、西大寺港はすでに計画
済みであり、兩館港は急速に工事の実
施を要するものと認め考慮中であるこ
とでありました。審議の結果、
いずれも願意妥協と認め、全会一致、
内閣に送付を要するものと議決をいた

したのであります。

次に第三百五十六号、戸賀港を避難
港に指定の請願及び第三百八十六号、
湊町、東京両駅間に直通列車運轉開始
の請願であります。審議の結果、政
府はいずれも願意に副より措置すべ
きであるといはしまして、全会一致、
内閣に送付を要するものと議決をいた
した次第であります。

次に第三百五十八号、神崎、尼崎両
駅名改称に関する請願であります。政
府におきましても願意の通り明年一
月一日より実施の用意があるとの答弁
がありましたので、審議の結果、願意
妥協と認めまして、全会一致、内閣に
送付を要するものと議決をいたしました次
第であります。これを以らまして報告
を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一即君) 別に御発言
もなければ、これより採決いたしま
す。これらの請願及び陳情は委員長の
報告の通り採択し、内閣に送付するこ
とに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕
○副議長(松本治一即君) 過半数と認
めます。よつてこれらの請願及び陳情
は採択し、内閣に送付することに決定
いたしました。

○副議長(松本治一即君) この際、日
程に追加して、通信委員会より報告書
が提出せられました放送協会のラジオ
修理業界進出反対に関する請願外三件
の請願を一括して議題とすることに御
異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(松本治一即君) 御異議ない
と認めます。先ず委員長長の報告を求め

ます。通信委員長大島定吉君。

〔審査報告書は都合により本号附
録に掲載〕

○大島定吉君 只今議題となりました
請願について、通信委員会の審議の経
過並びに結果について御報告を申し上げ
ます。

先ず放送協会のラジオ修理業界進出
反対に関する請願の願意といたします
るところは、この第二回国会に提案に
なり、第三国会において撤回された放
送法案第二十五條第六号による放送協
会のラジオ修理業界への進出は、業者
の生存権を脅かすものである。従来協
会は故障受信機の診査をなすに止ま
り、有料修理は業者に一任せられてい
たものであり、法案にも協会の業務は
営利を目的とせずとあるから、法案中
より同條項を削除し、協会によるラジ
オの修理は有料無料にかかわらず、絶
対にこれを行わないように明確に規定
されたいとの趣旨であります。

次に山形縣新庄町の旧稲舟村地区内
に特定郵便局設置の請願の願意としま
すところは、山形縣新庄町南部の旧
稲舟村は戸数八百五十余、人口五千百
余に達してあるにも拘わらず郵便局
の設置がないので、郵便貯金等に多大
の不便を感じているから、速かにこの
地区に特定郵便局を設置されたいとの
趣旨であります。

又北海道稚内町に電気通信管理部署
置の請願の願意としますところは、
稚内町は北海道の北端に位して、水
産、鉱業等の中心地であり、又交通通
信網の中心地であつて、近く市制を施

行して今後の発展が期待されておるか
ら、通信施設を拡充して円滑な業務の
運営を図るために、当町に電気通信管
理部を設置されたいとの趣旨でありま
す。又福井縣福井市の福井貯金支局存
置に関する請願の願意としますところ
は、福井貯金支局は近く閉止され、そ
の業務は金澤貯金支局に移管される由
であるが、当支局は縣下の関係業務に
当る外、今次の震災には非常時支拂に
よつて罹災者の需要に應じ、資金の円滑
な運用を促進する等、経済並びに縣民
の生活面等に密接な関係があるから、
機構改革に際しては存置を図られたい
という趣旨であります。

委員会はこれらの請願に對しまして
慎重審議の結果、いずれも願意を妥協
なるものと認めまして、これを採択
し、議院の會議に付し、内閣に送付す
べきものと多数を以て決定した次第で
あります。以上基だ簡單ではありませ
るが御報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一即君) 別に御発言
もなければ、これより採決いたしま
す。これらの請願は委員長報告の通り
採択し、内閣に送付することに賛成の
諸君の起立を請います。

〔総員起立〕
○副議長(松本治一即君) 総員起立と
認めます。よつてこれらの請願は全会
一致を以て採択し、内閣に送付するこ
とに決定いたしました。

議事の都合により四時半まで休憩い
たします。
午後三時六分休憩
午後四時四十三分開議
〔朗読を省略した報告〕

本日委員長から左の報告書を提出し
た。

- 地方行政委員会請願審査報告書第三号
 - 地方行政委員会請願特別報告第三号
 - 地方行政委員会陳情審査報告書第三号
 - 地方行政委員会陳情特別報告第三号
 - 厚生委員会請願審査報告書第五号
 - 厚生委員会請願特別報告第五号
 - 厚生委員会陳情審査報告書第三号
 - 厚生委員会陳情特別報告第三号
 - 建設委員会請願審査報告書第二号及び第三号
 - 建設委員会陳情審査報告書第一号及び第二号
 - 建設委員会陳情特別報告第一号及び第二号
 - 建設委員会陳情特別報告第一号
 - 法務委員会請願審査報告書第一号
 - 法務委員会請願特別報告第一号
 - 商工委員会請願審査報告書第二号
 - 商工委員会請願特別報告第二号
 - 商工委員会陳情審査報告書第二号
 - 商工委員会陳情特別報告第二号
 - 法務委員会請願審査報告書第二号
 - 法務委員会請願特別報告第二号
- 副議長(松本治一即君) 休憩前に引
続き、これより會議を開きます。
この際、日程に追加して、法務委員
会より報告書が提出せられました鹿兒
島縣に福岡高等裁判所支部設置の請願
を議題とすることに御異議ございませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事岡部常君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔岡部常君登壇、拍手〕

○岡部常君 只今上程に相成りました鹿兒島縣に福岡高等裁判所支部設置に関する請願の審議の経過並びに結果について報告いたします。

鹿兒島縣は南九州の中心として、宮崎、熊本には勿論、福岡に対しても、交通上極めて有利な地位を占め、一面事件の多寡並びに従来の裁判所の格等から考えましても、右支部はこれを鹿兒島縣に設置せられることが適当と考へるのであります。ただ鹿兒島市は戦災のため、市街地の大部分を焼失いたしましたため、廳舎及び宿舎の設備等が懸念せられるかと存じますが、これらに対しても支部設置に對する縣民の熱望が極めて大なるものがありまして、過日関係者協議の上、經費三百万円を以て廳舎二百坪程度を新築し、併せて宿舎四棟を支部設置後三ヶ月以内に完成してこれを提供することに決定したとのであります。以上が本請願の大要であります。法務委員会におきましては、慎重なる審議をいたし、各委員より熱心なる質疑が行われましたのであります。それらの應答は速記録に譲りたいと存するものであります。

かくて討論に入り採決の結果、願意の大体は妥當なるものとして全会

一致を以て採択せられましたので、國會法第八十一條によりまして、内閣に送付すべきものと決定せられたのでありまして、何とぞよろしく御採択を願いたいと存じます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。

本請願は、委員長の報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際、日程に追加して、厚生委員会より報告書が提出せられた傷い者保護対策確立に関する請願外五件の請願及び戦争犠牲者遺族保護対策強化に関する陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

○塚本重藏君 只今上程せられました請願六件、陳情一件に關します。厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

請願文書表第二百二十三号、傷い者保護対策確立に関する請願、右の請願の趣旨は全國國立病院入院患者四万の療

養條件及び入院生活の改善に關し、傷い者保護対策の確立はもとより、賄子算の改善、公務災害補償強化並びにこれが実現促進、強制退院処置、國立病院施設の改善拡充、結核対策の組織的強化及び模範病院設立計画等につき適切な処置を講ぜられたとの趣旨であります。本請願に對しましては政府より傷い者保護対策につき説明を聴取いたしました。委員会におきましては慎重審議の結果、公務災害補償強化並びに実現促進については、今直ちにこれを認めるわけには行かないのであります。この分を除きましては、願意の大体は妥當なるものと認めまして、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に請願文書表第四百二十二号、衛生班設置費に対する國庫補助並びに衛生費の概算交付に関する請願、本請願は地方におきまして衛生班の設置の場合は、國庫から市に對する補助をその三分の二を交付されるように要請いたしました。更にこれら一般衛生費の補助は決算時において多額の歳入欠陥を生じますから、來年度の概算額を現年度に交付せられたとの要旨であります。委員会におきましては、衛生班については我が國の環境衛生上その設立は極めて必要であり、又補助増額の要請はこれを認めますが、來年度の概算を現年度においてこれを交付することは不可能であるので、この点を除きまして、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表第二百四十四号、戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願及び陳情文書表第九十号、戦争犠牲者遺族

保護対策強化に関する陳情、右の請願並びに陳情はほぼ同様の趣旨でありまして、一括いたしましてその要旨を申上げます。戦争の災禍によつて一家の支柱を失つた戦死者、戦災者等の遺族の窮乏は最も悲惨な状態にありまするから、寡婦、遺児等に対しまして年金制度を設定、生活扶助金の引上げ、住宅の世話、衣料品の配給等の援護対策を強化し、経済的にも精神的にもその更生の機会を與えられたいとの趣旨であります。

本請願に對しまして委員会におきましては、現下の社会状態並びに経済状態に鑑みまして、これら遺族の窮乏を救済することは生活保護法によつて公平平等の原則に従つて保護しておるのであります。併しその取扱が尙不徹底であり、これが改善を要するのみならず、更に徹底的なる援護対策を確立し、速かに実施するよう強い要請があり、願意の大体は妥當なるものと認めまして、本件は、いずれも議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表第二百九十八号、國立ら療養所の施設並びに生活改善等に関する請願。本請願は終生病苦と闘いながら療養所に生活する難患者のため、その窮乏を認めながら未だに具體的の措置が講ぜられていないから、一、療養所職員の増強並びに待遇改善、二、夫婦舎の増設、三、入所患者の教育、慰安施設の確立、四、慰安金、作業慰勞金の増額、五、新薬プロミン治療の実施及び繃帯、ガーゼの増配、六、施設改善並びに修理復旧促進、七、被服、生活必需品の給與、八、難患者保護法の

制定等の措置を請し、終身隔離しなればならぬ難患者に對して、文化と教養の生活を與えられたいとの趣旨であります。委員会におきましては、第二國會においても同様の請願を受けたので、その実情について調査いたしました。その結果内閣にこれを送付したのであります。今更に政府より改めて説明を求めましたところ、政府は、本請願の要請に對しては余然同感であり、來年度には病床の増加、夫婦舎の増設、慰安金及び作業慰勞金の増額等、希望に副りよう予算を要求中であり、治療薬プロミンについてもより一層研究を進め、増産を圖る考えであり、進んで服薬プロミン錠の製法にも成功の域に達してあり、更に摺り防法の改正に着手しておるとのことでありましたので、本請願の趣旨は妥當なものとして認めまして、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表第三百二十七号、國民健康保險の診療施設費國庫補助の請願、本請願は前回御報告申し上げました請願文書表第四十五号外数件と同様のものでありますので、本件は前回同様議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。最後に請願文書表第三百四十六号、兒童福祉施設拡充強化に関する請願、右の請願の趣旨は兒童福祉法の目的である兒童の福祉保護策の強化のため、施設の最低基準を定める法令を制定されて、同時に國費による母子寮、乳兒院、虚弱兒、精神薄弱兒施設並びに國立の兒童研究機關の設置を圖りたいというのが請願の要旨であります。

す。本請願に對しまして、政府より説明を聴取いたし、審議の結果、現下の社会状態に鑑みまして、兒童福祉施設の拡充強化は極めて重要でありますので、委員会におきましては願意は極めて妥當なものとして認め、議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) この際、日程に追加して、商工委員会より報告書が提出せられました新潟縣の大口電氣料金区域変更の請願の外二件、請願、絹人絹織物規格選定の自由性に關する陳情の外二件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。商工委員会理事山田佐一君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

○山田佐一君 只今上程になりました請願及び陳情につきまして、商工委員

会の審査の結果について御報告申し上げます。

請願第二百九十号は、新潟縣の大口電氣料金区域を変更して貰いたいとの請願でありまして、その趣旨は同縣の風土的事情と発電縣たるを勘案し、大口電氣料金をB地区よりA地区に変更されたいというのであります。次に請願第三百四十一号は、長野縣の特産物である薬用人参を中國政府の輸入指定品目に指定されるよう交渉して貰いたい、それと同時に中國並びに南方諸國へ輸出促進策を講じられたいという趣旨でございます。

尚請願第三百四十四号、陳情第九十二号及び同じく第九十号は、すでにそれぞれ採択された請願第九十三号、請願第九十八号と同意、又陳情第九十号は請願第九十四号と同意であります。以上三件、陳情二件は小委員会において慎重審議の結果、いずれも願意を妥當なるものと認めまして採択し、議院の會議に付するを要するものと決定いたしました。以上簡單ですが御報告申し上げます次第であります。

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際、日

程に追加して、建設委員会より報告書が提出せられました縣道島地、鹿野線の一部改修工事促進に關する請願外十七件の請願及び戦災都市短期復興に關する陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。建設委員長石坂豊一君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

○石坂豊一君 只今議題と相成りました請願第二百九十二号外十七件、陳情第九十八号外一件に關しまして、建設委員会における審議並びにその結果を報告いたします。

河川に關する請願、陳情中には、北海道の石狩川、天塩川、十勝川水系の治水事業の施行若しくはその促進完成を要請してあるのであります。これは、北海道的に河川にありましては、治水工事が非常に遅れておるのであります。さういふ現状でありますから、同道の開拓殖産上、治水事業の重要なことは言を俟たない次第でありまして、これらの陳情を取上げた次第であります。

この外、兵庫縣下、揖保川、宮城縣下の江合、田尻両川の改修工事は、いずれも該地方に重要な河川であり、特に江合、田尻両川は北上川に流入してあるのであります。江合川の決壊いたしましたため大きな災害を発生いたしましたのが現状であります。よつてその改修は急務中の急務であると認

めた次第であります。奈良縣下の十津川、吉野川両川のダムの築造でございますが、これは水利策として発電ができるのであります。それと同時にその水を以て早魃に悩むところの大和平野の灌漑に利することのできるもので、誠に一石二鳥の政策であるのであります。まして、河水統制、利水計画と共に最も重要なことと認められた次第であります。又同縣下の高瀬、池藏院両川の改修でございますが、これらは前國會においていづれも採択と相成つておりますので、当然この國會においてもこれを取上げる必要がありと認める次第であります。

次は道路に關するものであります。が、北陸、山陰を接続するところの海岸線道路、福岡市と筑豊炭田の中枢部を結ぶ縣道、篠栗一長尾線及び山口縣下の島地一鹿野線の改修は、いづれも地方的並びに國家的に重要な路線でございます。まして、交通産業發達上速かにこれが築造の必要を認められた次第であります。北海道におきましては、苫小牧市を中心としまして、苫小牧早來線、苫小牧一支笏湖間の道路の開鑿と、安平川河口の復旧工事を促進すること、及び苫小牧市の第一、第二排水溝の改修を請願いたして来ております。が、これらはいずれも急要のことと認められたのであります。又北海道空知郡砂川町、新十津川村間の町村道の地方費道昇格と、途中に石狩川の橋が抜けておりますために非常に交通が不便であるから、速かに石狩川の橋を架けることの請願が出ておりますので、これも最も必要なことと認められたのであります。

九州の有明海、八代海岸の堤防改修工事に關する請願は前回も採択になつておりますが、それと同様に今回もこれを採択する必要を認められたのであります。南海の震災以來、再三災害を蒙りました和歌山縣の災害復旧に對する助成及び鹿児島縣下加治木町の災害復旧の助成等も前同様その急要を認められた次第でございます。

最後に、戦災都市の代表として姫路市長より陳情いたしております戦災都市短期復興の陳情でございます。が、本件に關しましては、戦災都市の復興は我が國再建の基盤を成すものであるという委員諸君の熱烈なる主張に基きまして、速かに実行的な復興計画を樹立することの必要が力説されたのであります。よつて都市計画区域に属するところの農地との関連問題もこれを調整する必要があるということを通じては特に政府においてその陳情を受理して頂かなければならぬという結論に到達いたしましたのであります。

以上の通り建設委員会におきましては、各委員諸君は熱心に質疑をせられ、又意見を開陳せられまして、以上各案は速かに政府に提出してその実行を求むべきものなりと議決いたしました次第であります。この点御報告をいたします。

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより採決いたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長(松本治一郎君) 過半数と認

議事日程追加の件 新潟縣の大口電氣料金区域変更の請願外四件 議事日程追加の件 縣道島地、鹿野

議事日程追加の件 新潟縣の大口電氣料金区域変更の請願外十八件

官報号外 昭和二十三年十二月一日 參議院會議録第十八号

二二五

めます。よつてこれらの請願及び陳情は採択し、内閣に送付することに決定いたしました。議事の都合により、これより六時三十分まで休憩いたしました。

午後五時九分休憩

午後八時九分開議

〔朗読を省略した報告〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

在外同胞引揚問題に関する特別委員

会請願審査報告書第三号

在外同胞引揚問題に関する特別委員

会請願特別報告書第三号

在外同胞引揚問題に関する特別委員

会陳情審査報告書第二号

在外同胞引揚問題に関する特別委員

会陳情特別報告書第二号

輸送力増強に関する調査報告書

水産物増産に関する調査報告書

檢察及び裁判の運営等に関する調査報告書

日本専賣公社法案可決報告書

日本國有鐵道法案可決報告書

本日委員長から左の報告書を提出した。

國家公務員法の一部を改正する法律

案可決報告書

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

國家行政組織法の一部を改正する法律

案

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案

案

刑事訴訟法施行法案

内閣委員会に付託

裁判所法の一部を改正する等の法律案

案

司法警察職員等指定應急措置法案

案

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案

案

專賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案

案

金融機關再整備備法の一部を改正する法律案

大藏委員会に付託

市町村農地委員会及び都道府縣農地

委員会の委員の選挙に関する特別に

関する法律案

農林委員会に付託

地方自治法第五十六條第四項の規

定に基き、船員職業安定法第八條第

一項の規定による公共船員職業安定

所の設置に関し承認を求めめるの件

運輸委員会に付託

職業安定法第十二條第十一項の規定

に基き、職業安定委員会委員の旅費

支給額改訂に関し議決を求めめるの件

労働委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は、即日これを委員会に付

託した。

公認会計士法の一部を改正する法律

案

大藏委員会に付託

選挙運動等の臨時特別に関する法律

案

の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

財閥同族支配力排除法の一部を改正

する法律案可決報告書

國家行政組織法の一部を改正する法

律案可決報告書

案

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

刑事訴訟法施行法案

内閣委員会に付託

裁判所法の一部を改正する等の法律

案

司法警察職員等指定應急措置法案

案

貿易資金特別会計法の一部を改正す

る法律案

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

市町村農地委員会及び都道府縣農地

委員の選挙に関する特別に関する法

律案可決報告書

選挙運動等の臨時特別に関する法律

の一部を改正する法律案可決報告書

地方自治法第五十六條第四項の規

定に基き、船員職業安定法第八條第

一項の規定による公共船員職業安定

所の設置に関し承認を求めめるの件議

決報告書

司法警察職員等指定應急措置法案可

決報告書

議長(松平恒雄君) 休憩前に引続

き、これより會議を開きます。

大藏大臣より發言を求められており

ますので許可いたします。泉山大藏大

臣。

〔國務大臣泉山三六君登壇、拍手〕

本内閣は成

立の当初より、政府職員の給与改善の

問題は國家公務員法の改正と相関連し

て緊急止むを得ざる事案といたしまし

て、鋭意その実現に努力し來つたので

ございますが、昨日政府職員の給与

改善費を含む昭和二十三年度補正予算

を本國會に提出する運びと相成つたの

でございますが、尙、先に本院におき

まして全員一致を以て要望せられまし

た災害復旧に要する費用につきまして

も、この際併せて計上いたしましたのでご

ざいます。右補正予算の内容につきま

しては、本日予算委員会におきまして

詳細なる御説明を申上げたのでござい

ます。一方においては健全財政の方針を

堅持しながら、而も他方、財源の調達

上物價の安定をそのりことなきよう

(笑声)十分配慮いたしましたのでござい

ます。以上この機会におきまして、昭和

二十三年度補正予算の提出に關しまし

て簡単に御説明申上げる次第でござい

ます。(拍手)

議長(松平恒雄君) この際、日程に

追加して日本國有鐵道法案(内閣提出、

衆議院送付)を議題とするに御異

議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(松平恒雄君) 御異議ないと認

めます。先ず委員長の報告を求めま

す。運輸委員会理事小野哲君。

〔審査報告書は都合により本号附

録に掲載〕

日本國有鐵道法案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて國會法第八十三條により送付

する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 詢吉

參議院議長 松平恒雄殿

日本國有鐵道法案

日本國有鐵道法

目次

第一章 總則(第一條―第八條)

第二章 監理委員会(第九條―第

十七條)

第三章 役員及び職員(第十八

條―第三十五條)

第四章 會計(第三十六條―第五

十一條)

第五章 監督(第五十二條―第五

十四條)

第六章 罰則(第五十五條)

第七章 雜則(第五十六條―第六

十三條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 國が國有鐵道事業特別會計

をもつて經營している鐵道事業を

の他一切の事業を經營し、能率的

な運営により、これを發展せし

め、もつて公共の福祉を増進する

ことを目的として、ここに日本國

有鐵道を設立する。

(法人格)

第二條 日本國有鐵道は、公法上の

法人とする。日本國有鐵道は、民

法(明治二十九年法律第八十九號)

第三十五條又は商會社その他の

社團に關する商法(明治三十二年

法律第四十八號)の規定に定める

商會社ではない。

(業務)

第三條 日本國有鐵道は、第一條の

目的を達成するため、左の業務を

行う。

一 鐵道事業及びその附帶事業の

經營

二 鐵道事業に關連する連絡船事

業及びその附帶事業の經營

三 鐵道事業に關連する自動車運

送事業及びその附帶事業の經營

四 前三号に掲げる業務を行うの

に必要な探炭、発電電及び電氣

通信

五 前各号に掲げる業務の外第一

條の目的を達成するために必要

な業務

2 日本國有鉄道は、その業務の円滑な遂行に妨げのない限り、一般の委託により、陸運に関する機械、器具その他の物品の製造、修繕若しくは調達、工事の施行、業務の管理又は技術上の試験研究を行うことができる。

(事務所)
第四條 日本國有鉄道は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本國有鉄道は、必要な地に從たる事務所を置く。

(資本金)

第五條 日本國有鉄道の資本金は、別に法律で定めるところにより、昭和二十四年三月三十一日における國有鉄道事業特別会計の資産の價額に相当する額とし、政府が、全額出資するものとする。

(非課税)

第六條 日本國有鉄道には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、日本國有鉄道に對しては、地方税を課することができない。但し、釐産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りでない。

(登記)

第七條 日本國有鉄道は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用に関する規定)

第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、日本國有鉄道に準用する。

第二章 監理委員会

(監理委員会の設置)

第九條 日本國有鉄道に監理委員会を置く。

(監理委員会の権限及び責任)

第十條 監理委員会は、第一條に掲げる目的を達成するため、日本國有鉄道の業務運営を指導統制する権限と責任を有する。

(監理委員会の組織)

第十一條 監理委員会は、五人の委員及び一人の職務上当然就任する特別委員をもつて組織する。

2 監理委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 監理委員会は、予め、委員のうちから、委員長が事故のある場合に委員長職務を代理する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)

第十二條 監理委員会の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、廣い経験と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任命において、衆議院が同意して参議院が同意しない場合には、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて両議院の同意とする。

3 左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ又は懲役に処せられた者

三 國務大臣、國會議員、政府職員又は地方公共團體の議会の議員

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 日本國有鉄道に對し、物品の賣買若しくは工事の請負を業とする者、又これらの者が法人であるときはその役員若しくは名稱の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の團體の役員又は名稱の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

(委員の任期)

第十三條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残存期間在任する。

2 委員は、再任されることができない。

3 日本國有鉄道創立後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。

(委員の罷免)

第十四條 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

障のため職務の執行ができないと認められる場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第十五條 委員は、名譽職とする。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

(委員の報酬)

第十六條 監理委員会は、委員長又は第十一條第三項に規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(議決方法)

第十七條 監理委員会は、委員長又は第十一條第三項に規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 監理委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。但し、第十一條に規する職務上当然就任する特別委員は、議決に加わることができない。

3 可否同数のときは、委員長が決する。

4 監理委員会は、日本國有鉄道の役員又は職員をその會議に出席せしめて、必要な説明を求めることができない。

5 總裁の指名する役員は、監理委員会に出席して意見を述べ、又は説明をすることができない。

(公務員たる性質)

第十七條 委員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 委員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)は適用

されない。

第三章 役員及び職員

(役員の種類)

第十八條 日本國有鉄道の役員は、總裁、副總裁及び理事とする。

(役員の種類及び権限)

第十九條 總裁は、日本國有鉄道を代表し、その業務を総理する。總裁は、監理委員会に對し責任を負う。總裁は、第十一條に規定する職務上当然就任する監理委員会の特別委員とする。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本國有鉄道を代表し、總裁を輔佐して日本國有鉄道の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

3 理事は、總裁の定めるところにより、日本國有鉄道を代表し、總裁及び副總裁を輔佐して日本國有鉄道の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

(役員の種類及び任期)

第二十條 總裁は、監理委員会が推薦した者につき、内閣が任命する。

2 前項の推薦は、第十六條の規定にかかわらず、委員四人以上の多数による議決によることを要する。

3 副總裁は、監理委員会の同意を得て、總裁が任命する。

4 理事は、總裁が任命する。

5 總裁及び副總裁の任期は、各、四年とする。

6 総裁及び副総裁は、再任される
ことができる。

(役員)の欠格事項)
第二十一條 第十二條第三項各号の一に該当する者は、役員であることができない。

(総裁及び副総裁の罷免)

第二十二條 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は総裁に職務上の義務違反その他総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十條第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 総裁は、副総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は副総裁に職務上の義務違反その他副総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(役員)の兼職禁止)

第二十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十四條 日本國有鐵道と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監理委員会は、これらの代表権を有しない役員以外の他の役員のうちから日本國有鐵道を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十五條 総裁、副総裁又は理事は、日本國有鐵道の職員のうちから、その業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限をもつ代理人を選任することができる。

(職員の地位及び資格)

第二十六條 この法律において日本國有鐵道の職員とは、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第百九號)第二條第二項に規定する者をいう。

2 第十二條第三項第一号から第四号までの各号の一に該当する者は、職員であることができない。

(任免の基準)

第二十七條 職員の任免は、その者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行ふ。

(給與)

第二十八條 職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従事員における給與その他の條件を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十九條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- 三 その他その職務に必要な適格性を欠く場合

四 業務量の減少その他經營上やむを得ない事由が生じた場合

(休職)
第三十條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることはない。

一 心身の故障のため長期の休養を必要とする場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

合

2 前項第一号の規定による休職の期間は、滿一年とし、休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職させるものとし、休職のまま滿期に至つたときは、当然退職者とする。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。休職者は、休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第三十一條 職員が左の各号の一に該当する場合においては、総裁は、これに對し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は日本國有鐵道の定める業務上の規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

2 停職の期間は、一月以上一年以上以下とする。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

い。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一月以上一年以上以下俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第三十二條 職員は、その職務を遂行するに關して、誠実に法令及び日本國有鐵道の定める業務上の規程に従わなければならない。

2 職員は、全力をあげて職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により、専ら職員組合の事務に従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

第三十三條 日本國有鐵道は、左の各号の一に該当する場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)第三十二條、第三十五條又は第四十條の規定にかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

一 災害その他により事故が発生したとき。

二 災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき。

三 列車自動車、船舶を含むが、遅延したとき。及びその臨時運轉を必要とするとき。

(公務員たる性質)

第三十四條 役員及び職員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 役員及び職員には、國家公務員

法は適用されない。

(公共企業体労働関係法の適用)
第三十五條 日本國有鐵道の職員は、労働関係に關しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 會計

(經理原則及び運賃)

第三十六條 日本國有鐵道の會計及び財務(運賃の設定及び変更に關するものを含む)に關しては、鐵道事業の高能率に役立つような公共企業体の會計を規律する法律が制定施行されるまでは、日本國有鐵道を國の行政機關とみなして、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、國有鐵道事業特別會計法(昭和二十二年法律第四十號)、財政法(昭和二十二年法律第三十四號)、會計法(昭和二十二年法律第三十五號)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三號)その他従前の國有鐵道事業の會計に關し適用される法令の例による。

2 前項の規定により日本國有鐵道を國の行政機關とみなす場合においては、日本國有鐵道の總裁を各省各廳の長と、日本國有鐵道を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて日本國有鐵道を運輸省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

(事業年度)

第三十七條 日本國有鐵道の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 日本國有鐵道は、毎事業年度の決算を、翌年度七月三十一日まで

に完結しなければならない。

(予算)

第三十八條 日本國有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手續については大藏大臣が運輸大臣と協議して定める。

(追加予算)

第三十九條 日本國有鉄道は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手續に準じ追加予算を作成し、これを運輸大臣を経て大藏大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(決算)

第四十條 日本國有鉄道は、事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 日本國有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたとき

は、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第四十一條 日本國有鉄道は、予算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第四十二條 内閣は、前條第二項の規定により日本國有鉄道の決算報告書の送付を受けたときは、これを會計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、會計検査院の検査を経た日本國有鉄道の決算報告書、國の歳入歳出の決算とともに國會に提出しなければならない。

(損益の処理)

第四十三條 政府は、日本國有鉄道に損失を生じた場合において特別の必要があると認めるときは、その損失の額を限度として交付金を交付することができる。

2 日本國有鉄道は、経営上利益金を生じたときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般会計に納付しなければならない。

(借入金)

第四十四條 日本國有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び一時借入金をすることができ、日本國有鉄道は、市中銀行その他民間から借入金をすることができない。

2 前項の規定による長期借入金及び一時借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額に限り、運輸大臣の認可をうけて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付)

第四十五條 政府は、日本國有鉄道に対し、資金の貸付をすることができ、

(償還計画)

第四十六條 日本國有鉄道は、毎事業年度、第四十四條第一項に掲げる長期借入金の償還計画をたて、大藏大臣の承認を受けなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十七條 日本國有鉄道の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に関する規程による。

2 日本國有鉄道の出納職員は、法律又は政令の定めるところにより、日本國有鉄道の債務をその保管に係る現金をもつて支拂うことができる。

(會計帳簿)

第四十八條 日本國有鉄道は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び

び經理の状況を適切に示すため必要帳簿を備えなければならない。

(財産処分制限)

第四十九條 日本國有鉄道は、運輸大臣の認可を受けなければ、營業線及びこれに準ずる重要な財産を讓渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2 前項の重要な財産の範囲及び種類は、運輸大臣が、大藏大臣にはかつて定める。

(大藏大臣の監督)

第五十條 運輸大臣が、第四十條第一項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認を行うとき、及び第四十四條第二項又は第三項の規定による借入金に関する認可を行うときは、大藏大臣にはからなければならない。

(會計検査)

第五十一條 日本國有鉄道の會計については、會計検査院が検査する。

第五章 監督

(監督者)

第五十二條 日本國有鉄道は、運輸大臣が監督する。

(監督事項)

第五十三條 左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けなければならない。

一 鉄道新線の建設及び他の運輸事業の讓受

二 日本國有鉄道に關連する連絡船航路又は自動車運送事業の開始

三 營業線の休止及び廢止

(監督上の命令及び報告)

第五十四條 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本國有鉄道に対し監督上必要な命令をすることができる。

2 運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本國有鉄道に対し報告をさせることができる。

第六章 罰則

(罰則)

第五十五條 總裁、副總裁又は總裁の職務を行つ若しくは總裁を代理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に應じて、十萬円以下の罰金に処する。

一 この法律により、主務大臣の認可又は許可を受けるべき場合に受けなかつたとき。

二 第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第七條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

四 前條第一項の規定に基く命令に違反したとき。

五 前條第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第七章 雜則

(恩給)

第五十六條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き日本國有鉄道の役員又は職員となつた場合に

は、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間にこれに恩給法の規定を適用する。

2 前項の規定により恩給法を適用する場合においては、恩給の給與等については、日本國有鐵道を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の國有鐵道事業特別會計(旧帝國鐵道會計を含む)において俸給又は給料を支弁した者にかかるとの支拂に充てるべき金額については、日本國有鐵道が國有鐵道事業特別會計として存続するものとみなし、特別會計の恩給負担金を一般會計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を適用する。

4 第一項の規定により恩給法を適用する場合において、同項において適用する恩給法第五十九條第一項の規定により日本國有鐵道の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず日本國有鐵道に納付すべきものとする。

(共済組合)
第五十七條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用されるもので國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用する。この場合において、同法中「各省各縣」とあるのは「日本國有鐵道」と、「各省各廳の長」

とあるのは「日本國有鐵道總裁」と、第六十九條(第一項第三号)を適用する場合を除く。及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本國有鐵道」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本國有鐵道を代表する者」と読み替へるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第八号の規定による共済組合は、前項の規定により適用する同法第二條第一項の規定により日本國有鐵道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十八條 國庫は、日本國有鐵道に設けられた共済組合に対し、國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十九條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條の二及び船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用については、日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者と同法(災害補償)

第六十條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者で、國庫から報酬をうけるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭和二十三年法律第七十号)の規定を適用する。この場合において「國」(第四十二條中「國、市町村長」の

國を除く。)とあるのは「日本國有鐵道」と、「會計」とあるのは「日本國有鐵道」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、日本國有鐵道の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、日本國有鐵道が負担する。

第六十一條 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者と同法(失業保險)

第六十二條 國庫は、日本國有鐵道がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。(他の法令の適用)

日本國有鐵道總裁を主務大臣とみなす。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2 國有鐵道事業特別會計の資産は、この法律施行の日日本國有鐵道に引き継ぐものとする。

3 日本國有鐵道設立の手續、財産及び従業員の手続その他この法律施行のために必要な事項は別に法律又は政令をもつて定める。

〔小野哲君登壇、拍手〕
○小野哲君 只今上程になりました日本國有鐵道法案の委員会におきます審議の経過及び結果の御報告を申し上げます。

〔先ずこの法案の概要を御説明いたしますと、本法案は、昭和二十三年七月二十二日附の内閣總理大臣宛連合國最髙司令官書簡に基いて、國有鐵道事業を公共企業体の事業とするため、日本國有鐵道を設立するためでありまして、今國會に提案されました國家公務員法案と一連の關係を持つ重要法案でございます。〕(「そうだ」と呼ぶ聲あり)

期するといふ極めて重要な法案であります。

この日本國有鐵道の資本金は全部政府の出資とし、その総額は昭和二十四年三月末現在の鐵道特別會計の資産の総額でありまして、帳簿價額では約六百億圓に達する見込であります。日本國有鐵道の組織は、指導統制の機關といたしまして監理委員會が設置せられ、委員五名に總裁を加へ、都合六名を以て組織することになっており、委員は内閣院の同意を得て内閣が任命することになり、又日本國有鐵道の役員は、總裁、副總裁及び理事を以て構成してあります。總裁は監理委員會の推薦に基いて内閣が任命し、副總裁及び理事は總裁が任命することになっております。役員と職員は公務員に從事する者とみなされるのでござい

ますが、國家公務員法の適用がないことに相成つておるのでござい

ます。又職員は、生計費や、國家公務員、民間の給與等を考慮して定め、その身分を保障いたします。また、降職、免職、休職、懲戒処分等の場合を限定いたしております。又鐵道事業の特殊性に鑑みまして、事故の場合とか列車遅延の場合等に超過勤務を命ずることができるようになっておるのでござい

ます。次に會計でありますが、日本國有鐵道が能率的な運営を行なつて行くのに最も必要な点は會計制度の改善にあることは論を俟たないことでありまして、一般行政官廳式會計でなく、商事會社式會計制度の下に機動的且つ効果的運用をするのが必要であり、この法案ではかような會計制度の改善

は將來法令の改正によつて行ふこととして殆んど全部を見送つておるのでありまして、急ぐ關係もあつたのでありましようが、その点は全く遺憾に存するものであります。次に監督でありますが、日本國有鉄道は運輸大臣が監督することと定め、必要ある場合に命令を出すことができるのであります。次に日本國有鉄道の役員は公務員でなくなることは前に申上げましたが、從來公務員として受けておりました特典即ち恩給、共済組合、災害補償、失業保險等の關係は従來通りの取扱を受けることと相成つております。而してこの法律は明年四月一日に施行することに明示してあるのでございます。

以上この法案の概要を申上げましたが、この法律案は去る十一月十二日に運輸委員会に予備審査として付託されましてから、委員会は連日に亘り熱心な審議をいたして参つたのであります。その詳細は速記録を御覽願うこととし、ここでは主なる質疑應答を申上げたいと存じます。

先ず総合的な質問をいたしました。この法案は日本國有鉄道の能率的經營を促進するためというが、その内容は公共企業体を設立するという以外に能率を促進するための改善方策は殆んど見当らない、どうして根本的改善方策を織込まないのかという質問に對しまして、いろいろ考へておる点があるものであるけれども、この法案の成立を急ぐこと、他の法令との調節が極めて複雑なために合わなかつた、いづれ早急に公共企業体の能率を高めるような會計及び財務に関する法律案を提出したいと考へておるとい

答弁でございまして。

次に各條文につきまして、第十條の監理委員会に對し付議事項を明らかにする必要はないか、第十二條第二項の委員の任命において、兩院の同意が一致しない場合、憲法第六十七條第二項の場合の例によることの規定は必要ではないか、この点については承服することではできない等の質問がございました。これに對し政府の答弁は、監理委員会は指導統制する権限と責任を有するといふ規定があるから、付議事項は必ずしも決める必要はない、又任命に際し兩院の意見が一致しない場合の規定は、他の立法例に倣つたものであるといふ答弁でございました。

次に職員に関する質問につきまして、二十九條の降職、免職、第三十條の休職、第三十一條の免職、停職、減給又は戒告の場合、きつ過ぎはしないかという質問については、大体他の例に倣うと共に、鉄道業務の特異性を加味して規定したのであると思ふ。又會計及び監督に關しましては、予算は大綱に止め、自主的且つ能率的に經營を行ふのがよいと思ふがどうか、民間からの借入を禁じたのは何故であるか、一般市中銀行を利用する途を開くのがよいと思ふがどうか、又運輸大臣の監督は大綱に止め、企業体の自主性と高効率とを發揮せしめるのがよいと思ふがどうかという質問に對し、政府よりそれぞれ應答がございました。

尙この法案の審議につきまして、廣く一般學識経験者の意見を徴する必要があると考へまして、商大講師細野日出男君、運輸調査局理事長片岡壽郎君、

元鉄道總局長官柳木謙三君、國鉄労組委員長加藤開男君、東京銀行業務部長神野正雄君、高速度交通團總裁鈴木清秀君、以上の諸氏からいろいろ有益な意見を伺つたのでございまして、ここでは省略いたしますが、すべてが一致しておる見解は、この法律案が日本國有鉄道の能率増進を図る方途について尙不備である、もつと根本的に改善すべきであるといふこととございしました。

最後に委員会の総意をいたしまして、委員長より、政府は日本國有鉄道の公共企業体としての自主的且つ能率的な經營を考慮するを要求いたしました。即ち政府に對する要求事項として、政府は、日本國有鉄道の公共企業体としての自主的且つ能率的な經營を考慮するため、特に左の諸点を考慮することを要求する。

記

- 第一、運輸大臣の監督は、日本國有鉄道の業務經營の自主性と高効率とを尊重して行ふこと。
- 第二、第三十六條の規定による公共企業体の會計を規律する法律の原案作成に際しては、次の諸点を考慮すること。
 - 1、日本國有鉄道の予算の效果的運用を図るため、予算としての拘束は、調査資金總額、資本支出の總額等の大綱に止め、その他は機動的且つ効果的の運用を図らしめること。
 - 2、國會の都合により予算成立の遅延を生じた場合は、予算成立までの期間に限り原案月割額執行等の便法を考慮すること。
 - 3、日本國有鉄道の民主化と資金網の擴張を図るため、民間の投資を受け入れ、債券の発行、民間の長期及び短期借入の途を講じ、併せてその収入金を市中銀行に預け入れる途を開くこと。
 - 4、鐵道運賃は國會の監督の下に、經濟情勢に應じて機動的に迅速に改定できるより考慮すること。
- 第三、第三十六條の規定による公共企業体の會計を規律する法律は、昭和二十四年度通常國會に提案すること。

これに對し「それで満点だ」と呼ぶ者あり。政府責任者より、この要求事項の線に副つて万遺漏なきを期するつもりであるといふ答弁でありました。これを以ちまして質疑は終了いたしました。続いて討論に入り、小野委員よりこの法案は種々不備の点があるが、これらは近き將來改正補充することとし、諸般の情勢も考慮し、眞に止むを得ないものと認め一先ず賛成するといふ意見の開陳があり、社会党を代表して内村委員より、この法案は民主的でないばかりでなく、會計、財政も獨立自主的になつていないと、一々例を挙げての本法案反對意見の開陳があり、無所属憲政會鈴木委員からも同様趣旨のこの法案反對の意見の開陳がございました。

次いで採決に入り、衆議院より送付のこの法律案の採決をいたしましたところ、出席委員十二名中、賛成八名、反対四名で、多数を以てこの法案は可決すべきものと決定いたしました。以上

上簡單ながら御報告を終わります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論の通告がございまして、内村清次君。

〔内村清次君登壇、拍手、「しつかりやれよ」頭張れと呼ぶ者あり〕
○内村清次君 私は日本社会党を代表いたします。只今議題になつております政府提出の日本國有鉄道法案に反對を表明いたします者であります。本法案は、歴大なる日本國有鉄道の複雑なる機構を公共企業体といたしまして円滑に能率的に經營するものといひ且つ非民主的、特にその法案の作成経過から見まして未完成の点が多く、又自主的經營に欠陥の多い点は政府みづから認めておるところであります。而も我々の最も慮れておる官僚主義の温存が殊に脱却せられておらない点でありまして、これら官僚主義的條文と幾多の労働者に対する抑圧的規定が特に多く指摘せられておるのであります。即ち我が國經濟、政治、文化の動脈である國有鉄道を日夜多大の勞苦を以て動かしておる國鉄従業員に、經營に一言の発言権を持たせず、即ち監理委員会に参加させておらんこと等でありまして。

次に職員の問題が一方的でありまして、何ら下部の意向を代表せず、特に労働者の基本的人権を剝奪し、團結権、団体交渉権の制限など組合の自主的行動を制限し、職員的生活権すら一方的に脅威を與えておるのであります。例えば第二十九條に、勤務成績不良、心身の故障の次に、「その他その職務に必要な適格性を欠く場合」と

か、「業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じた場合」など、總裁が勝手に免職することが出来る規定がしてあります。これらの規定は、法文の運用如何では全く一方的な首切りでありまして、勤労者の立場から絶対に承服しかねるところであります。

更に労働保護法であります労働基準法が、明白な判定の基準もなく、その上、その認定は事業主であるところの日本國有鉄道の一方的判断によりまして完全に侵害されております。特に当法案は民間で言います会社の定款のごときものであります。その中に予め労働者に一方的に不利なことを規定するといふことは、凡そ世の常識を欠いておるものであります。企業の円滑なる運営は労働行政の面から崩れることを私は慮れる次第であります。又二十六條及び二十二條によりまして、職員の仕事活動の自由の基本的人權の行使が殆んど不可能にまで制限せられ、ただ投票権を持つのみ過ぎないものとなつております。又給與の点からいたしましても、他の國家公務員及び民間事業の従業員の給與を考慮して定めるとか規定されておりますが、常に生活を不安定なものにしておりまして、当然享受すべき基本的人權が無視され制限されていながら、その任免から給與につきましても、全く天降りの一方的な決定に委ねられておるのであります。

次に第四章の会計の各條項を検討して見ます。私共は何らの能率的な企業採算の独立制とか、その合理的な管理であることを認むることはできないのであります。

のでありまして、従来通りの國庫依存、國庫納金の範圍から一歩も出ておらないのであります。即ち經營能率の向上のために財務管理の自主、自己必要でありまして、運賃は公正報酬の原則に則つて、特に低物價政策によつて生ずる赤字は當然國家の負担とする代り、營業收支は恰かも企業会計方式といたしまして、又予算の議決、決算の報告も、事業計画を基本的に立てて、國庫と独立会計のけじめを、はつきりさせることが必要と思はれますが、それであるのにこの法案には、そのような近代化した改正等は少しも見当つておりません。この改正の意図が本當に經營の能率化にあるのであります。ならば、この点こそ重点を置かざるべきことでありまして、この公共企業体が將來の發展性を持つところのその基礎的條件が確立しておらないのであります。

次に財務管理、業務管理全般に亘りまして、監理委員会の指導が極めて力弱く、まるでお飾りの委員会のごとき観があります。例えば委員は名譽職であるといふことでありまして、この重大なる企業を運用して、そうして複雑なるこの機構を管理する権限を持ち又責任を持つておるところのこの委員会が名譽職であるといふよりなことで、到底満足なる企業の遂行といふものは望めない点であります。

最後に、本法案と表裏一体を成すところの公共企業体労働関係法案が上程いたされておりました。本國會には審議未了になつておる次第でありまして、この点からいたしまして、本法案も政府におきまして今少しく十分に完

備し、眞の公共企業として社會の福祉、産業の興隆のために、眞に能率的に運営のでき得る法案として再提出を希望いたしました。本法案に反対の意見を表明する者であります。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 中西功君。
○中西功君 私は日本共産党を代表いたしましてこの法案に反対いたしま

第三國會以來、可分不可分かといふことが、こゝういふ問題について非常に問題になりましたが、勿論本質的にこれは不可分であります。併しその不可分であるといふのは、決して公務員法案と予算案を一緒に出すとか出さなにかいりことではなくて、もつと、はつきり言ひますならば、公務員法だけ出して食ひ逃げ解散しようといふ人は、本案において五千三百円を押し付けようとしておるからであります。そこが可分なのであります。公務員法案に絶対反対して、そうして七千三百円を支持するといふのが不可分なのであります。これは、ここに出されておる日本國有鉄道法案も同じであります。即ち今日出されております通信、郵政、或いは公共企業体労働関係法規、皆すべて確かに不可分であります。その不可分であるといふのは、公務員法案によつて労働者の基本的人權を無視し、これを剝奪して行くといふのと、それから公共企業体労働関係法案によつて民主主義を剝奪して行くといふのと、更に今日のこの國鉄法案にしろ或いは専賣法案にしろ、そんなすべてがですね、同じ線上に立つておる、即ち労働者の、一般勤勞大衆に対して徹底

的に擧取しようとする、その一環としてです。この國鉄法案が現実に存在しているといふことであります。國鉄が十分に運営されていなくとも、これは事實であります。併しその本質は、この國鉄が寄つてたかつて資本家共の食ひ物になつておる。或いは資本家的に經營されているからであります。(ノール)と呼ぶ者あり)この度の法案は、もつとこれを資本主義的に資本家的に經營しようとする一段階であります。公共企業でなくして私的企業になるのであります。(馬鹿言ふな)と

呼ぶ者あり)こゝういふことは、これはあらゆる本質にはつきり現われておる。監理委員会の組織を見ましても、学識経験者とか、業界代表者とか、そういうことによつて、すべて大きな資本家たちの委員を選んで、そうして彼たちに監理を任せようといふのであつて、正にこれは逆行である。こゝういふ逆行が結局において五千三百円、或いは又公務員法案と不可分であるといふことを、はつきりしなければいけないと思つておる。そのくさい言ひたいことを言つていりやいよ」と呼ぶ者あり)従つてです、こゝういふこの度の法案の中から、近い將來において、地方鉄道の拂下げや或いは又専賣公社法案の場合においても、外國資本の結託や、或いは又こゝういふ民間企業家や、こゝういふものが必ず出て来る。そういうことが今日の我々國民大衆の非常な生活危機とは不可分なのであります。我々はこゝういふ根本的な点から反対するのではありません。更にこれは單にこの問題ばかりでなく、金融制度の改悪にいたしまして、或いは又その

他独占價格の成立、一切がこゝういふ民主自由党或いは現在の独占資本家の一般的方向と一致しておるのであります。(笑聲)
最後に、こゝういふような日本經濟の持つて行き方の結果が一体日本をどこに導くか。(お前はどこに持つて行くのだ)と呼ぶ者あり)必ずや、こゝういふ方向がまず、對外依存を強め、或る場合には國鉄を担保にしたり、或る場合には専賣事業においていろ／＼のことが起ることは極めて明白なのであります。我々は日本産業を本當に守るために、我々はこゝういふ法案に絶対反対するのであります。(君一人が心配しておるのではないぞ)と呼ぶ者あり)従つて公務員法だけを出して食ひ逃げ解散しようとする、こゝういふ無責任な政府がこゝういふものを出すのだといふことを改めて申上げまして、これを以て反対意見とするのであります。(冗談じやないよ)と呼ぶ者あり、その他發言する者多し)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。
〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して日本専賣公社法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし)と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

日本専賣公社法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

(小字及びハは衆議院修正)

日本専賣公社法案

目次

- 第一章 總則(第一條—第八條)
- 第二章 專賣事業審議會(第九條)
- 第三章 役員及び職員(第十條—第二十七條)
- 第四章 業務(第二十八條—第三十九條)
- 第五章 會計(第三十條—第四十條)
- 第六章 監督(第四十五條—第四十七條)
- 第七章 罰則(第四十八條—第五十條)
- 第八章 雜則(第五十條—第五十七條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 日本専賣公社は、煙草專賣法(明治三十七年法律第十四号)、塩專賣法(明治三十八年法律第十一号)及び粗製鹽、燐肥油專賣法(明治三十六年法律第五号)に基き現在の國の專賣事業の健全にして能率的な実施に當ることを目的とする。

(法人格)

第二條 日本専賣公社(以下公社といふ)は、公法上の法人とする。公社は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十五條又は商社会社その他の社團に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に定める諸事会社ではない。(事務所)

第三條 公社は、主たる事務所を東京に置く。

2 公社は、大蔵大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 公社の資本金は、この法律施行の日に政府から出資される資産の額とする。政府から引き継がるべき資産の額は、昭和二十四年三月三十一日において專賣局特別會計に屬し、且つ、第二十八條に掲げる業務の用に供せられ、又はこれと關係を有していた財産及び事業とする。

(登記)

第五條 公社は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければこ

れをもつて第三者に対抗することができない。

(非課税)

第六條 公社には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、公社に対し地方税を課することができない。但し、釐金税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りではない。

(名称の使用制限)

第七條 公社でない者は、日本専賣公社という名称又はこれに類する名称を用いることができない。(法人に関する規定の準用)

第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公社に準用する。

第二章 專賣事業審議會

第九條 大蔵省に專賣事業審議會を置く。

2 專賣事業審議會(以下審議會といふ)は、第十二條第一項及び第四十六條第二項に規定する事項の外、公社の業務の運営に関し、大蔵大臣の諮問に應じ、又はこれに対して意見を述べることができ、審議會は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

4 委員長及び委員は、学識経験のある者の中から、大蔵大臣が任命する。

5 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る

委員の任期は、二人については一年、一人については二年、二人については三年とする。補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長及び委員は、再任されることができない。

7 委員長及び委員は、その勤務に對し報酬を受けない。但し、会合出席のため、又は特に公社の業務のために費された時間に対する相應の日当及び会合出席のため、又は公社の業務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。

8 前各項に定めるものの外、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十條 公社に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員職務の制限)

第十一條 總裁は、公社を代表し、その業務を總理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、公社を代表し、總裁を補佐して公社の事業を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、公社を代表し、總裁及び副總裁を補佐して公社の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監督する。

(役員任命)

第十二條 總裁及び監事は、審議會の推薦に基き、大蔵大臣が任命する。

2 副總裁及び理事は、總裁が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十三條 總裁、副總裁及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。

(代表権の制限)

第十四條 公社と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 總裁、副總裁及び理事は、公社の職員の中から、從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員職務の制限)

第十六條 公社の役員は、他の營利を目的とする團體の役員となり、又は營利事業に従事してはならない。

2 公社の役員及び職員は、國會又は地方公共團體の議会の議員であることができる。

(秘密保持の義務)

第十七條 公社の役員及び職員は、

にこれらであつた者は、その職務に關して知つた秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。

(役員職員の身分)
第十八條 公社の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 公社の役員及び職員には國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)は、適用されない。

(職員の範囲及び資格)
第十九條 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働關係法(昭和二十三年法律第...号)第二條第二項に規定する者をいう。

(任免の基準)
第二十條 公社の職員の任免は、すべてその者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行ふものとする。

(給與)
第二十一條 公社の職員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 公社の職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間專業の従業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)
第二十二條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務実績がよくないとき。
二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。
四 業務量が減少し、又は経営上やむを得ない事由が生じたとき。

(休職)
第二十三條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされること
一 心身の故障のため、長期の休養を要するとき。
二 刑事事件に關し起訴されたとき。

前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とする。休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職を命ずるものとし、休職のまま期間満了したときは、当然退職する。

第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

第二十四條 公社の職員が左の各号の一に該当する場合においては、總裁は、これに對し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることが出来る。

この法律又は公社の定める業務上の規程に違反したとき。
職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
停職の期間は、一月以上一年以下とする。

下とする。
3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その停職の期間中その俸給の三分の一を受ける。
4 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

(職務の基準)
第二十五條 公社の職員は、その職務を遂行するについて、法令及び公社の定める業務上の規程に従わなければならない。

公社の職員は、全力を奉げてその職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働關係法第七條の規定により職員の組合の事務に専ら従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)
第二十六條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二條又は第三十五條の規定にかかわらず、職員をしてその勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

災害その他により事故の発生したとき。
災害の発生が予想される場合において警戒を必要とするとき。

に關しては、公共企業体労働關係法の定めるところによる。

第四章 業務
(業務の範囲)
第二十七條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しより、腦及びしより、腦油を買い入れること。
二 たばこ及び塩を製造すること。

三 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しより、腦及びしより、腦油を販賣すること。
四 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しより、腦及びしより、腦油の生産者の指導及び助成に關すること。

五 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しより、腦及びしより、腦油の販賣者の指導及び助成に關すること。
六 葉たばこ、たばこ、たばこ用巻紙、塩、粗製しより、腦及びしより、腦油の輸出及び輸入を行うこと。

七 前各号に掲げる事務の外煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法に定められた事項の実施に關すること。
八 前各号の業務に附帶する業務(業務方法)

第二十九條 公社は、業務開始の際、業務の方法を定めて、大藏大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

第三十條 公社は、毎事業年度の決算を翌年四月に始まり、翌年三月に終る。

第三十一條 公社は、毎事業年度の決算を翌年七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十二條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

ならぬ。これを變更しようとするときもまた同様とする。

第五章 會計
(經理原則)
第三十三條 公社の會計(價格及び料金に關するものを含む。以下本條中同じ)に關しては、企業の能率的な運営を圖るため公共企業体の會計に關する法律が制定施行されるまでは、公社を國の行政機關とみなし、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、專賣局及び印刷局特別會計法(昭和二十二年法律第三十六号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)その他従前の專賣局の事業の會計に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

前項の規定により公社を國の行政機關とみなす場合においては、總裁を各省各廳の長と、公社を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて、公社を大藏省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

第三十一條 公社の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

第三十二條 公社は、毎事業年度の決算を翌年七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十三條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

第三十四條 公社は、前項の規定により

第三十五條 公社は、前項の規定により

第三十六條 公社は、前項の規定により

第三十七條 公社は、前項の規定により

予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。
3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手續については大蔵大臣が定める。
(追加予算)

第三十三條 公社は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手續に進じ、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することが出来る。
2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。
(決算)

第三十四條 公社は、毎事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に、大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
2 公社は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第三十五條 公社は、予算の様式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。
第三十六條 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算報告書の送付を受けたときは、これを会計検査院に送付しなければならない。
2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに、國會に提出しなければならない。
(利益金の納付)

第三十七條 公社は、毎事業年度の利益金を國庫に納付しなければならない。
2 政府は、前項の利益金を、政令の定めるところにより、決算完結前において概算で納付させることができる。
3 第一項の利益金の計算及び納付の手續については、政令で定める。
(借入金)

第三十八條 公社は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から長期の借入金及び一時借入金をすることが出来る。公社は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。
2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。
3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(政府資金の貸付)
第三十九條 政府は、公社に対し資金の貸付をすることが出来る。
(償還計画)
第四十條 公社は、毎事業年度、第三十八條第一項の規定による長期借入金の償還計画をたて、大蔵大臣の承認を受けなければならない。
(業務に係る現金の取扱)

第四十一條 公社の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に關する規程による。
2 前項の規定により國庫が受け入れた公社の預金に対しては、大蔵大臣の定めるところにより利子を附するものとする。
(会計帳簿)

第四十二條 公社は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。
(財産の処分制限)
第四十三條 公社は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することが出来ない。
2 前項の重要な財産の範囲は、大蔵大臣が定める。
(会計検査)

第四十四條 公社の会計については、会計検査院が検査する。
第六章 監督
第四十五條 公社は、大蔵大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。
2 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。
(役員解任)

第四十六條 大蔵大臣は、公社の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することが出来る。
一 この法律、煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。
二 禁以上の刑に処せられたとき。
三 禁治産、准禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
四 心身の故障により職務を執ることが出来ないとき、その他前各号に掲げるものの外、公社の役員として不適当と認められるとき。
2 前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大蔵大臣は、予め審議會にはからなければならない。
(報告及び検査)

第四十七條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して報告をさせ、又は職員をして事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
第七章 罰則
第四十八條 左の場合においては、その違反の行爲をなした公社の役員は、十万円以下の罰金に処す。

一 この法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第二十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
三 第五條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。
四 第四十五條第二項の規定による大蔵大臣の監督上の命令に違反したとき。
五 前條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
第四十九條 第七條の規定に違反して、日本專賣公社という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一年以下の禁、又は一万円以下の罰金に処する。
第八章 雜則
(他の法令の準用)
第五十條 新法(明治三十三年法律

第七條 公社は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することが出来ない。
2 前項の重要な財産の範囲は、大蔵大臣が定める。
(会計検査)

第四十四條 公社の会計については、会計検査院が検査する。
第六章 監督
第四十五條 公社は、大蔵大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。
2 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。
(役員解任)

第四十六條 大蔵大臣は、公社の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することが出来る。
一 この法律、煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。
二 禁以上の刑に処せられたとき。
三 禁治産、准禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
四 心身の故障により職務を執ることが出来ないとき、その他前各号に掲げるものの外、公社の役員として不適当と認められるとき。
2 前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大蔵大臣は、予め審議會にはからなければならない。
(報告及び検査)

第四十七條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して報告をさせ、又は職員をして事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により大蔵省の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
第七章 罰則
第四十八條 左の場合においては、その違反の行爲をなした公社の役員は、十万円以下の罰金に処す。

一 この法律により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第二十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
三 第五條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。
四 第四十五條第二項の規定による大蔵大臣の監督上の命令に違反したとき。
五 前條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
第四十九條 第七條の規定に違反して、日本專賣公社という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一年以下の禁、又は一万円以下の罰金に処する。
第八章 雜則
(他の法令の準用)
第五十條 新法(明治三十三年法律

第七條 公社は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することが出来ない。
2 前項の重要な財産の範囲は、大蔵大臣が定める。
(会計検査)

第四十四條 公社の会計については、会計検査院が検査する。
第六章 監督
第四十五條 公社は、大蔵大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁が監督する。
2 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。
(役員解任)

律第五号)、土地收用法(明治三十三年法律第二十九條)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公社を國の行政機関とみなして、これらの法令を准用する。

(恩給)

第五十一條 この法律施行の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き公社の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を准用する。

2 前項の規定により恩給法を准用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の專賣局特別会計において俸給又は給料を支弁した者に係るもの支拂に充てるべき金額については、公社が專賣局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を准用する。

4 第一項の規定により恩給法を准用する場合において、同項において准用する恩給法第五十九條第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)

第五十二條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を准用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「日本專賣公社」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本專賣公社總裁」と、第六十九條(第一項第三号)を准用する場合を除く。及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本專賣公社」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本專賣公社を代表する者」と読み替へるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第三号の規定による共済組合は、前項の規定により准用する同法第二條第一項の規定により公社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十三條 國庫は、公社に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十四條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号(第十六條の二)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

(災害補償)
第五十五條 公社の役員及び職員

は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭和二十三年法律第七号)の規定を准用する。この場合において同法(第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。と、「會計及び当該會計」とあるのはそれぞれ「日本專賣公社」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、公社が負担する。

(失業保険)
第五十六條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者

とみなす。

第五十七條 國庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行ふ場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕
○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本專賣公社法案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る十一月十二日より十一月三十日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

さて本案は、國家公務員法改正問題に関する連合國最高司令官の書簡中に「塩、樟腦、煙草の政府事業に従事する職員は普通公職から除外されてよい。併しその場合には、これらの事業を運営するため公共企業体が組織されなければならない」との趣旨が述べられておるのに基きまして、現在の專賣局を改組して新たに日本專賣公社を設立するために提案せられたものであります。

先ず本案の大要について申し上げます。第一に、日本專賣公社は專賣事業の健全にして能率的な運営を目的とする公法上の法人でありまして、その資本金はこの法律施行の日において政府から引継がれます資産に相当する金額となつておるのであります。第二に、本公社の諮問機関として委員長及び六人の委員より成る專賣事業審議会が設けられ、その選任は學識経験ある者の中から大藏大臣が任命することになつておるのであります。第三に、本公社の役員は總裁、副總裁、理事及び監事でありまして、總裁及び監事は審議会の推薦に基きまして大藏大臣が任命し、副總裁及び理事は大藏大臣の認可を受けて總裁が任命することになつておるのであります。第四に、本公社の職員に対しては國家公務員法は適用されませんが、その労働關係については、別途本國會に提案されております公共企業体労働關係法に基き処理せらるることになつておるのであります。第五に、本公社の業務の範圍は現在の專賣局の所管業務と概ね同様でありまして、各專賣法に基き許可、取締をも行ふことになつておるのであります。第六に、本公社の會計は原則として國の會計法規により処理せらるることになつております。従つてその予算及び決算は所定の手続を経て國會に提出せられ、又その利益金は國庫に納付し、必要な資金はすべて政府より借入れることになつておるのであります。その他、本公社に対する監督罰則、雜則等が規定せらるる外、附則において施行期日を昭和二十四年四月一日といたしておるのであります。

さて本案審議に當りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対して懇切なる答弁がありました。が、今その質疑應答の主なるものを申し上げますれば、一委員より、本案は労働關係以外には單に形式的な機構を作つたのみで、會計その他実質的な問題に觸れていない、これでは專賣事業を健全且つ能率的に運営するといふ第一條の目的に副わないではないかと質疑に対し、政府委員より、職員自身の變更、能率給の設定等により能率を増進することになつておりますが、專賣収入の確保が財政上重要な問題でありますので、急激な變化を避けて漸次改

善する趣旨により立案せられておるの
でありますとの答弁がありました。又
一委員より、本公社の資本金ほどのく
らいかとの質疑に対し、政府委員よ
り、來年三月末の決算を見た上決定せ
られることになっておりますが、大体
固定資産三十一億円、原材料等百三十
六億円、賣掛代金等三十五億円、合計二
百億程度の見込でありますとの答弁
がありました。更に一委員より、本公社
は專賣に関する許可及び取締をも行う
のかとの質疑に対し、政府委員より、
本公社は國家の事業を行わしめるため
に設立せらるるものであり、又實際事
業をやつておるものでなければ十分な
効果を挙げ得ないので、別途專賣法を
改正して、許可及び取締をも本公社に
行わせることになっておりますとの答
弁があり、更に一委員より、然らば現
在の專賣局の仕事を全部移すのか、又
はどの程度ものが大藏省に残るのか
との質疑に対し、政府委員より、殆ん
ど全部移すことになっております、併
し基本的計画、價格、予算、決算等、
大藏省の監督に必要な事務を行わ
すため、大藏省内に一課程度が残るの
はないかと思ひますとの答弁がありま
した。

更に十一月三十日、本審査に入り、
衆議院の修正案を審議いたしました。
審議に先だち波多野委員より発言が
あり、日本專賣公社法案については國
会における審議の途上において政府は
三回に亘り多数の個所につき正誤の訂
正があり、訂正の件数が余りに多いの
みならず、單なる字句の訂正に止まら
ず、重要な内容の追加又は削除、新
規條文の挿入等がありました。修正

○議長(松平恒雄君) 本案に対し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論
の通告がござります。木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
○木村福八郎君 私は本案に對しまし
て、労働者農民党結成準備会を含む無
所屬懇談会を代表いたしました(笑聲)
反對をいたすものであります。その反
對の論拠の要点について簡単に明らか
にしたいのであります。

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律

財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削り、同條第三項中「第二項」を「前項」と改める。

第七條第二項を削り、同條第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第八條第五項を削る。

第九條第二項中「財閥関係役員審査委員会が、及び」決定したものに

ついて、「を削る。

第十條第二項を削り、同條第三項中「第二項」を「前項」に、「第六條第三項」を「第六條第二項」に改める。

「第四章 財閥関係役員審査委員会」を「第四章 審査」に改める。

第十一條から第十三條まで 削除

第十四條中「財閥関係役員審査委員会の要求に應じ、関係者をして、委員会に対して」を「関係者をして」に改める。

第十五條 削除

第十六條中「前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間内(第八條第一項による申請については二日以内)に申請の」を「第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項から第四項まで、第九條第三項又は第十條第一項の規定による申請を受

理したときは、速かにこれを審査し、」に改める。

第十七條から第二十二條まで 削除

第二十四條から第二十七條まで 削除

第二十八條中「前條の規定による再審査の報告を受けたときは一週間以内」を「第二十三條の規定による再審査の申請を受理したときは、速かにこれを審査し」に改める。

第二十九條 削除

第三十條中「第十四條、第十七條第二項、第十八條、第十九條第二項及び第三項、第二十條ない至第二十二條の規定は、財閥関係役員再審査委員会に」を「第十四條の規定は、第二十八條の規定による内閣総理大臣の再審査に」改める。

第三十一條第一項第五号中「第十四條の下に」前條において準用する場合を含む。」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から、施行する。

2 改正前の財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に関する違反行為についての罰則の適用については、なお従前の例による。

【審査報告書は都合により本号附録に掲載】

國家行政組織法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

國家行政組織法の一部を改正する法律案

國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條、第二十五條及び第二十七條中「一月一日」を「四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【河井彌八君登壇、拍手】

○河井彌八君 議題となつております財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案の委員会における審査の結果及び結果を御報告いたします。この案は内閣委員会に付託せられまして相

当の期日があつたのでありますが、本日一二時間前に衆議院を通過いたしましたのでありますから、本委員会を開きまして審議の結果、全会一致を以て可決すべきものであると議決いたしましたのでありますから、この点御報告申し上げます。

本案は財閥関係役員審査すべき事務が大體終了をいたしてしまつたのでありますから、今後予想せられる審査の事務が極めて少いということになつております。それ故に、これまで行われておりましたところの審査委員会及び再審査委員会をば、これを廃止いたしましたので、それによつて内閣に一課を置きまして、その課によつて同様

な今後行われるべき事件を審査しようとするのであります。政府に対して、財閥同族支配力排除法が如何に行われたかという実情を質して見ましたところ

が、財閥関係役員数の概数は三千六百余名であるというのであります。そして審査の申請をしたものが八百二十六件である。そのうち承認をしたものは六百八十九、不承認をしたものが百三十七で、盡くこれは済んでおるのであります。又再審査の数も申請が六十三件でありまして、これも盡く済んでおります。今後申請せらるべき数も予想はできませんけれども、大體において極めて少いものであると認定せられるのであります。それ故にもうこの二つの審査委員会は廃止して差支ないということ、この案を提出いたしました次第であります。而してその代り内閣に一課を設けましてこの事務を取扱わせるということでもあります。従いまして懸賞等もこれによつて節約せられるということになるのであります。

委員会は政府の説明を聴きまして慎重審査をいたしました結果、これは可決すべきものであるということと全会一致で決定いたしました。ただその際に、審査機関が簡單になりますから、その審査の取扱において粗漏のないようにということとを十分政府に注意を望みまして、これを可決いたしましたのであります。この点を報告して置きます。(拍手)

次に國家行政組織法の一部を改正する法律案につきまして、報告を申し上げます。

これも今日全会一致を以て委員会において可決したのであります。この案の要旨は、國家行政組織法の施行期日

が明年一月一日となつておりますので、これは各省等の設置法と同時に施行を要するという趣旨でありますか

ら、國家行政組織法の施行期日を延長いたしました。來年四月一日に改めたという趣意であります。國家行政組織法は行政機關の組織の基準を定めたものであります。各省廳の組織をこの基準に従つて法制化するの必要でありますから、國家行政組織法が各省等の設置法と同時に施行せらるべきものであることは勿論であります。ところが、今期議會は主として國家公務員法等の改正を目的として召集せられ、会期も極めて短かいのであります。ために、各省等の設置法律案はどしどし今期國會には提出できなかったものであります。次回にこれを譲るといふことになつております。それ故に國家行政組織法が明年一月一日から施行せられるといふことは不合理と相成りま

するので、四月一日に施行するということに改めるのであります。委員会におきましては政府の説明を聴取いたしました。これは当然であるといふことを決定いたしました。全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。この段御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

【起立者多数】

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

び在外同胞引揚促進に関する陳情外一件の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。在外同胞引揚問題に関する特別委員長草葉隆圓君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔草葉隆圓君登壇、拍手〕

○草葉隆圓君 只今議題となりました請願一件、陳情二件につきまして、特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

請願は、請願文書表第三百二二号にあります東京都北多摩郡田無町東京都引揚者団体連合会会長より引揚者に対する住宅建設に関する請願であります。願意の大体は、引揚者が正常なる國民生活に復帰いたしまするためには、生活の基礎であります住宅の建設が第一でありますに拘わらず、最近の情勢はなかく困難でありますから、引揚者が組織いたしました住宅組合につきまして、第一に國有施設の拂下、第二に國有地の貸與、第三に資金の貸付、第四に建築資材の配給を願いたいというのであります。陳情の一つは、陳情文書表第七号にありまは、長野縣上田市在外同胞帰還促進家族連盟から在外同胞引揚促進に關しまする陳情であります。その第二は、陳情文書表第九十九号にありまは、同内容の大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良、三重、福井、滋賀の八地方の各府縣の議長から陳情されました引揚促進に關

する陳情であります。前者は、父や、子や、夫や、兄弟を外地に残しておりまは、これらの肉親の人々が、未だ帰らざる留守家族として切々身を切るごとき引揚促進の訴えであります。「私共は血涙を以てお願いを申し上げます。門口の靴の音にも心を離らせて、今日は帰るか明日は帰るかを待ち侘びたが、今まで帰つて来ない。もう三年になりました。老い先の長くもない私共は、父や母として自分を養つて呉れる者もない悲しさ、幼い子を抱えて、妻として、か弱い女手一つで生計を立てて行かねばならぬ、而も子供を持つて、働くにも働き得ない苦しさは、毎日々々幾度も幾度も泣きながら暮らしてつらあります。去年の冬も頭帰りました。今年のも是非引揚を続けさせて頂くようにお願いしたい」という願意であります。この家族の訴ふる心情を読みますだけでも、悲痛に堪えないものがある次第でございます。第二の陳情は、海外在留同胞今尙五十万の多きを救えており、その悲痛、困窮を忍びつつ一日千秋の思いで帰還の日を待つておる留守家族の人達のことを思ふと、うたた同情の念に堪えない、見るに忍びないものがあるから、近畿地方八府縣の縣民は心を合せてその引揚促進の一日も速かならむことを陳情するといふ願意であります。特別委員会におきましては、これらの請願、陳情に對しまして慎重に審議をし、且つあらゆる方向からこれを關係方面とも打合せをいたしまして、院議に付し政府に送付すべきものと決定いたしました次第でございます。以上を以て御報告いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより採決いたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めめるの件(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長理事丹羽五郎君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めめるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十一月三十日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めめるの件

船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第八條第一項の規定による公共船員職業安定所を東京都、横濱市、新潟市、名古屋、高岡市、大阪市、神戸市、廣島市、尾道市、廣島縣豊田郡木ノ江町、高松市、門司市、大牟田市、若松市、長崎市、下関市、塩釜市、小樽市及び函館市に置くことについて、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求めめる。

なお右設置に要する所要の二級官、三級官及び雇用人については、昭和二十四年三月末日までに氣象官署(官制)においてこれに相當する人員を漸次減員する。

〔丹羽五郎君登壇、拍手〕

○丹羽五郎君 只今議題となりました公共船員職業安定所の設置に關し國會の承認を求めめるの件につきまして、運輸委員会におきまはる審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本件提案の理由は、第二回國會で成立いたしました船員職業安定法は、第八條第一項におきまして「海運局に、無料で公共に奉仕する公共船員職業安定所を置き、職業紹介、職業指導、船員保險法の規定によりその所掌に屬せしめられた事項その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせる」と規定しておりますので、全國主要港十九ヶ所に公共船員職業安定所を設置する必要がありますが、地方自治

法第五十六條第四項の規定によりますと、この種の機關の設置については國會の承認を要することになつておりますので、本案が上程された次第でございます。本件は去ぬる二十八日、本委員会に付託をせられ、本日審議に入りまして、政府との間に熱心なる質疑應答があり、討論に入りまは、全會一致本件を承認すべきものと議決いたしました。以上御報告を申し上げます。よろしく皆さんの御審議をお願いする次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに御異議ありませんか。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に關する特例に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

〔議長退席、副議長登壇〕

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の選挙に關する特例に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律

第一條 この法律は、市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律を定めることとすることを目的とする。

第二條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五十六号)附則第四項の規定により都道府縣知事の定めた時期に調整された選挙人名簿及び農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三十五号)附則第五條の規定により調製された補充選挙人名簿は、昭和二十五年三月三十一日まで据え置くものとする。

第三條 市町村の選挙管理委員会及び農地調整法(昭和十三年法律

第六十七号)第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により昭和二十三年十二月二十日現在において選挙権を有する者で前條に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿に記載されていないものがあるときは、その者につき、農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に従い、補充選挙人名簿を調製しなければならぬ。

2 前項に規定する者が、前條に規定する選挙人名簿又は補充選挙人名簿に記載され、且つ、昭和二十三年十二月二十日現在において農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により選挙権を有する者の同居の親族又はその配偶者である場合には、前項の規定により調製する補充選挙人名簿に記載されるその者の区分は、その者の同居の親族又はその配偶者で前條に規定する選挙人名簿又は補充選挙人名簿に記載されているものの当該名簿における農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分とする。

3 第一項の規定により調製する補充選挙人名簿の縦覧、確定、異議の申立及び決定並びに訴願の提起及び裁決に関する期日及び期間等は、都道府縣の選挙管理委員会が定める。

4 前條の規定は、第一項の規定により調製する補充選挙人名簿に準用する。

第四條 この法律施行後昭和二十五年三月三十一日までに行われる市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員の選挙又は改選の請求は、前二條に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿により行う。

2 前項の選挙又は改選の請求については、農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分とは、前項の選挙人名簿及び補充選挙人名簿における区分とする。

第五條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十二年勅令第五百五十六号)附則第二項又は第三項の規定により選挙され、又は互選された市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員の任期満了に因る選挙の期日は、農林大臣が定める。

2 前項の選挙による市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員並びに農地調整法第十五條ノ二第八項及び第九項(同法第十五條ノ十七)において準用する場合を含む。)の規定により、これらの委員の同意を得て農林大臣又は都道府縣知事が選任する委員の任期は、昭和二十五年三月三十一日までとする。

第六條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔補見養男君登壇、拍手、一簡單單と呼ぶ者あり〕
○補見養男君 只今議題となりました市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案につきまして、農林委員会における審議の状況を御報告申し上げます。

この法律案は昭和二十五年三月三十一日までに行われますところの農地委員会委員の選挙及びいわゆるリコーの手続につきまして、その特例を定めんとするものであります。御承知のように現在の農地委員は、地主、自作及び小作の各階層よりそれ、選挙せられておりますが、任期が二年と定められておりますので、現在の市町村農地委員は概ね本年十二月下旬に、又都道府縣農地委員は概ね明年二月下旬にそれ、任期が終了いたしました。新たに総選挙をいたさなければならぬのであります。そこで、その選挙に際して用いられるところの選挙人名簿でございますが、この名簿につきましては毎年十二月一日現在を以て作成せられる選挙人名簿による建前になつておりますが、農地改革進行途上の現状におきましては、その特例として、昭和二十一年九月一日現在における選挙人名簿と本年の三月一日現在における補充選挙人名簿を利用し、この二つの名簿を明年二月十九日まで据置くとし、政令を以て定めておるのであります。今回の法律案は明年二月十九日まで据置ることになつておりますのを更に延長いたしました。明後年即ち昭和二十五年三月三十一日まで据置くと共に、新たに本年十二月二十日現在で補充選挙人名簿を作成し、これらの名簿によりまして来るべき農地委員の総選挙を行ふとするものであります。その趣旨とするところは、農地改革が今尚進行途上にごさいますので、地主、自作、小作の各階層の実態に即して正確なる選挙人名簿を今作成することは極めて困難であること、更に農地改革後においては自作が入割乃至九割を占むることとなります等、従来の農村の構造は全く一変してしましますので、現在の農地改革達成後できるだけ早い機会に、この新しい農村構造に即して農地委員の選挙を行うまでの経過的措置といたしまして、差当りの選挙には、従来の名簿と、それに多少の補充をなしたものを用いんとするわけでありまして、従つて又右のような趣旨からいたしまして、新しく選挙せられる委員の任期も、原則の二年を用いず、約一年に短縮いたしました。即ち明後年の三月三十一日までといたしておるのであります。

法律案の概要は大体以上の通りでございますが、委員会におきましては、法案内容の審議に先立ちまして先ず農地改革の現状について調査いたしましたのであります。政府提出資料によつて今その概況を申し上げます。昭和二十二年三月行われました第一回の農地買収から本年十月の第八回買収までに、政府の買収いたしました農地の総計は約百六十二万六千町歩でございます。うち田は九十四万四千町歩、畑は六十八万二千町歩でございます。又別の角地から見ますと、在农村地主所有のものは八十九万八千町歩、不在地主所有のものは七十二万七千町歩でございます。

〔補見養男君登壇、拍手、一簡單單と呼ぶ者あり〕
○補見養男君 只今議題となりました市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案につきまして、農林委員会における審議の状況を御報告申し上げます。

この法律案は昭和二十五年三月三十一日までに行われますところの農地委員会委員の選挙及びいわゆるリコーの手続につきまして、その特例を定めんとするものであります。御承知のように現在の農地委員は、地主、自作及び小作の各階層よりそれ、選挙せられておりますが、任期が二年と定められておりますので、現在の市町村農地委員は概ね本年十二月下旬に、又都道府縣農地委員は概ね明年二月下旬にそれ、任期が終了いたしました。新たに総選挙をいたさなければならぬのであります。そこで、その選挙に際して用いられるところの選挙人名簿でございますが、この名簿につきましては毎年十二月一日現在を以て作成せられる選挙人名簿による建前になつておりますが、農地改革進行途上の現状におきましては、その特例として、昭和二十一年九月一日現在における選挙人名簿と本年の三月一日現在における補充選挙人名簿を利用し、この二つの名簿を明年二月十九日まで据置くとし、政令を以て定めておるのであります。今回の法律案は明年二月十九日まで据置ることになつておりますのを更に延長いたしました。明後年即ち昭和二十五年三月三十一日まで据置くと共に、新たに本年十二月二十日現在で補充選挙人名簿を作成し、これらの名簿によりまして来るべき農地委員の総選挙を行ふとするものであります。その趣旨とするところは、農地改革が今尚進行途上にごさいますので、地主、自作、小作の各階層の実態に即して正確なる選挙人名簿を今作成することは極めて困難であること、更に農地改革後においては自作が入割乃至九割を占むることとなります等、従来の農村の構造は全く一変してしましますので、現在の農地改革達成後できるだけ早い機会に、この新しい農村構造に即して農地委員の選挙を行うまでの経過的措置といたしまして、差当りの選挙には、従来の名簿と、それに多少の補充をなしたものを用いんとするわけでありまして、従つて又右のような趣旨からいたしまして、新しく選挙せられる委員の任期も、原則の二年を用いず、約一年に短縮いたしました。即ち明後年の三月三十一日までといたしておるのであります。

ます。而して右の買収面積百六十二万六千町歩の外、財産税納分として約十七万二千町歩でございますので、合計百七十九万八千町歩のものがいわゆる解放面積として政府の手に入ったことになりま。この解放面積に対して本年九月三十日まで、

〔副議長退席、議長著席〕

従來の小作人等に対する買渡決定面積は約百五十一万三千町歩でございます。いわゆる農地改革は、この買渡進捗率の八四％という数字が示しております。概ね順調に行われ、予定計画も近く一段落を告げることになるわけでありま。

従つて今後の問題は、極く小面積の買収漏れ農地の整理の外は、主として旧地主等に対する買収代金支拂の促進円滑化、登記事務の促進、農地証券に対する金融的措置等の問題と、今後我が國農村の中心となるべき自作農の維持安定とに存するものと認められるのであります。殊に最後の問題であります。すなわち旧中地主に対する証券担保による金融的措置は、大きな農地改革という制度的改革の犠牲者とはいひながら、現にその生活に窮乏せる者については、國家としても温かい同情の手を差伸べることも必要が論議せられま。これら諸問題につきましては後に討論の際に藤野委員から強く要望せられたところでございま。次に法案の内容の審議に当りま。委員多数の御意向は、政府提出原案は経過的措置としてその趣旨において必ずしも反対ではないが、現実と余りにも遊離した現在の選挙人名簿によつて選挙を行い、而も短縮されたとはいへ、それらの状態が一年以上も続く

ことに對しては、何らか補正の途なきやを論議いたしておつたのでございま。が、たゞこの委員の意向に符合するがごとく衆議院におきまして法律案を修正して参つたのでありま。その修正の要点は、

第一に農地委員の総選挙は行わず経過的且つ暫定的措置として、現在の市町村及び都道府縣の農地委員は明年六月三十日までその任期を延長すること。第二に、従つて現在用いておる選挙人名簿及び補充選挙人名簿の据置期間を明年六月三十日まで延長すること。第三に、新らしく補充選挙人名簿を作成することは、これを取止めること。以上の趣旨によりま。原案について先ず法律の題名も「市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特別に関する法律案」と改め、又内容におきましても原案の第一條、第二條及び第四條にそれ、修正を加へ、又原案第三條及び第五條を削除いたしたる等、適當なる修正を加へて参つたのであります。而してこの修正は、前に申述べましたごとく当方におきましても亦望むところでありましたので、委員会におきまして採決の結果全会一致を以ちまして衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたした次第でございま。以上御報告申上げま。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、選挙運動等の臨時特別に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めま。地方行政委員長岡本愛祐君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

選挙運動等の臨時特別に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄

選挙運動等の臨時特別に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特別に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項の次に次の一項を加ふる。

2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは議員候補者同一戸籍内に在る者の名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状を当該議員候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示する行為は、これを前二條の禁止免れ

る行為とみなす。

同條第二項中「前項」を前二項に改める。

附 則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

〔岡本愛祐君登壇、拍手〕

○岡本愛祐君 只今議題となりました衆議院提出の選挙運動等の臨時特別に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。先ず本案の全文を朗読いたします。

選挙運動等の臨時特別に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特別に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項の次に次の一項を加ふる。

2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者、若しくは議員候補者同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状を、当該議員候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示する行為は、これを前二條の禁止を免れる行為とみなす。

同條第二項中「前項」を前二項に改める。

附 則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

次にその内容及び趣旨について申し上げますと、選挙運動等の臨時特別に関する法律は、衆議院議員の選挙に關し、金のかからない選挙を実現し、選挙の公営を強化し、立候補者に選挙運動の機会均等を保障し、以て選挙の腐敗を防止することを目的として、次の総選挙から施行するため本年七月二十九日公布せられたものでありまして、そのうち選挙運動のため使用する文書、図画の制限については、

一、候補者一人につき千枚の郵便はがき及び封をしない書状を、選挙事務所設置、立会人の依頼、演説會に關し必要な連絡その他、選挙事務の連絡のため使用する以外は、一切の文書、図画を頒布することができないとしております。

二、街頭演説會のためにその場所において使用する立札及び提灯、自動車、拡声機、又は船舶に使用する貼札、立札、提灯及び選挙事務所を表示するためにその場所において使用する貼札、立札、提灯の外は、文書、図画を掲示することはできないことと制限してあります。

三、選挙運動期間中は、著述、演説等の廣告その他如何なる名義を以てするを問はず、主として議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、議員候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書、図画を頒布し又は掲示することができないことと制限してあります。

而して今回更に選挙運動の期間中における文書、図画の制限を強化徹底することといたし、脱法行為として

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

て議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、議員候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者の氏名又は議員候補者同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類する挨拶状を、当該議員候補者の選挙区内に頒布し又は掲示することを選挙運動の期間中は禁止し、次の総選挙から実施せんとするのが、この法律案の趣旨及び内容であります。

本委員会は慎重審議いたしました。が、その質疑応答の詳細は速記録に譲りたいと存じます。かくて討論を省略して直ちに採決に入り、全会一致であります。右御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して司法警察職員等指定應急措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とするに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。法務委員会理事岡部常君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

司法警察職員等指定應急措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和三十三年十一月二十九日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄君

司法警察職員等指定應急措置法案
司法警察職員等指定應急措置法案
司法警察職員等指定應急措置法案

第一條 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行ふべき者及びその職務の範囲は、他の法律に特別の定めのない限り、当分の間司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する件(大正十二年勅令第五百二十八号)の定めるところによる。

第二條 他の法令中司法警察官吏とあるのは司法警察職員と司法警察官吏とあるのは司法警察職員と司法警察官吏と、司法警察とあるのは司法警察とそれと読み替へるものとする。

附則
この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和三十三年法律第三百三十一号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

〔岡部常君登壇、拍手〕
○岡部常君 只今上程に相成りました司法警察職員等指定應急措置法案の審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

改正刑事訴訟法の第九十條におきましては、森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行

行すべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定めることになつてゐるのであります。従いまして従来刑事訴訟法第二百五十一條に基き、司法警察官吏の職務を行ふべき者及びその職務の範囲を定めおりました大正十二年勅令第五百二十八号は廃止いたしました。新たにこれに代るべき法律を制定する必要があるものであります。よつて政府では勅令第五百二十八号のうち、すでに不要となつたものを削除し、新たに必要となつたものを加え、職務の範囲につきましても適当な修正を加え、これを法律案として整理すべく努力いたしておつたのであります。が、これらの点につきましては各方面と関連するところが極めて多く、現在尙その法律案が国会に提出せられるに至つていないのであります。而して他方、改正刑事訴訟法は昭和二十四年一月一日からこれを施行することに相成つておりますので、これが円滑なる運用を図るためには右の法律に代るべき應急措置を講ずる必要があるものであります。従いまして本法案第二條におきましては、他の法律に特別の定めのない限り、右の勅令第五百二十八号の内容をそのまま採つて、当分の間はこれを改正刑事訴訟法の規定による司法警察職員としたことにしたのであります。而してその他、改正刑事訴訟法におきましては、現行法の「司法警察官吏」、「司法警察官」及び「司法警察吏」に相当するものを、「司法警察職員」と改めたので、第二條におきましては、他の法令中にある右のごとき語を改正刑事訴訟法に適合するよう読み替へる

ことにいたしましたのであります。以上が本法案の内容の概略であります。
当委員会におきましては慎重なる審議をいたしまして、各委員より熱心なる質疑が行われたのであります。その詳細は速記録に譲らして頂きます。かくて討論に入りましたが、別段御発言もなく、採決の結果、全会一致可決すべきものと決定した次第でございます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は委員長報告通り可決いたしました。

國家公務員法の一部を改正する法律案の委員長報告の準備のできますまで暫時休憩いたします。
午後九時三十八分休憩
午後十時三十分開議
〔朗読を省略した報告〕

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを内閣委員会に付託した。
科学技術行政協議会法案
本日委員長から左の報告書を提出した。

買易資金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書
専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書
金融機関再建整備法の一部を改正する法律案可決報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正す

る法律案可決報告書
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、船員職業安定法第八條第一項の規定による公共船員職業安定所の設置に關し承認を求めの件議決報告書
公認会計士法の一部を改正する法律案可決報告書
科学技術行政協議会法案可決報告書
職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めの件議決報告書
刑事訴訟法施行法案可決報告書
本日本蔵委員小川友三君から左の少数意見報告書を提出した。

買易資金特別会計法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書
専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書
金融機関再建整備法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書
公認会計士法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書
本日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員細川嘉六君提出引揚補導に當る厚生省官吏についての質問に対する答弁書
参議院議員小川友三君提出植林増進に關する質問に対する答弁書
参議院議員小川友三君提出畜産奨励に關する質問に対する答弁書
参議院議員小川友三君提出水害対策及び救済事実の発表を求めの質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出水害対策及び救済事実の発表を求めの質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出水害対策及び救済事実の発表を求めの質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出物價維持
別手当支給に関する質問に対する答
弁書

参議院議員小川友三君提出家賃地代
に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出紡織工業
に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出國家警察
官待遇改善に関する質問に対する答
弁書

参議院議員板野勝次君提出進業政策
に関する質問に対する答弁書

参議院議員板野勝次君提出干拓工事
に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出貿易に關
する質問に対する答弁書

参議院議員井上なつる君提出衛生白
衣類配給に関する質問に対する答弁
書

参議院議員小川友三君提出ベルト工
業に関する質問に対する答弁書

参議院議員板野勝次君提出主食配給
に関する質問に対する答弁書

参議院議員板野勝次君提出中小企業
対策に関する質問に対する答弁書

参議院議員板野勝次君提出關草製品
に対するため糸配給に関する質問に
対する答弁書

参議院議員市來乙彦君提出物價並び
に賃金に関する質問に対する答弁書

参議院議員小林勝馬君提出買入の点
字投票に関する質問に対する答弁書

参議院議員小林勝馬君提出國會内郵
便局(電信共)名稱改正に関する質問
に対する答弁書

参議院議員小林勝馬君提出あんま、
はり、灸師に加配米配給に関する質
問に対する答弁書

○副議長(松本治一郎君) 休憩前に引
続き、これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、貿易資金
特別会計法の一部を改正する法律案、
専賣局及び印刷局特別会計法の一部を
改正する法律案、金融機関再建整備法
の一部を改正する法律案、食糧管理特
別会計法の一部を改正する法律案、い
ずれも内閣提出、衆議院送付、公認会
計士法の一部を改正する法律案(衆議
院提出)、以上五案を一括して議題とす
ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない
と認めます。尚五案については少数意
見の報告書が提出されております。先
ず委員長の報告を求めます。大蔵委員
長櫻内辰郎君。

〔審査報告書及び少数意見報告書
は都合により本号附録に掲載〕

貿易資金特別会計法の一部を改正
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

貿易資金特別会計法の一部を改正
する法律案

貿易資金特別会計法の一部を改正
する法律案

貿易資金特別会計法(昭和二十二
年法律第七十九号)の一部を次の
ように改正する。

第三條第二項但書中「百五十億圓」
を「二百五十億圓」に改める。

別表第二第二類第五号中「貿易公
團の保有する輸出物資又は準貿易物
資」を「貿易公團の保有する輸出物資
若しくは準貿易物資又は原材料貿易
公團の保有する輸出物資の原材料若
しくは包装材料」に改め、同号の次
に次の一号を加える。

六 貿易公團が発注した輸出貨資
で、未だ同公團の所有とならな
いものに対する代價の支拂済金
額

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都
合により本号附録に掲載〕

専賣局及び印刷局特別会計法の一
部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

専賣局及び印刷局特別会計法の一
部を改正する法律案

専賣局及び印刷局特別会計法の一
部を改正する法律案

専賣局及び印刷局特別会計法(昭
和二十二年法律第三十六号)の一部
を次のように改正する。

附則第五條の次に次の一條を加え
る。

第六條 政府は、昭和二十三年度に
限り、印刷局特別会計において、

運轉資金に充てるため必要がある
ときは、第六條の規定にかかわら
ず、同会計の負担で大蔵省預金部
又は日本銀行から借入金金をなすこ
とができる。但し、その金額は、
八億圓を超えることではない。

前項の規定による借入金金は、翌
年度内に償還しなければならない。
い。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書及び少数意見報告書
は都合により本号附録に掲載〕

金融機関再建整備法の一部を改正
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

金融機関再建整備法の一部を改正
する法律案

金融機関再建整備法(昭和二十一
年法律第三十九号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十三條第六項中「百六十三億
圓」を「百六十五億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都
合により本号附録に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

食糧管理特別会計法の一部を改正
する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改
正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法
律第三十七号)の一部を次のように
改正する。

第四條(二)中「二百億圓」を「千
五百億圓」に改める。

第四條(三)第一項中「日本銀行ヲ
除ク以下同シ」を「日本銀行ヲ除ク」
に、「農業協同組合又ハ農業會社」を
「農林中央金庫又ハ農業協同組合」に
改め、同條第二項を次のように改
める。

政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ
對シ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ必要ナ
ル資金ヲ交付スルコトヲ得

同條第三項中「前項ノ資金ノ交付」
を「食糧ノ買入代金ノ支拂」に改め
る。

附則第四項の次に次の一項を加え
る。

食糧確保措置法(昭和二十三年
法律第八十二号)ノ規定ニ依ル農
業調整委員會ニ關スル費用ノ負擔金
ハ昭和二十三年度ニ限り本會計ノ所
屬トス

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧確保臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十八條の見出しを「(負担金)」に改め、同條中「補助金を市町村に交付する」を「その費用を負担する」に改める。

〔検査報告書及び少数意見報告書は都合により本号附録に掲載〕

公認会計士法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。昭和二十三年十一月三十日

衆議院議長 松岡 駒吉 参議院議長 松岡 駒吉

公認会計士法の一部を改正する法律案

公認会計士法昭和二十三年法律第百三十三号の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項第一号中「計理士」の次に「及び税務代理士」を加す。

附則

この法律は昭和二十三年十二月一日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

十一月二十九日より十一月三十日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべ

きものと決定いたしました次第であります。

さて本案は、印刷局特別会計における運轉資金の不足を借入金により補足いたしました。同会計の運営を円滑にいたさんとするものであります。昭和二十三年度における印刷局の事業量は、日本銀行券百円紙幣二十四億枚、一円紙幣十二億枚を始め、収入印紙、郵便切手、郵便葉書、各種証券類、官報その他図書製本等、金額におきまして約三十七億円に上る現状となつております。印刷局の事業を円滑に遂行いたしますには、相当量の手持生産品、原材料及び支拂資金等に約八億円の運轉資金を常時必要とする状況にあるのであります。現在同会計に属する運轉資金は、殆んどその大部分が一時的借入金、日本銀行からの前受金等極めて短期の資金を以てこれを賄つておるのであります。而してこれらの資金はその性質上速かに精算しなければならぬのであります。事業運営上緊急に何らかの資金補填に関する措置を講ずることが肝要であるのであります。一、一般会計の財政状況に鑑み、今回本年度に限り運轉資金の不足額を翌年度内に償還する借入金を以て補足いたし、以て本会計の企業的運営に支障なからしめようというのであります。

さて、本案審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對して懇切なる答弁がなされました。今その質疑應答の主なるものを申し上げます。一、委員より、本特別会計の経費の削減はできないのかとの質疑に對し、政府委員より、印刷の技術及び方法において十分な工夫をなし、御趣

旨に副いたいとの答弁がありました。その他詳細につきましては速記録に上り御承知を願ひたいのであります。かくて十一月三十日、討論に入り、第六條の八億円を十億円に改めたいとの修正意見がありました。他に發言もなく、討論を終局いたしました。採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。次に金融機關再整備法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十一月二十九日より十一月三十日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。先ず本案の提案理由及び改正の要点について申し上げます。金融機關再整備法の規定により、金融機關に對する政府の補償金額は、大蔵省預金部等損失特別処理法等による補償を合計いたしまして百六十三億円を限度とするることになつておるのであります。この限度は第二封鎖預金等となつた郵便貯金及び郵便年金を全額切り捨てる予想の下に算出したものであります。本年七月二十日政令第七十五号により、大蔵省預金部等損失特別処理法施行令の一部が改正になり、第二封鎖預金等となり、郵便貯金及び郵便年金の七割に相当する金額を補償することになりましたので、金融機關再整備法第三十三條第六項の規定による政府の補償限度を百六十五億円

に改正せんとするものであります。さて本案審議に當りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對して懇切なる答弁がなされました。速記録に願ひたいのであります。かくて質疑を終局し、十一月三十日討論に入り、小川友三委員より第三十三條の百六十億円を百六十三億一千二百万円に改める修正意見が提出されました。少数意見として否決されました。かくて討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。右御報告いたします。

去る十一月二十六日より十一月三十日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。先ず本案の提案理由及び改正の要点について申し上げます。第一に、現行法においては貿易資金の不足を補足するための借入金又は融通証券の発行限度額は百五十億円となつておりました。然るに過般の物價改訂等によりまして、本年度中における資金の不足見込額は百八十二億円でありまして、これに前年度末における借入残額六十六億円を加算いたしますと、本年度末における資金不足額は二百四十八億円と相成るのであります。従つて若干の余裕を見込み、その発行限度額を二百五十億円と

現行法においては貿易資金の不足額を一般会計から補填する場合の計算方法に關する規定に不備な点がありますので、これを改正せんとするものであります。即ち原材料貿易公園の保有する輸出物資の原材料若しくは包装材料又は貿易公園の発注品中、鉄鋼船のごとき、完成前に既成部分に對して分割拂をなす場合の支拂金額は、当該年度に保有する貿易物資又はこれに準ずるものとして取扱すべき性質のものであるにも拘わらず、これが規定を欠いておりましたので、これを明記することに改正せんとするものであります。

さて本案審議に當りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對して懇切なる答弁がなされました。今その質疑應答の主なるものを申し上げます。一、委員より、爲替レートを一本とすることは極めて望ましいことであるが、これには先ずその前提とすべき諸条件を充たすことが必要ではないかとの質疑に對し、政府委員より、資金、物價の安定を図る外、企業の合理化、生産の増強等により、健全なる國內經濟体制を確立することが必要であるとの答弁があり、又一委員より、輸出物資に對し公定價格制を適用することは輸出の振興を妨げるのではないかと質疑に對し、政府委員より、輸出物資に對し自由價格制を採ることは、結局國內のインフレを助長し、却つて輸出を阻害することとなるので、原則としては公定價格制を採り、必要なるものに限り特別價格を設定すべきであるとの答弁がありました。その他重要な質疑應答がありました。速記録により御承知

を願いたいと存じます。

かくして十一月三十日討論に入り、小川友三委員より第三條第二項中の二百五十億円を五百億円に改めるとの修正意見が提出されましたが、少数意見として否決され、中西功委員より反対、油井賢太郎委員より賛成の意見が述べられました。かくて討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしましたのであります。右報告いたします。(拍手)

更に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十一月二十九日より十一月三十日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

を必要とするのでありまして、これに資金計画上の余裕を見込み、その法定限度額を千二百億円から千五百億円に引上げんとするものであります。第二点は食糧買入代金支拂事務の整備に關する改正であります。現在食糧代金の支拂は、農業協同組合、農業会及び一般市中銀行に委託して行われることとなつておるのでありますが、その後

の状況に鑑みまして、その支拂に必要な資金の交付方法に改善を加へ、併せて農業者の解散に伴う不用條文の改正を行はんとするものであります。第三点は、農業調整委員会に關する費用を今年度に限つてこの会計の所屬とする措置を講ぜんとする点であります。農業調整委員会は本年七月、食糧確保臨時措置法に基き、都道府縣及び市町村等に設けられたのであります。供出数量の公正な割当が主要な任務となりま

すので、今年度限りましてその費用の負担金をこの会計の所屬といたしまして、本法附則にこれに必要な一項を加へんとするものであります。

さて、本案審議に當りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對して懇切なる答弁がなされました。今その質疑應答の主なるものを申し上げます。一委員より、農業調整委員会の費用は一般会計の経費で負担すべきであるが、本年度限り本会計所屬とした理由、及びこれによつて消費者の負担すべき費用はどれだけかという質疑に對し、政府委員より、一般会計で負担するのが望ましいが、一般会計の現況に鑑み、特に本年度に限つてこの措置を講じた。又その消費者負担は十キロ当り一円二十七錢程度で

あり、経費は九億四千万円であるとの答弁がありました。又一委員より、借入金金の限度額を千二百億円から千五百億円に引上げたのであるが、この程度で不足とはならないかとの質疑に對し、政府委員より、超過供出三百万石を見込んでおるので、本年度内は足りると思ふとの答弁がありました。尙重要な質疑應答がなされたのであります。詳細は速記録に譲ることを御了承願います。

かくて十一月三十日討論に入り、小川友三委員より、第四條の千五百億円を千八百億円に改めたいとの修正意見が提出されたが、少数意見として否決となり、他に御発言もなされ、討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。ここに御報告申し上げます。(拍手)

公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

本法第五十七條において特別公認会計士試験受験資格者を規定してあるが、税務代理士に對しても公認会計士法第五十七條に列せられておる資格者と同様の資格を與へようとするものであります。本法附則に對しての質疑應答は速記録により御承知を願います。

決定をいたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 少数意見者から報告を求められております。報告時間は五分間に制限いたします。小川友三君。

(小川友三君登壇)

○小川友三君 賢明なる参議院議員諸君の静かなるところの御清聴を賜わりたいのであります。金融機關再整備法の一部を改正する法律案中、金額三億一千二百万円を増加したいという主張をしたのであります。その理由を申し上げます。郵便貯金、郵便年金を三割を切捨てておるのであります。その三割は実に三億一千二百万円になるのであります。全日本の勤労大衆が、或いは細民大衆が、幾十年かかつて預金したその金を切捨てようとする、その行爲に至りましては、現在の貨幣價格は百分の一、二百分の一、物によつては百分の一、二百分の一の状態になつておるに、も拘らず、三割を切捨てて弱者を救わない、弱者を切り捨てようとするその行爲に對しては断乎反對する者であります。せめて額面だけを支拂うべしという要求をしたのであります。聰明なる参議院議員諸君に對しまして、どうか政府の案が正しいか、七千八百万の同胞が支持するこの金額を支拂うべしという案が正しいか、御批判を賜わりたいのであります。(分つたと呼ぶ者あり)

十億円、昔の金に直して五千万か六千万の金で貿易を振興しようとするのていたらくでは余りにも現状を把握できないところのものであります。五百億円を要求したのであります。(分つたと呼ぶ者あり)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に至りましては、政府は僅かに千五百億円を以て賄おうとするものであります。現在二合七勺の配給をしているとはいへ、代替の粉食が多いのであります。國民は困窮によつて米を買つてゐるのは隠れもない事実であります。(「異議あり」と呼ぶ者あり) そうした事実を一掃するには、政府が積極的にこれを奨励して、供出以外の供出を奨励をしまして、誰もが買いをしないような状態を作つて頂きたいと思ふがために、三百億を増加したのであります。

公認会計士法の一部を改正する法律案に至りましては、各全国の四百五十ヶ所の税務署全部が、会計士又は税務代理士にあらずんば交涉して來ては困るといふ貼紙を出していることは御承知であります。こういふ状態におきまして、七千八百万の同胞の支持を受けておる議員諸君が税務署に行つて交涉するといふことを断られておる。本法には国会議員は税務計理士及び税務代理士以上の待遇を與へて貰いたいという要求をしたのであります。これは一人残らずの議員諸君の御賛成を賜ふることと思つております。

次に専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案であります。政府は八億の金を以て今までの通り、ずれた儘の付いた百円札を出し、十円札

はがけをトに入れば破れてしまふよ
うな千円札、そういう紙幣を印刷し
て、日本の國の代表である紙幣を好
加減な鼻紙に近い紙に印刷してお
うことは、八億円という端金であ
るからさうだ、これを二割強をこれに
加して立派な札を印刷し、世界の會
三大強國であつた日本の札は立派な
のだということに、又國民が破けて
使えなくなるような札をなくするた
めに二億円を増額を請求したのだ
であります。又本案に至りましては、す
でに國は收帳で小さくなり、予算は削
り、か弱き若い女性に筒つぼの洋服
で、キヤベツ袋のパーマネットをして、
島田や丸髻を捨てて、振袖を着ないで
大根足を出して働いておる現状であ
り、すから、百円札を四分の一にすれば二
十五億円の節約ができます。この二十
五億円の節約をして、海外同胞の引
揚、戦災者に對するといふ意見も出した
のであり、す、「ゆつくり」も五分
が来た」と呼ぶ者あり）本案は委員長の
報告通り少数意見として葬り去られた
のでありますが、八千万に近い同胞は
必ずやこの案に賛成して下さることを
思つております。本会議場の今日の第
三回國會の終りに当りまして、少数意
見を掲げまして登壇いたしましたこと
も、皆さんの御清聴を賜りました御
厚志に對して厚くお礼を申し上げます。
（拍手）

○副議長（松本治一郎君） 別に御発言
もなければ、これより五案の採決をい
たします。五案全部を問題に供しま
す。五案に賛成の諸君の起立を請いま
す。
〔起立者多数〕

○副議長（松本治一郎君） 過半数と認
めます。よつて五案は可決せられまし
た。

○副議長（松本治一郎君） この際、日
程に追加して國家公務員法の一部を改
正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
を議題とすることに御異議ございませ
んか。

○副議長（松本治一郎君） 御異議ない
と認めます。先ず委員長の報告を求め
ます。人事委員長中井光次君。

〔審査報告書は都合により本号附
録に掲載〕

國家公務員法の一部を改正する法
律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。
よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十三年十一月三十日
衆議院議長 松岡 勲吉
参議院議長 松平 恒雄
〔本号及び一は衆議院修正〕
國家公務員法の一部を改正する法
律案
國家公務員法の一部を改正する
法律
國家公務員法（昭和二十二年法律
第百二十号）の一部を次のように改
正する。

に、「人事委員会規則」を「人事院規
則」に、及び「内閣総理大臣を「内
閣」に改める。但し、國家公務員法
附則第二條中「事務局」、「事務局長」
及び「内閣総理大臣」は、これを改め
ない。
（この法律の目的及び効力）

第一條 この法律は、國家公務員た
る職員について適用すべき各級の
根本基準を確立し、職員がその
職務の遂行に當り、最大の能率を
發揮し得るやうに、民主的な方法
で、選擧され、且つ、指導するべ
きことを定め、以て國民に對し、
公務の民主的且つ能率的な運営を
保障することを目的とする。

この法律は、もつぱら日本國憲
法第七十三條にいう官吏に關する
事務を掌理する基準を定めるもの
である。

何人も、故意に、この法律、人
事院規則又は人事院指令に違反
し、又は違反を企て若しくは共謀
してはならない。又、何人も、故
意に、この法律、人事院規則又は
人事院指令の施行に關し、虚偽行
爲をなし、若しくはなそうと企
て、又はその施行を妨げてはなら
ない。

この法律のある規定が、効力を
失ひ、又はその適用が無効とされ
ても、この法律の他の規定又は他
の關係における適用は、その影響
を受けない。

この法律の規定が、従前の法律
又はこれに基く法令と矛盾し又は
抵触する場合には、この法律の
規定が、優先する。

（一般職及び特別職）
第二條 國家公務員の職は、これを
一般職と特別職とに分つ。
一般職は、特別職に屬する職以
外の國家公務員の一切の職を包含
する。

特別職は、左に掲げる職員の職
とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣官房長官
- 五 内閣官房次長
- 六 政務次官
- 七 連絡調整中央事務局局長
- 八 内閣総理大臣秘書官（三人以
内）及びその他の秘書官（國務
大臣又は特別職たる機關の長の
各々につき一人）
- 九 就任について選挙によること
を必要とし、あるいは國會の兩
院又は一院の議決又は同意によ
ることを必要とする職員
- 十 宮内府長官、侍從長及び侍從
並びに法律又は人事院規則で指
定する宮内府のその他の職員
- 十一 大使及び公使
- 十二 裁判官並びに最高裁判所長
官秘書官（一人）及び最高裁判所
判事秘書官（判事の各々につき
一人）

條に規定する一般職に屬するか特
別職に屬するかを決定する権限を
有する。

この法律の規定は、この法律の
改正法律により、別段の定がなさ
れない限り、特別職に屬する職に
は、これを適用しない。

政府は、一般職又は特別職以外
の勤務者を置いてその勤務に對し
俸給、給料その他の給與を支拂つ
てはならない。

前項の規定は、政府又はその機
關と外國人の間に、個人的基礎に
おいてなされる勤務の契約には適
用されない。

（設置）
第三條 この法律の完全な実施を確
保し、その目的を達成するため人
事院を設け、この法律実施の責に
任ぜしめる。

國家公務員に關する事務を掌理
するため、内閣の所轄の下に人事
院を置く。人事院は、この法律に
定める基準に従つて、内閣総理大
臣に報告しなければならぬ。

人事院は、この法律に従い、左
に掲げる事項について職員に關す
る諸般の方針、基準、手続、規則
及び計画を整備、調整、総合及び
指示し、且つ、立法その他必要な
措置を勧告する。

一 職階、給與、重複給與、給與
準則、試験、資格要件、募集、
任用候補者名簿、任用候補者の
提示、採用、條件附任用期間、
臨時的使用、非常勤任用、重複
任用、賞罰、昇任、降任、轉任、
復職、配置轉換、退職、恩給、

免職、人員の減少、勤務成績の
評定、人事行政用語の定義及び
これらに関連する事項

二 勤務時間、休暇、休職、保健、
安全、元氣回復、教育訓練、厚
生、素行、政治的活動、私企業
からの隔離、秘密の保持、規
律、離職、公正な取扱、分限、
保障、行政的措置の要求、苦情
の処理、公務傷病に対する補
償、政府の人事行政に関する調
査、研究及び監察並びにこれら
に関連する事項

三 人事記録及び人事統計並びに
この法律、人事院規則及び人事
院指令に從つて給與が支拂われ
ているかどうかを確かめるための
給與簿の監理及び検査

四 人事主任官會議の開催

五 その他法律に基きその権限に
属せしめられた事項

この法律により、人事院が処置
する権限を與えられている行政部
門においては、人事院の決定及び
処分は、その定める手續により、
人事院によつてのみ審査される。
前項の規定は、法律問題につき
裁判所に出訴する権利に影響を及
ぼすものではない。

(職員)

第四條 人事院は、人事官三人をも
つて、これを組織する。

人事官のうち一人は、總裁とし
て命ぜられる。

人事院は、事務総長及び予算の
範囲内においてその職務を適切に
行ふため必要とする職員を任命す
る。

人事院は、その内部機構を管理
する。國家行政組織法(昭和二十
三年法律第百二十号)は、人事院
には適用されない。

第五條第五項中「二年」を「五年」
に、「政党の役員」を「政党の役員、
政治的顧問その他これらと同様な政
治的影響力をもつ政党員」に改め、
同條第六項中「若しくは高等学校に
おける同一学科(学科の区分のない
大学については同一学部)を削る。
第七條第三項但書を削る。
第八條第一項本文を次のように改
める。

人事官は、左の各号の一に該当す
る場合を除く外、その意に反して罷
免されることがない。

同條第一項第三号を次のように改
め、同條第二項第三号を次のように改
め、第三項但書及び第六項を削る。
第三項但書及び第六項を削る。

三 任期が満了して、再任されず
又は人事官として引き続き十二
年在任するに至つた場合

第十條 人事官は、國務大臣と同じ
基礎に基く給與を受けるものと
し、人事官に支拂われる給與の総
額は、いずれの國務大臣が受ける
給與の総額よりも少くしてはなら
ない。

第十一條第二項中「会務」を「院務」
に改める。

第十二條 定例の人事院會議は、人
事院規則の定めるところにより、

少なくとも一週間に一回、一定の
場所において開催することを常例
としなければならない。

人事院會議の議事は、すべて議
事録として記録しておかなければ
ならない。

前項の議事録は、幹事がこれを
作成する。

人事院の事務処理の手續に關し
必要な事項は、人事院規則でこれ
を定める。

事務総長は、幹事として人事院
會議に出席する。

人事院は、左に掲げる権限を行
う場合においては、人事院の議決
を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廢
二 第十三條の規定による應急予
備金の支出

三 第二十二條の規定による關係
廳の長に対する勧告
四 第二十三條の規定による國會
及び内閣に対する意見の申出
五 第二十四條の規定による國會
及び内閣に対する報告
六 第二十八條の規定による國會及び内閣
に対する報告

任用及びその更新に対する承
認、臨時的任用に係る職員員の員
数の制限及びその資格要件の決
定並びに臨時的任用の取消(人
事院規則の定める場合を除く。)

第六十三條の規定による給與
準則の立案

第六十七條の規定による給
與準則の改訂案の作成

第七十二條の規定による關
係廳の長に対する勧告及び表彰
又は矯正方法に關する立案(人
事院規則の定める場合を除く。)

第八十七條の規定による事
案の判定

第九十二條の規定による処
分の判定

第九十五條の規定による補
償に關する重要事項の立案

第九十八條の規定による異議
の申立についての判定

第十條 人事院は、總裁の職務
執行の補助者となり、その一般的
監督の下に、人事院の事務上及び
技術上のすべての活動を指揮監督
し、この法律の目的を達成するた
めの諸般の計画を樹立し、人事院
の職員について計画を立て、募
集、配置及び指揮を行い、又、こ
の法律の目的を達成するために必
要な、適當で、且つ、法令の規定に
從つた諸般の措置を行い、人事院
會議の幹事及び人事主任官會議の
議長となる。

第十一條 人事院は、事務総長
及び予算の範囲内においてその職
務を適切に行ふため必要とする
職員を任命する。

第十二條 定例の人事院會議は、
人事院規則の定めるところにより、
少なくとも一週間に一回、一定の
場所において開催することを常例
としなければならない。

第十三條 人事院會議の議事は、
すべて議事録として記録しておか
なければならない。

第十四條 人事院の議事録は、幹
事がこれを作成する。

第十五條 人事院の事務処理の手
續に關し必要な事項は、人事院
規則でこれを定める。

第十六條 事務総長は、幹事とし
て人事院會議に出席する。

第十七條 人事院は、左に掲げる
権限を行う場合においては、人事院
の議決を経なければならない。

著しく給與を受けるものとし、事務廳長に支拂われる給與の総額は、いづれの次官が受ける給與の総額よりも少くしてはならない。但し、法律に定める家族手当及び超過勤務手当については、この限りではない。

(人事院の職員の兼職禁止)

第十五條 人事官及び事務廳長は、他の官職を兼ねてはならない。

(人事院規則及び人事院指令)

第十六條 人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、人事院規則を制定し、人事院指令を發し、及び手續を定める。人事院は、いつでも、適宜に、人事院規則を改廢することができる。

人事院規則及びその改廢は、官報をもつて、これを公布する。

人事院は、この法律に基いて人事院規則を制定し又はその他の措置を行ふことができる事項について、人事院規則がない場合及び人事院指令を發することができ、人事院指令を發することができる。

(給與の支拂の監理)

第十八條 人事院は、職員に対する給與の支拂を監理する。職員に対する給與の支拂は、人事院規則又は人事院指令に反してこれを行つてはならない。

第十九條 第四項中「第二項の規定による」を「総理廳、各省その他の機關によつて作成保管された」に改める。

第二十一條中「重要でないものについて、」を「人事院規則の定めるものについては、」に改める。

第二十二條第二項中「及び人事の交流」を、人事の交流その他努力活用に関する事項に改める。

(法令の制定改廢に關する意見の申出)

第二十三條 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廢に關し意見があるときは、その意見を國會及び内閣に同時に申し出なければならぬ。

第二十四條 第一項を次のように改める。

人事院は、毎年、國會及び内閣に對し、業務の状況を報告しなければならぬ。

第二十七條中「又は門地」を、門地又は第三十八條第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所屬關係に改める。

(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定められる給與、勤務時間その他勤務條件に關する基礎事項は、國會により、社會一般の情勢に適應するように、隨時これを變更することができる。その變更に關しては、人事院においてこれを報告することを怠つてはならない。

人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて國會及び内閣に同時に報告しなければならぬ。給與を決定する諸條件の変化により、俸給表に定める給與を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、國會及び内閣に適當な報告をしなければならぬ。

第二十九條第二項中「に應じて定めた職階別に、且つ、職務の」及び「に改め、」定めた等級別に「を削り、同條第三項中「職階及び等級を同じくする」を同一の内容の雇用條件を有する同一の職階に属する」に改め、同條第四項中「この法律の實施前に」を削り、同條に次の一項を加える。

政府職員の新給與実施に關する法律

昭和二十三年法律第四十六号 第十四條の規定による職務の分類は、これを本條その他の條項に規定された計画であつて、且つ、この法律の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて報告され、國會によつて制定されるまで効力をもちもとのとする。

第三十條 第一項を次のように改める。

職階制は、実施することができるものから、逐次これを實施する。

第三十一條 第一項中「職階制を實施することとなつた場合において」を「職階制を實施するにあつては」に及び「職階及び等級」を「職階」に改める。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 一般職に属するすべての官職については、職階制によらない分類をすることはできない。

(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員に任用は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受驗成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行ふ。

人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその兩者を兼ねるものいづれとするかを適宜決定する。

職員に免職は、法律に定める事由に基いてこれを行わなければならない。

前三項に規定する根本基準の實施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(用語の定義)

第三十四條 人事院は、この法律の施行上必要とする用語の定義、説明及び使用について、人事院規則でこれを定める。

第三十六條 第一項中「職階及び等級」を「官職」に改め、同條第三項を削る。

第三十七條 第一項を次のように改める。

職員に昇任は、その官職より下の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という)によるものとする。但し、人事院は、必要と認めるときは、試験を受ける者の範圍を、適宜制限することができる。

第三十八條 第四号中「第百九條又は第百十條第三号」を「第百九條から第百十一條まで」に改める。

第四十二條中「職階及び等級に屬し」を削る。

第四十四條中「職階及び等級」を「官職」に改める。

第四十五條中「目的とし、その内容は、實際的なものであることを要する。」を「目的とする。」に改める。

第四十七條第二項中「職階及び等級」を「官職」に改め、「試験科目及びその各科目の比重、」を削り、同條第三項中「事項が漏れなく判明することのできるように、」を「事項を周知させることができるように、」に改め、同條に次の一項を加える。

人事院は、公告された試験又は實施中の試験を、取り消し又は變更することができる。

第五十條中「職階及び等級に屬し、」を削る。

第五十一條中「職階及び等級」を削る。

第五十二條中「職階及び等級」を削る。

第五十四條中「その全部又は一部」を「これを」に改める。

(任命権者)

第五十五條 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣(内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣をいう。以下同じ。)、會計検査院長及び人事院總裁並びに各外局の長に属するものとす。これらの機關の長の有する任命権は、その部内の機關に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直屬する機關に属する官職に限られる。但し、外局の長に對する任命権は、各大臣に属する。

前項に規定する機關の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任すること

ができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならぬ。

この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは轉任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

第五十六條に次の但書を加える。

但し、昭和二十六年七月一日前において、人事院は、人事院の議決によつて、いかなる官職についても、その選任の範囲を高點順の志望者四人以内を制限することとする。

(條件附任用期間)

第五十九條 一般職に属するすべての官職に對する職員採用又は昇任は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項又は條件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

第六十條 第二項中「職種又は等級」を削り、同條第三項中「前二項の規定」の下に「又は人事院規則」を加え、同條第五項中「これに基いて発する政令及び」を削る。

第六十一條 第一項中「」の下に「この法律及び人事院規則」に従い、」を加える。

第六十二條 第二項を次のように改める。

前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならぬ。

第六十三條 第二項中「内閣總理大臣」を「内閣及び内閣」に改める。

第六十四條 第二項を次のように改める。

俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適當な事情を考慮して定められ、且つ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

第六十五條 第一項第一号中「同一等級」を「同一の等級又は職級」に改め、同項第五号中「當時勤務を要しない官職」の上に「扶養家族の數、」を加える。

第六十六條 第二項中「職種及び等級」を「職級」に改め、同條第二項を削る。

第六十七條 中「内閣總理大臣」を「内閣及び内閣」に改める。

第六十八條 第三項中「政令又は」を削る。

第六十九條 及び第七十條 中「法令又は人事院指令」を「法令、人事院規則又は人事院指令」に改める。

第七十二條 第三項中「これを内閣總理大臣に提出しなればならぬ」を「これについて、適當な措置を講じなければならぬ。」に改める。

第七十五條 第一項中「法律」の下に「又は人事院規則」を加える。

第七十七條 職員に關する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

第七十八條 第一号中「等がらぬ」を「よくない」に改め、同條第三号中「職種又は等級」を削り、同條に次の一号を加える。

四 官制若しくは定員の改廢又は予算の減少により職職又は過員を生じた場合

第七十九條 中「左の各号の一に該当する場合」の下に「又は人事院規則で定めるその他の場合」を加える。

第八十條 第一項を次のように改める。

前條第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は當然終了したものとす、すみやかに復職を命じなければならぬ。

同條第二項の次に次の一項を加え、第三項中「三分の一」を「二分の一」に改め、その休職の期間中給する俸給の期間中、給與規則で別段の定めをしない限り、何等の給與を受けてはならない。」に改め、いかなる休職も、その事由が消滅したときは、當然に終了したものとみなされる。

第八十一條 第一項第三号を削り、第四号を第三号に改め、同條第三項を削る。

第八十三條 第一項を次のように改める。

停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

同條第二項中「その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「第九十二條の規定による場合の外、停職の期間中給與を受けることができな。」に改め、同條第三項を削る。

第八十四條に次の一項を加える。

人事院は、この法律に規定された調査を終了し、懲戒手続に付することができぬ。

(刑事裁判との関係)

第八十五條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判に係属する間にあつても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に關し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

(調査の結果採るべき措置)

第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分を行ふべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならぬ。

前條に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由がないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要及び、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならぬ。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示することができぬ。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

(懲戒制度の立案及び実施の責務)

第九十五條 人事院は、なるべく速かに、補償制度の研究を行い、その成果を、内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならぬ。

(法令及び上司の命令に従ふ義務並びに職員の団体)

第九十八條 職員は、その職務を遂行するに、法令に從ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従ふなければならない。

職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないこととができる。職員は、これらの組織を通じて、代表を自ら選んで、及びその他社交的・協会的活動を含む適法な目的のため、人事院の定めるところに従ひ、当局と交渉することとができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、理由の、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成し、若しくは加入し、若しくはこれに加入し、若しくはこれに加入しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体の不正な行為をしたことのために不利益な取扱を受けない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)、及び海上保安廳又は監獄に關して勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に對して同盟罷業、怠業その他の爭議行為をなし、又は政府の活動能力を低下せしめる意圖的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのか、若しくはあつてはならない。

職員は同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができぬ。

民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に關する規定は、本項の法人に對してこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは、「人事院」と読み替へるものとする。

前二項の規定は、人事院で扱われる調査又は審判の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審判に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人も、許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に對して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を負する職務にのみ従事しなければならない。職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねるはならない。職員は、官職を兼ねる場合に於いても、それらに對して給與を受

受けるように指示することができぬ。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院によつてのみ審査される。

(懲戒制度の立案及び実施の責務)

第九十五條 人事院は、なるべく速かに、補償制度の研究を行い、その成果を、内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならぬ。

(法令及び上司の命令に従ふ義務並びに職員の団体)

第九十八條 職員は、その職務を遂行するに、法令に從ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従ふなければならない。

職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないこととができる。職員は、これらの組織を通じて、代表を自ら選んで、及びその他社交的・協会的活動を含む適法な目的のため、人事院の定めるところに従ひ、当局と交渉することとができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、理由の、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成し、若しくは加入し、若しくはこれに加入し、若しくはこれに加入しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体の不正な行為をしたことのために不利益な取扱を受けない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)、及び海上保安廳又は監獄に關して勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に對して同盟罷業、怠業その他の爭議行為をなし、又は政府の活動能力を低下せしめる意圖的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのか、若しくはあつてはならない。

職員は同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができぬ。

民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に關する規定は、本項の法人に對してこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは、「人事院」と読み替へるものとする。

前二項の規定は、人事院で扱われる調査又は審判の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審判に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人も、許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に對して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を負する職務にのみ従事しなければならない。職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねるはならない。職員は、官職を兼ねる場合に於いても、それらに對して給與を受

受けるように指示することができぬ。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院によつてのみ審査される。

(懲戒制度の立案及び実施の責務)

第九十五條 人事院は、なるべく速かに、補償制度の研究を行い、その成果を、内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならぬ。

(法令及び上司の命令に従ふ義務並びに職員の団体)

第九十八條 職員は、その職務を遂行するに、法令に從ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従ふなければならない。

職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないこととができる。職員は、これらの組織を通じて、代表を自ら選んで、及びその他社交的・協会的活動を含む適法な目的のため、人事院の定めるところに従ひ、当局と交渉することとができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、理由の、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成し、若しくは加入し、若しくはこれに加入し、若しくはこれに加入しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体の不正な行為をしたことのために不利益な取扱を受けない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)、及び海上保安廳又は監獄に關して勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に對して同盟罷業、怠業その他の爭議行為をなし、又は政府の活動能力を低下せしめる意圖的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのか、若しくはあつてはならない。

職員は同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができぬ。

民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に關する規定は、本項の法人に對してこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは、「人事院」と読み替へるものとする。

前二項の規定は、人事院で扱われる調査又は審判の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審判に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人も、許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に對して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を負する職務にのみ従事しなければならない。職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねるはならない。職員は、官職を兼ねる場合に於いても、それらに對して給與を受

受けるように指示することができぬ。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院によつてのみ審査される。

(懲戒制度の立案及び実施の責務)

第九十五條 人事院は、なるべく速かに、補償制度の研究を行い、その成果を、内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならぬ。

(法令及び上司の命令に従ふ義務並びに職員の団体)

第九十八條 職員は、その職務を遂行するに、法令に從ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従ふなければならない。

職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないこととができる。職員は、これらの組織を通じて、代表を自ら選んで、及びその他社交的・協会的活動を含む適法な目的のため、人事院の定めるところに従ひ、当局と交渉することとができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、理由の、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成し、若しくは加入し、若しくはこれに加入し、若しくはこれに加入しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体の不正な行為をしたことのために不利益な取扱を受けない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)、及び海上保安廳又は監獄に關して勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に對して同盟罷業、怠業その他の爭議行為をなし、又は政府の活動能力を低下せしめる意圖的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのか、若しくはあつてはならない。

職員は同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができぬ。

民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に關する規定は、本項の法人に對してこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは、「人事院」と読み替へるものとする。

前二項の規定は、人事院で扱われる調査又は審判の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審判に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人も、許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に對して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を負する職務にのみ従事しなければならない。職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねるはならない。職員は、官職を兼ねる場合に於いても、それらに對して給與を受

受けるように指示することができぬ。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院によつてのみ審査される。

(懲戒制度の立案及び実施の責務)

第九十五條 人事院は、なるべく速かに、補償制度の研究を行い、その成果を、内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならぬ。

(法令及び上司の命令に従ふ義務並びに職員の団体)

第九十八條 職員は、その職務を遂行するに、法令に從ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従ふなければならない。

職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないこととができる。職員は、これらの組織を通じて、代表を自ら選んで、及びその他社交的・協会的活動を含む適法な目的のため、人事院の定めるところに従ひ、当局と交渉することとができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、理由の、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成し、若しくは加入し、若しくはこれに加入し、若しくはこれに加入しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体の不正な行為をしたことのために不利益な取扱を受けない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)、及び海上保安廳又は監獄に關して勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に對して同盟罷業、怠業その他の爭議行為をなし、又は政府の活動能力を低下せしめる意圖的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのか、若しくはあつてはならない。

職員は同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができぬ。

民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に關する規定は、本項の法人に對してこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは、「人事院」と読み替へるものとする。

前二項の規定は、人事院で扱われる調査又は審判の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審判に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人も、許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に對して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を負する職務にのみ従事しなければならない。職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねるはならない。職員は、官職を兼ねる場合に於いても、それらに對して給與を受

けてはならない。

前項の規定は、地震、火災、水害その他重大災害に際し、当該官職が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

職員は、政府から給與を受けながら、職員の團體から給與を受けない。又は活動してはならない。但し、職員は、人事院によつて認められ又は人事院規則によつて定められた條件又は事情の下において、第九十八條の規定により認められた行為をすることができ

る。

第二百二條第一項中「これらの行為に關與してはならない。」を「これらの行為に關與し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。」に改め、同條第二項中「人事委員会規則で別段の定をした場合は、」を削り、同條第三項を次のように改める。

職員は、政党その他の政治的團體の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

職員は、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた。○の機關と密接な關係にあるものにつくことを承諾し又はついでしてはならない。

第百四條中「その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄長の許可を要する。」を「その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、人事院及びその職員が所轄長の許可を要する。」に改める。

(職員の職務の範囲)
第百五條 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

もに「健全な保險管理を基礎として」に改める。

第百九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 第五條の規定に違反し、人事官の任命に同意した職員でない人事官の任命に同意した職員

二 第七條第三項の規定に違反して任命を承諾した者

三 第八條第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつた者

四 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた職員(此の期間内に両議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。)

五 第十五條の規定に違反して官職を兼ねた者

六 第十六條第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその改定を官報に掲載することを怠つた者

七 第十九條の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は改訂をしなかつた者

八 第二十條の規定に違反して故意に報告しなかつた者

九 第二十七條の規定に違反して差別をした者

十 第四十七條第三項の規定に違反して試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員

十一 第八十三條第一項の規定に違反して停職を命じた者

一 第二條第六項の規定に違反した者

二 第十條又は第十四條の規定に違反して給與を支拂つた者

三 第十七條第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

四 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくこれに應ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくこれに應じなかつた者

五 第十七條第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

六 第十八條の規定に違反して給與を支拂つた者

七 第三十三條第一項の規定に違反して任命をした者

八 第三十九條の規定による禁止に違反した者

九 第四十條の規定に違反して虚偽の報告を行つた者

十 第四十一條の規定に違反して受驗若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者

十一 第六十三條第一項又は第六十六條の規定に違反して給與を支給した者

十二 第六十八條の規定に違反して給與を支拂つた者

十三 第七十條の規定に違反して給與を支拂つた者

し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

十八 第百條第四項の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十九 第百二條第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

二十 任命権者で、附則第九條第一項の規定による臨時の任用を終了させなかつた者

前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その價額を追徴する。

第百十一條 第百九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号又は第百十條第一項第一号から第七号まで、第九号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし又はそのほり助をした者は、それぞれ各本條の刑に處する。

附則第一條第二項を削り、同條第三項中「附則の規定」を「罰則及び附則の規定」及び「法律又は人事委員会規則」に改め、人事院規則又は人事院指令に改める。

人事院設置の際現在在職する委員長及び委員は、この法律により人事官の任命があるまでは、人事官の地位に在るものとみなし、その間は、委員長は、人事院總裁の職務を行うものとする。委員長及び委員は、人事官が任命されたときは、退職するものとし、その場合においては、委員長は、選滞なくその職務を人事院總裁に引き継ぐなければならぬ。人事官の任命は、人事院設置後五日以内に、これを行わなければならない。同條第八項の次に次の一項を加える。

臨時人事委員会の職員は、人事院が設置されたときは、六月の間人事院の職員として條件附で任用

されたものとし、その期間を良好に終了したときは、この法律に基き試験又は選挙に合格し、且つその法律に基き手続によつてその官職を保持するものとみなされ、正式に任命されたものとする。本項のいかなる規定も、人事院の職員に對し、附則第九條の規定の適用を免れさせるものではない。

附則第三條を次のように改める。

第三條 第五條第六項にいう大学学部には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学学部及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含むものとする。

附則第九條から附則第十一條までを次のように改める。

第九條 人事院の指定する日において、次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時に任用されたものとみなす。この臨時の任用は、昭和二十三年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができる。

人事院は、臨時にその官職に準ずる官職を追加して指定し、本條の規定を適用しななければならない。人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在任する職員に對しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる。

人事院は、昭和二十三年七月一日から二年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しななければならない。

第十條 前條第一項の規定により指定される官職以外の官職に在任する職員は、人事院の指定する日において、この法律に基き手続によつて、資格を與えられたものとみなし、すべてこれに人事院規則を適

用するものとす。

附則第三條を次のように改める。

第三條 第五條第六項にいう大学学部には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学学部及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含むものとする。

附則第九條から附則第十一條までを次のように改める。

第九條 人事院の指定する日において、次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時に任用されたものとみなす。この臨時の任用は、昭和二十三年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができる。

人事院は、臨時にその官職に準ずる官職を追加して指定し、本條の規定を適用しななければならない。人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在任する職員に對しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる。

人事院は、昭和二十三年七月一日から二年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しななければならない。

第十條 前條第一項の規定により指定される官職以外の官職に在任する職員は、人事院の指定する日において、この法律に基き手続によつて、資格を與えられたものとみなし、すべてこれに人事院規則を適

用する。
第十一條 任命権者は、昭和二十六年七月一日前においては、人事院の承認を得て、且つ、人事院規則に從ひ、第六十條第一項に規定する臨時の任用の期間を延長することが出来る。
附則第十三條中「外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、検査官その他の」を削る。
附則に次の二條を加える。
第十五條 人事院は、昭和二十六年七月一日前においては、都道府県、市その他地方公共団体の人事機関が、この法律によつて確立された原則に沿つて設置され、且つ、運営されるように協力し、及び技術的助言をなすことが出来る。

第十六條 労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第百号）並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二條の一般職に属する職員には、これを適用しない。
第一次改正法律附則

第一條 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の國家公務員法第十三條第三項から第五項までの規定は、昭和二十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六條の規定及びこの附則第七條中船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第十條の改正規定は、別に人事院規則で定める日から適用する。
第二條 ○人事院規則で定められたものを除き、
○國家公務員法第二百二條第二項の改正規定施行の際、職員で現に公選による公職に在る者は、昭和二十四年二月一日前にその公職を退いて辞表の写及びその辞表が受理され、且つ、その効力を生じたことを公に証明する書面を人事院に送付しない限り、その日においてその官職を失うものとす。

第三條 一般職に属する職員に関しては、別に法律が制定実施されるまでの間、國家公務員法の精神に即して、且つ、同法に基く法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を適用する。但し、労働基準監督機関の職権に關する規定は、一般職に属する職員の勤務条件に關しては、適用しない。
2 前項の場合において必要な事項は、人事院規則で定める。
第四條 職員を主たる構成員とする労働組合又は団体で、國家公務員法附則第十六條の規定が適用される日において、現に存するものは、引き続き存続することが出来る。これらの団体は、すべて役員の手続を定め、その他の組織、目的及び手続において、この法律の規定に從わなければならない。これらの団体は、人事院の定める手続により、人事院に登録しなければならない。
2 前項の組合又は団体に關して必要な事項は、法律又は人事院規則で定める。

第五條 國家公務員法附則第十六條の規定施行前になした同條に掲げる法令の規定に違反する行為に關する罰則の適用については、同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
第六條 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。
第九條第一項中「労働大臣」を「人事院」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項に改め、同項中「第一項」を「前項」に改め、「國の官吏その他の職員は、この下に國家公務員法昭和二十二年法律第百二十号」が適用されるまでは、これを加える。
第七條 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第一條中「海上企業」を「政府以外の海上企業（以下海上企業という。）」に改め、同條に次の一項を加える。
2 政府の業務に従事する船舶に雇われ、俸給、給料、報酬及びその他の給與を國庫より受ける船員の募集、資格要件及び採用は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。
第八條中第二項の次に次の一項を加える。
3 職員に關する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。
第十條中「運輸大臣」を「人事院」に改める。
第二十八條に次の一項を加える。
2 船員教育機関の人事の管理は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。
第八條附則理事大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に關する政令（昭和二十三年政令第百二一号）は、國家公務員に關しては、その効力を失う。
2 前項の政令がその効力を失う前になした同條第二項第一項の規定に違反する行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 この法律施行の際、他の法令中「人事委員会」「人事委員長」「人事委員」及び「人事委員会規則」とあるのは、それぞれ「人事院」「人事院規則」と読み替へるものとす。
第十條 人事院設置の際、現に臨時人事委員会の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、そのまま人事院の各相當の職員となるものとす。人事院の事務局長の職は、臨時人事委員会の事務局長の職に相當するものとす。
第十一條 國會及び裁判所の職員は、昭和二十六年十二月三十一日までこの法律の定める一般職に属する職員とする。

第十二條 官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、高等試験委員及び普通試験委員官制（大正七年勅令第九号）、高等試験令（昭和四年勅令第十五号）、一級官吏銜委員會官制（昭和十六年勅令第四号）、昭和二十年勅令第七十七号（二級事務官の任用資格の特例に關する件）、二級事務官銜銜委員會官制（昭和二十年勅令第七十八号）及び高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法（昭和二十三年法律第五十三号）並びにこれらに基く命令は、この法律施行の日から廢止する。但し、高等試験令は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）、第六十六條及び弁護士法（昭和八年法律第五十三号）第三條の試験に關する限り、又、高等試験委員會は、その第三部に關する限り、昭和二十三年十二月三十一日までは、従前の法律に定めた條件の下に存続するものとす。
2 この法律施行の際、現に前項に規定する法令によつて設置された委員會の事務にもつらばら從事してゐる職員は、その日において、辭令を用いることなく、その職を免ぜられるものとする。

○中井光次君登壇、拍手
國家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告をいたします。
先ず本案の内容について御説明を申し上げます。時間的關係上省略させていただきますが、（資成）と呼ぶ者あり、法案及び配布の資料速記録等について御承知を願いたいとお存じます。（拍手）総理事長は何をいぞと（呼ぶ者あり）
本委員会は十一月十一日から（総理を呼べ）と呼ぶ者あり）予備審査を行なつたのでありますが、その間、労働委員會との連合委員會を十回、本委員會を大回に亘つて開催し、極めて慎重に審議を重ねたのであります。

【副議長退席、議長著席】
特に十一月二十二日の委員会におきましては公聴会を開きまして、労働者側、経営者側、学識経験者側より公述人の出席を求めました。有益なる公述を聴取して審議の参考として供した次第であります。（その通り）反対が多かつた（呼ぶ者あり）本十一月三十日衆議院から本院に送付せられて、更に本審査を行なつたのであります。（総理事長の出席を求め）うりますさい（呼ぶ者あり）
次に質疑應答の概要を申し上げます。
第一は、本改正法律案は如何なる理由で提案しなければならなかつたのか、又深く検討の上で提案されたものであるかとの質問に對しまして、政府は、本法案はマ元帥の書簡に基いてできたものであつて、その意圖するところは從來の悪い官僚機構を打破せんとするにある。公務員が極めて制限された労働運動しか許されたいというところは、私書簡にも示すところである。これは私的企業の労資の対立とは異なつて、對等の地位にあるものではない。國民を背景とする政府は公務員に對して上下の關係にあるのであつて、一部は行き過ぎがあつたか否かという客觀情勢に質上止むを得ないものであつて、事の本質上止むを得ないものであります。（それでよし）と呼ぶ者あり）
第二は、本改正法律案は憲法違反にあらずとの根拠の下に提案されたものと考えますが、政府の所見如何との質問に對し、政府は、新憲法第二十八條は、國民の權利も「公共の福祉に反しない限り」と國民の權利の限界を示した憲法第十三條の枠内においてのみ考えらるべきものと解釈するから、國家公務員法改正法律案第九十八條の制限も憲法違反にあらずと思ふ旨の答弁があつたのであります。（その通り）と呼ぶ者あり）
第三は、本改正法律案に關して重要なことは公務員に對して如何なる給與を與へる考へであるか、又臨時人事

第一條中「海上企業」を「政府以外の海上企業（以下海上企業という。）」に改め、同條に次の一項を加える。
2 政府の業務に従事する船舶に雇われ、俸給、給料、報酬及びその他の給與を國庫より受ける船員の募集、資格要件及び採用は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。
第八條中第二項の次に次の一項を加える。
3 職員に關する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。
第十條中「運輸大臣」を「人事院」に改める。
第二十八條に次の一項を加える。
2 船員教育機関の人事の管理は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。
第八條附則理事大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に關する政令（昭和二十三年政令第百二一号）は、國家公務員に關しては、その効力を失う。
2 前項の政令がその効力を失う前になした同條第二項第一項の規定に違反する行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 この法律施行の際、他の法令中「人事委員会」「人事委員長」「人事委員」及び「人事委員会規則」とあるのは、それぞれ「人事院」「人事院規則」と読み替へるものとす。
第十條 人事院設置の際、現に臨時人事委員会の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、そのまま人事院の各相當の職員となるものとす。人事院の事務局長の職は、臨時人事委員会の事務局長の職に相當するものとす。
第十一條 國會及び裁判所の職員は、昭和二十六年十二月三十一日までこの法律の定める一般職に属する職員とする。

【副議長退席、議長著席】
特に十一月二十二日の委員会におきましては公聴会を開きまして、労働者側、経営者側、学識経験者側より公述人の出席を求めました。有益なる公述を聴取して審議の参考として供した次第であります。（その通り）反対が多かつた（呼ぶ者あり）本十一月三十日衆議院から本院に送付せられて、更に本審査を行なつたのであります。（総理事長の出席を求め）うりますさい（呼ぶ者あり）
次に質疑應答の概要を申し上げます。
第一は、本改正法律案は如何なる理由で提案しなければならなかつたのか、又深く検討の上で提案されたものであるかとの質問に對しまして、政府は、本法案はマ元帥の書簡に基いてできたものであつて、その意圖するところは從來の悪い官僚機構を打破せんとするにある。公務員が極めて制限された労働運動しか許されたいというところは、私書簡にも示すところである。これは私的企業の労資の対立とは異なつて、對等の地位にあるものではない。國民を背景とする政府は公務員に對して上下の關係にあるのであつて、一部は行き過ぎがあつたか否かという客觀情勢に質上止むを得ないものであつて、事の本質上止むを得ないものであります。（それでよし）と呼ぶ者あり）
第二は、本改正法律案は憲法違反にあらずとの根拠の下に提案されたものと考えますが、政府の所見如何との質問に對し、政府は、新憲法第二十八條は、國民の權利も「公共の福祉に反しない限り」と國民の權利の限界を示した憲法第十三條の枠内においてのみ考えらるべきものと解釈するから、國家公務員法改正法律案第九十八條の制限も憲法違反にあらずと思ふ旨の答弁があつたのであります。（その通り）と呼ぶ者あり）
第三は、本改正法律案に關して重要なことは公務員に對して如何なる給與を與へる考へであるか、又臨時人事

【副議長退席、議長著席】
特に十一月二十二日の委員会におきましては公聴会を開きまして、労働者側、経営者側、学識経験者側より公述人の出席を求めました。有益なる公述を聴取して審議の参考として供した次第であります。（その通り）反対が多かつた（呼ぶ者あり）本十一月三十日衆議院から本院に送付せられて、更に本審査を行なつたのであります。（総理事長の出席を求め）うりますさい（呼ぶ者あり）
次に質疑應答の概要を申し上げます。
第一は、本改正法律案は如何なる理由で提案しなければならなかつたのか、又深く検討の上で提案されたものであるかとの質問に對しまして、政府は、本法案はマ元帥の書簡に基いてできたものであつて、その意圖するところは從來の悪い官僚機構を打破せんとするにある。公務員が極めて制限された労働運動しか許されたいというところは、私書簡にも示すところである。これは私的企業の労資の対立とは異なつて、對等の地位にあるものではない。國民を背景とする政府は公務員に對して上下の關係にあるのであつて、一部は行き過ぎがあつたか否かという客觀情勢に質上止むを得ないものであつて、事の本質上止むを得ないものであります。（それでよし）と呼ぶ者あり）
第二は、本改正法律案は憲法違反にあらずとの根拠の下に提案されたものと考えますが、政府の所見如何との質問に對し、政府は、新憲法第二十八條は、國民の權利も「公共の福祉に反しない限り」と國民の權利の限界を示した憲法第十三條の枠内においてのみ考えらるべきものと解釈するから、國家公務員法改正法律案第九十八條の制限も憲法違反にあらずと思ふ旨の答弁があつたのであります。（その通り）と呼ぶ者あり）
第三は、本改正法律案に關して重要なことは公務員に對して如何なる給與を與へる考へであるか、又臨時人事

委員会は内閣に対して新給與の勧告を提出するに於て、それ以上責任なしと考へておるからと質問に對し、政府は、公務員の給與問題の重要性は十分に認識しておるのであつて、公務員に對して本改正案によつて或る種の制約を加へる以上、他方これに保護を與えなければならぬ、此の點に對しては、一方においてこの改正案を提案すると共に、去る七月より給與問題を取り上げて努力を続け、先日内閣に對して勧告案を提出したのである。人事委員會は法理上、財源その他の問題には権限を賦與されては、これ以上責任なしとは毛頭考へておられない。勧告の裏付けをするという意味で今後檢討努力を続けたい意向である旨の答弁があつたのであります。

第四は、公務員の範圍が不明である。公務員とは何であるか。又本法律案の第一條の官吏と公務員と如何なる關係にあるかとの質問に對し、政府は、遺憾ながら現在の段階では公務員の範圍は不明確である。將來職務制度が実施されるようになれば、その地位を占める者はすべて公務員であると思ふことになつて次第に明確であると思ふ。又第一條の官吏は、憲法とは時間的ズレがあるものであるが、第一條では憲法の表現をそのまま引例して官吏という言葉を使つたものである旨の答弁があつたのであります。以上が大體本法律案に対する主要なる質疑應答の外に、いろいろの角度から政府側と委員側とに詳細かつ多岐に亘る質疑應答が交換されましたが、これらは速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。かくて質疑を終りましたので、討論に移りましたところ、一委員より、我が國の現在の事情より見ても、善良なる勤勞者においても、かかる法案に對する反對意向が多いのであつて、本國會においては反對意見を表明する國が大切である。本案の骨子は特別職の縮小、

人事院の権限強化、労働者の基本的権利の制限案である。(その通り)と呼ぶ者あり)特別職の縮小は一般職の増加することであり、生活保障の裏付けが十分でない限り、公務員の基本的権利を縮小することは賛成し難い。又人事院の権限を強化すること、既に官制制度を打破することよりも、人事院が従来の官僚に取つて代る結果を生ずる虞れが多く、その効果も疑わしい。(その通り)と呼ぶ者あり)又その人事院に民主的機關を設け、専断の弊を矯正しなければならぬ。かかる見地から、人事諮問委員會を設けてこの趣旨を徹底させたい。又労働組合の結成は民主化促進に欠くべからざるもので、長い封建の殻を破つて労働者固有の権利を與へられるに至つた。この團結権、罷業権を制限されることは反對であるとの趣旨で反對の意見の開陳があつたのであります。これに對して一委員より、衆議院送付の本法案に賛成する旨の意見が述べられたのであります。

次に衆議院送付の本法案全部を採決いたしましたところ、多数決を以て可決いたしました。法律案は衆議院送付の一部を改正する法律案は衆議院送付通り議決せられたものであります。(拍手)

尙最後に申し上げたいことは、この法律案につきましても討論中、一委員より修正案の動議が提出されました。これをみずから撤回されたことでもあります。この撤回修正案の内容につきましては速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。右の修正案は、委員より自発的に、種々の事情によつて最小限度に止めたこの修正案を諸般の事情及びもつとこれを取り戻すか、(拍手)時間の関係でこれを撤回するものであるが、近く第四國會も開始されることである、この上にも國家公務員法に關する研究並びにこれに對する修正の要望は、これを撤回するものではない。要するに本法案も完全無欠なものではない、研究に時を費すならば、十分にその精神を發揮するがためには尙幾多の點において修正を行いたいという強い要望があつた次第であります。(同感)と呼ぶ者あり)以上を以ちまして人事委員會の審議の報告を終りましたと存じます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 本案に對し

まして討論の通告がございます。羽仁五郎君。(総理大臣どうした)と呼ぶ者あり) 本案は重要な問題でありますので、総理大臣の出席を要求いたします。(その通り)と呼ぶ者あり(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 御承知、出席を要求したのでありますから、先程出席を求められたという話です。(副議長が来ておる)行つて来たのだ(職務放棄だ)行つて来たのだ(職務放棄)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○副議長(松本治一郎君) 佐々木君。(佐々木良作君登壇、拍手) (総理大臣でなければ分らない) (進行々々)と呼ぶ者あり、拍手

○佐々木良作君 本法案は重要な法案であるからというので、総理大臣以下の大員の出席をすつと前から求めておつたわけである。さうしてこの前の先程中(い)な法案が入りましたけれども、その前の議院運営の小委員會において決定された日程の順序に従つて見えておつたのであります。さうだ(さうだ)と呼ぶ者あり)ところがその間に議事が遅延し、國家公務員法が上になつたから、(病氣じやしようがない)病氣詰めた(明日やれ)と呼ぶ者あり)黙つて黙つて發言しておるの

は俺だけなんだ。議長取締りを願ひます。(副議長(松本治一郎君) 御静謐に願ひます)

○佐々木良作君(續) そつして今事務局長及び政府委員を通じて、再三再四総理大臣の出席を要求したところが、事務局長及び各政府委員の答へが全部まづちに出た、それは使に行つておる、連絡してあるという知らせが参つて、又迎えに行つておるといふ返事がある。それと同時に、連絡して見たところが病氣で来られないのだという答弁が来るらうし、これでは、どれを不当にしたらうし、いかに分らないのであります。だから従つてその間の事情をはつきりど政府の代表者から聞いて、ここに我々は對処したいと思ひます。それを提案します。

○副議長(松本治一郎君) 羽仁五郎君が「政府委員の出席を求め、(病氣か、笑)か」と呼ぶ者あり、(笑)

○國務大臣(林義朗君) 総理大臣は先程こちらに何つておつたのでありますけれども、(詭弁だと呼ぶ者あり)昨晩の徹夜の時おりました、聊か健康を害しましたので帰したわけであり、私では勿論不肖でありまして勤まらんとは考へますけれども、副総理の名目を持っており、御進行をお願いしたいと思ひます。

○副議長(松本治一郎君) 暫時休憩いたします。

午後十時四十六分休憩

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引續き發言を願ひます。政府より發言を求められました。これを許可いたします。林國務大臣。

合同審査會を十一月二十五日参議院に... 参議院會議第十八号... 本日(松平恒雄君) 本日はこれにて...

- 本日(松平恒雄君) 本日はこれにて... 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号...

- 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号...

- 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号...

- 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号... 参議院會議第十八号...

定價一部 四四五十銭... 東京都新宿区市ヶ谷本村町... 電話九段五三一